

基本計画書

基本計画										
事項	記入欄								備考	
計画の区分	大学院の研究科の専攻に係る課程の変更									
フリガナ設置者	ガクウリョウジン ホトカクケン 学校法人 峯徳学園									
フリガナ大学の名称	サイトマケンダクイブガクウケン 埼玉学園大学大学院 (Graduate School of Saitama Gakuen University)									
大学本部の位置	埼玉県川口市大字木曾呂1510番地									
大学の目的	学部教育を基礎とし、より高度な専門性の高い学術理論及び応用を教授研究することにより、我が国の文化の発展へ貢献することを期する。									
新設学部等の目的	経営に関して、知識基盤型社会の到来に対応できる高度の専門性・独創性と豊かな人間性を兼ね備え、地域社会でリーダー的な役割を果たすことのできる自立した研究能力を備えた社会人の育成を教育研究上の目的とする。									
新設学部等の概要	新設学部等の名称	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	開設時期及び開設年次	所在地		【基礎となる学部等】 経営学研究科経営学専攻（修士課程） 経済経営学部経済経営学科 14条特例の実施	
	経営学研究科 [Graduate School of Business Administration] 経営学専攻 [Course of Business Administration] 計	3	3	—	9	博士（経営学）	平成25年4月 第1年次	埼玉県川口市大字木曾呂1510番地		
同一設置者内における変更状況 (定員の移行, 名称の変更等)	埼玉学園大学 経営学部（廃止） 経営学科 (△120) (平成24年9月届出予定) (3年次編入学定員) (△10) 会計学科 (△45) (平成24年9月届出予定) (3年次編入学定員) (△10) ※平成25年4月 学生募集停止 平成25年4月 埼玉学園大学経済経営学部経済経営学科設置 (平成24年4月設置届出済)									
教育課程	新設学部等の名称	開設する授業科目の総数				卒業要件単位数				
	経営学研究科 経営学専攻（博士後期課程）	講義	演習	実習	計	12単位				
教員組織の概要	学部等の名称		専任教員等					兼任教員		
			教授	准教授	講師	助教	計	助手	人	
	新設分	経営学研究科 経営学専攻（博士後期課程）	15 (14)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	15 (14)	0 (0)	12 (10)	
		計	15 (14)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	15 (14)	0 (0)	12 (10)	
	既設分	経営学研究科 経営学専攻（修士課程）	16 (15)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	16 (15)	0 (0)	16 (17)	
		計	16 (15)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	16 (15)	0 (0)	16 (17)	
合計		16 (15)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	16 (15)	0 (0)	16 (17)		
教員以外の職員の概要	職種		専任		兼任		人		大学全体	
	事務職員		22 (22)		14 (14)		36 (36)			
	技術職員		0 (0)		0 (0)		0 (0)			
	図書館専門職員		1 (1)		1 (1)		2 (2)			
	その他の職員		0 (0)		12 (12)		12 (12)			
計		23 (23)		27 (27)		50 (50)				
校地等	区分	専用	共用		共用する他の学校等の専用		計		川口短期大学と共用	
	校舎敷地	0㎡	17,800.00㎡		0㎡		17,800.00㎡			
	運動場用地	0㎡	18,942.55㎡		0㎡		18,942.55㎡			
	小計	0㎡	36,742.55㎡		0㎡		36,742.55㎡			
	その他	0㎡	819.00㎡		0㎡		819.00㎡			
合計		0㎡	37,561.55㎡		0㎡		37,561.55㎡			
校舎	専用		共用		共用する他の学校等の専用		計		川口短期大学と共用	
	9,711.25㎡ (9,711.25㎡)		2,646.83㎡ (2,646.83㎡)		3,090.61㎡ (3,090.61㎡)		15,448.69㎡ (15,448.69㎡)			

教室等	講義室	演習室	実験実習室	情報処理学習施設	語学学習施設	大学全体			
	21室	11室	5室	2室 (補助職員0人)	0室 (補助職員0人)				
専任教員研究室		新設学部等の名称		室数		申請研究科全体			
		経営学研究科経営学専攻(博士後期課程)		15室					
図書・設備	新設学部等の名称	図書 〔うち外国書〕 冊	学術雑誌 〔うち外国書〕 種	電子ジャーナル 〔うち外国書〕	視聴覚資料 点	機械・器具 点	標本 点	大学全体での共用分 (左記冊数を除く) 図書55,438冊 〔4,045冊〕 学術雑誌65種 〔13種〕 視聴覚資料1,526点 〔169点〕	
	経営科学研究科 経営学専攻(博士後期課程)	36,702 [4,889] (34,302) [4,844]	76 [26] (76 [26])	1,773 [1,773] (1,773 [1,773])	200 [20] (155) [14]	1,353 (1,343)	0 [0] (0 [0])		
	計	36,702 [4,889] (34,302) [4,844]	76 [26] (76 [26])	1,773 [1,773] (1,773 [1,773])	200 [20] (155) [14]	1,353 (1,343)	0 [0] (0 [0])		
図書館		面積	閲覧座席数		収納可能冊数		大学全体		
		1,200.29㎡	174席		約200,000冊				
体育館		面積	体育館以外のスポーツ施設の概要						
		1,093.00㎡	テニスコート(3面) 2,739.00㎡						
経費の見積り及び維持方法の概要	区分	開設前年度	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	申請研究科全体 図書費には記事・辞書データベースの整備費(運用コストを含む)を含む
		教員1人当り研究費等	480千円	480千円	480千円	－千円	－千円	－千円	
	共同研究費等	900千円	900千円	900千円	－千円	－千円	－千円		
	図書購入費	2,247千円	4,347千円	4,347千円	4,347千円	－千円	－千円	－千円	
	設備購入費	1,190千円	500千円	500千円	500千円	－千円	－千円	－千円	
学生1人当り納付金	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次			
	1,000千円	700千円	700千円	－千円	－千円	－千円			
学生納付金以外の維持方法の概要		私立大学等経常経費補助金							
大学の名称 埼玉学園大学									
既設大学の状況	学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	定員超過率	開設年度	所在地
	人間学部 人間文化学科	4	120	3年次 10	500	学士(文学)	0.95 0.93	平成13年度	埼玉県川口市 大字木曾呂1510番地
	子ども発達学科	4	120	3年次 10	440	学士(人間学)	0.98	平成17年度	
	経営学部 経営学科	4	120	3年次 10	500	学士(経営学)	0.60 0.68	平成13年度	
	会計学科	4	45	3年次 10	260	学士(経営学)	0.43	平成17年度	
	大学院 経営学研究科経営学専攻(M)	2	10	—	20	修士(経営学)	0.96	平成22年度	
	大学の名称	川口短期大学							
学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	定員超過率	開設年度	所在地	
ビジネス実務学科	2	140	—	280	短期大学士 (ビジネス実務)	0.52	平成18年度	埼玉県川口市 大字木曾呂1511番地	
こども学科	2	150	—	300	短期大学士 (こども学)	1.09	平成20年度		
附属施設の概要	該当なし								

教 育 課 程 の 概 要

(経営学研究科経営学専攻博士後期課程)

科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考	
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手		
経営分野	経営学特講	1・2・3前		2		○			2						兼1
	経営組織論特講	1・2・3前		2		○			1						
	ヘルスケアサービス・マネジメント特講	1・2・3前		2		○			1						
	地域企業論特講	1・2・3後		2		○									
	国際経営特講	2・3後		2		○			1						
	経営史特講	1・2・3前		2		○			2						
	経営財務特講	1・2・3前		2		○			1						
	I Rと企業情報特講	1・2・3後		2		○			1						
	マーケティング論特講	1・2・3後		2		○								兼1	
	労務管理特講	1・2・3前		2		○								兼1	
小計 (10 科目)			0	20	0	-			9					兼3	-
会計・税務分野	財務会計特講	1・2・3前		2		○			1						兼1
	管理会計特講	1・2・3後		2		○								兼1	
	国際会計特講	1・2・3前		2		○			1						
	租税法特講	1・2・3前		2		○			1						
小計 (4 科目)			0	8	0	-			3					兼2	-
金融分野	貨幣論特講	1・2・3前		2		○			1						
	金融論特講	1・2・3後		2		○								兼1	
	国際金融論特講	1・2・3後		2		○			1					兼1	
	小計 (3 科目)			0	6	0	-			2				兼2	-
信用リスク評価分野	リスク・マネジメント特講	1・2・3後		2		○								兼1	
	格付評価特講	1・2・3前		2		○			1						
	ABS(仕組債)・金融機関格付評価特講	2・3後		2		○								兼2	
	民間企業・ソブリン格付評価特講	1・2・3後		2		○								兼2	
小計 (4 科目)			0	8	0	-			1					兼5	-
研究指導	特別研究指導Ⅰ	1通	2			○			11						
	特別研究指導Ⅱ	2通		2		○			11						
	特別研究指導Ⅲ	3通		2		○			11						
	小計 (3 科目)			2	4	0	-			11					-
合 計 (24 科目)			2	46	0	-			15					兼12	-
学位又は称号		博士 (経営学)			学位又は研究科の分野			経済学関係							
卒業要件及び履修方法							授業時間等								
必修科目 2 単位を含め、12 単位以上を修得し、かつ、博士論文を提出し、その審査及び最終試験に合格すること。							1 学年の学期区分		2 学期						
							1 学期の授業期間		15 週						
							1 時限の授業時間		90 分						

教育課程の概要

(経営学研究科経営学専攻(修士課程))

科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考		
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手			
経営分野	経営学特論	1・2前		2		○			2						兼1 兼1 兼1 兼1 兼2 兼1 オムニバス	
	経営組織論特論	1・2前		2		○			1							
	医療経済特論	1・2前		2		○										
	ヘルスケアサービス・マネジメント特論	1・2後		2		○			1							
	労務管理特論	1・2後		2		○			1							
	地域企業論特論	1・2後		2		○										
	国際経営特論	1・2前		2		○			1							
	マーケティング特論	1・2後		2		○										
	経営史特論	1・2前		2		○			2							
	経営財務特論	1・2後		2		○			1							
	I R と企業情報特論	1・2前		2		○			1							
	アジア経済事情特論	1・2後		2		○										
	会社法特論	1・2前		2		○										
	小計(13科目)	—	—	0	26	0	—	—	—	10						兼7
会計・ 税務分野	財務会計特論	1・2前		2		○			1						兼1 兼1 兼1 兼1 兼1 兼1	
	管理会計特論	1・2後		2		○			1							
	国際会計特論	1・2前		2		○			1							
	会計監査特論	1・2後		2		○										
	簿記特論	1・2後		2		○										
	租税法特論	1・2通		2		○			1							
	法人税法特論	1・2後		2		○										
	所得税法特論	1・2後		2		○										
小計(8科目)	—	—	0	16	0	—	—	—	4					兼4	—	
金融分野	金融論特論	1・2後		2		○									兼2 兼1 兼1 兼1	
	国際金融論特論	1・2前		2		○										
	貨幣論特論	1・2前		2		○			1							
	証券市場特論	1・2後		2		○										
	現代金融システム特論	1・2後		2		○			1							
小計(5科目)	—	—	0	10	0	—	—	—	2					兼4	—	
信用 リスク 評価 分野	リスク・マネジメント特論	1・2前		2		○									兼1 兼1	
	格付評価特論	1・2後		2		○			1							
	小計(2科目)	—	—	0	4	0	—	—	1					兼1		—
研究 指導	研究指導Ⅰ	1通	4				○		14						兼16	
	研究指導Ⅱ	2通	4				○		14							
	小計(2科目)	—	8	0	0	—	—	—	14					兼16		—
合計(30科目)			8	56	0	—	—	—	17						兼16	—
学位又は称号		修士(経営学)			学位又は研究科の分野			経済学関係								
卒業要件及び履修方法								授業時間等								
必修科目8単位を含め、30単位以上を修得し、かつ、修士論文あるいは課題レポートを提出し、その審査及び最終試験に合格すること。								1学年の学期区分				2学期				
								1学期の授業期間				15週				
								1時限の授業時間				90分				

教育課程の概要

(経済経営学部経済経営学科)



科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考		
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手			
全学 共通 科目	日本文学入門	1・2 後		2		○									兼2	
	英語圏文学入門	1・2 前		2		○									兼1	
	日本史学入門	1・2 後		2		○									兼2	
	西洋史学入門	1・2 前後		2		○									兼1	
	言語学	1・2 前後		2		○									兼1	
	宗教学	1・2・3 前後		2		○									兼1	
	哲学	1・2・3 前		2		○									兼1	
	倫理学	1・2・3 後		2		○									兼1	
	生命の倫理	2・3 前後		2		○									兼1	
	美術史	1・2 前後		2		○									兼1	
	日本語の運用	1・2 前		2		○									兼3	
	文章作成法	1・2 後		2		○									兼3	
	政治学	2・3 前後		2		○									兼1	
	法学入門	1・2 前		2		○									兼1	
	憲法（日本国憲法）	1・2 前後		2		○									兼1	
	民法	2・3 前		2		○									兼1	
	ジェンダー学	1・2 前		2		○									兼1	
	社会学Ⅰ	1・2 前		2		○									兼1	
	社会学Ⅱ	1・2 後		2		○									兼1	
	経済学入門	1・2 前		2		○				1						
	国際関係論	2・3 前後		2		○									兼1	
	環境学	2・3 前後		2		○				1						
	科学史	1・2 前後		2		○									兼1	
	統計学Ⅰ	1・2 前		2		○				1						
	統計学Ⅱ	1・2 後		2		○				1						
	数学（線形代数基礎）	1・2 前		2		○					1				兼1	
	数学（解析基礎）	1・2 後		2		○						1			兼1	
	情報科学史	2・3 前		2		○				1						
	情報機器の操作	1 前後		2		○									兼2	※実習
	情報処理（文書の作成と表現）	1・2 後		2		○									兼1	※実習
	情報処理（表計算）	1・2 前後		2		○									兼1	※実習
	情報処理（データベース）	2・3 前後		2		○									兼1	※実習
	インターンシップⅠ	1・2 後		2					○	1	1				兼1	
	インターンシップⅡ	3・4 後		2					○	1	1				兼1	
	健康科学Ⅰ（理論・実技）	1 前		1					○						兼2	※講義
	健康科学Ⅱ（理論・実技）	1・2 後		1					○						兼2	※講義
	教養演習Ⅰ	1 前		2					○	9	3	1				
	教養演習Ⅱ	1 後		2					○	9	3	1				
小計（38科目）	—		2	72	0				9	3	1			兼27	—	
英語Ⅰ	1 前		1					○						兼2		
英語Ⅱ	1 後		1					○						兼2		
英語Ⅲ（見て聴く英語）	2・3・4 前			1				○						兼1		
英語Ⅳ（見て聴く英語）	2・3・4 後			1				○						兼1		
英語Ⅴ（読む英語）	2・3・4 前			1				○						兼1		
英語Ⅵ（読む英語）	2・3・4 後			1				○						兼1		
英語Ⅶ（資格の英語）	2・3・4 前			1				○						兼1		
英語Ⅷ（資格の英語）	2・3・4 後			1				○						兼1		
英会話Ⅰ（初級）	1・2・3・4 前			1				○						兼2		
英会話Ⅱ（中級）	1・2・3・4 後			1				○						兼2		
中国語Ⅰ（初級）	1・2・3・4 前			1				○	1							
中国語Ⅱ（中級）	1・2・3・4 後			1				○	1							
韓国語Ⅰ（初級）	1・2・3・4 前			1				○						兼1		
韓国語Ⅱ（中級）	1・2・3・4 後			1				○						兼1		
ドイツ語Ⅰ（初級）	1・2・3・4 前			1				○						兼1		
ドイツ語Ⅱ（中級）	1・2・3・4 後			1				○						兼1		
フランス語Ⅰ（初級）	1・2・3・4 前			1				○	1							
フランス語Ⅱ（中級）	1・2・3・4 後			1				○	1							

科目 区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考				
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手					
	日本語・日本事情Ⅰ	1前	1					○								兼1		
	日本語・日本事情Ⅱ	1後	1					○								兼1		
	日本語・日本事情Ⅲ	1・2・3・4前		1				○								兼1		
	日本語・日本事情Ⅳ	1・2・3・4後		1				○								兼1		
	小計 (22科目)	—	4	18	0			—		2						兼8	—	
経済科目群	経済学総論	1前	2					○			1							
	経済学	1・2後	2					○			1							
	経済史	1・2前		2				○			1							
	ミクロ経済学	2・3・4前		2				○			1							
	マクロ経済学	2・3・4後		2				○			1							
	経済学史	1・2後		2				○			1							
	国際経済論	1・2前		2				○				1						
	日本経済論	1・2後		2				○			1							
	財政学	1・2前後		2				○									兼1	
	金融論	1・2前		2				○			1							
	国際金融論	1・2後		2				○			1							
	社会政策論	1・2前後		2				○									兼1	
	経済政策論	1・2前後		2				○			1							
	産業組織論	3・4前		2				○									兼1	
	アジア経済論	3・4前後		2				○			1							
	発展途上国論	3・4前		2				○				1						
	欧米経済事情	3・4後		2				○			1							
	環境経済学	1・2前後		2				○									兼1	
小計 (18科目)	—	4	32	0			—		7		1					兼3	—	
学部専門科目	経営科目群	経営学総論	1前	2				○			2							
		経営学	1・2後	2				○			2							
		法学	1・2後		2				○									兼1
		経営史	1・2前後		2				○			1						
		リスク・マネジメント論	2・3・4前後		2				○									兼1
		経営管理論	2・3・4前後		2				○			1						
		企業論	2・3・4前後		2				○			1						
		企業法Ⅰ	2・3・4前		2				○									兼1
		企業法Ⅱ	2・3・4後		2				○									兼1
		経営戦略論	3・4前		2				○			1						
		経営組織論	2・3・4後		2				○			1						
		生産管理論	2・3・4前後		2				○			1						
		ベンチャー企業論	3・4前後		2				○									兼1
		ヘルスケアサービス・マネジメント	3・4後		2				○			1						
		国際経営論	3・4前後		2				○									兼1
		アジア経営論	2・3・4前後		2				○			1						
		日本経営論	2・3・4前		2				○									兼1
		中小企業論	2・3・4後		2				○			1						
		環境経営論	3・4後		2				○			1						
		経営学史	3・4前		2				○			1						
		経営心理学	1・2・3・4後		2				○				1					
		マーケティング論	2・3・4前		2				○				1					
		人的資源管理	3・4前		2				○									兼1
消費者行動論	3・4後		2				○				1							
マーケティング・リサーチ	3・4後		2				○				1							
経営財務論Ⅰ	2・3・4前		2				○			1								
経営財務論Ⅱ	2・3・4後		2				○			1								
企業情報論 (IR)	2・3・4後		2				○			1								
証券市場論	2・3・4前		2				○			1								
小計 (29科目)	—	4	54	0			—		10	2						兼7	—	
会計科目群	会計学総論	1・2後	2					○			1							
	初級簿記	1前		2				○			1							
	中級簿記	1・2前		2				○									兼1	
	上級簿記	1・2・3前		2				○			1							

科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考	
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手		
学部専門科目	会計科目群	租税法Ⅰ	2・3・4前	2		○			1						兼1 兼1 兼1 兼1
		租税法Ⅱ	2・3・4後	2		○			1						
		財務諸表論Ⅰ	1・2・3前	2		○				1					
		財務諸表論Ⅱ	1・2・3後	2		○				1					
		原価計算論Ⅰ	2・3・4前	2		○									
		原価計算論Ⅱ	2・3・4後	2		○									
		管理会計論Ⅰ	2・3・4前	2		○			1						
		管理会計論Ⅱ	2・3・4後	2		○			1						
		経営分析論	2・3・4前後	2		○									
		監査論	2・3・4前後	2		○									
	国際会計論	2・3・4前	2		○			1							
	環境会計論	2・3・4後	2		○			1							
	税務会計論Ⅰ	2・3・4前	2		○			1							
	税務会計論Ⅱ	2・3・4後	2		○			1							
	会計学特論	3・4前	2		○				1						
	パソコン会計	2・3・4後	2		○				1						
	小計(20科目)	—	—	2	38	0	—	—	4	1				兼3	—
	共通科目群	経済経営統計学	2・3・4前	2		○			1						兼1 時事テーマに応じて適宜開講する。
		外国書講読	3・4後	2		○				1					
		職業指導	3・4前後	2		○									
特殊講義Ⅰ		1・2・3・4前後	2		○										
特殊講義Ⅱ		1・2・3・4前後	2		○										
特殊講義Ⅲ		1・2・3・4前後	2		○										
特殊講義Ⅳ		1・2・3・4前後	2		○										
基礎演習		2通	4				○	9	3	1					
専門演習		3通	4				○	9	3	1					
卒業論文又は卒業研究		4通	4				○	9	3	1					
小計(10科目)	—	—	8	18	0	—	—	15	3	1			兼1	—	
合計(137科目)	—	—	24	22	0	—	—	21	3	1			兼37	—	
学位又は称号		学士(経済経営学)		学位又は学科の分野			経済学関係								
卒業要件及び履修方法							授業時間等								
全学共通科目(外国語以外)から必修を含め32単位以上、全学共通科目(外国語)から6単位以上、学部専門科目から必修を含め68単位以上、合計124単位以上修得すること。なお、他学科の開設科目から18単位までを算入することができる。 (履修科目の登録の上限:40単位(年間))							1学年の学期区分			2学期					
							1学期の授業期間			15週					
							1時限の授業時間			90分					

授 業 科 目 の 概 要

(経営学研究科経営学専攻 博士後期課程)

	授業科目の名称	講義等の内容	備考
経 営 分 野	経営学特講	<p>(13 磯山 優)</p> <p>本講義は、修士課程での内容を発展させ、博士論文を作成するために必要な経営学に関する知識を、主にマクロ組織の視点から習得することを目指す。そのため、講義内容には経営組織論だけでなく非営利組織論、経営戦略論の内容も含まれる。具体的には、個別組織内での組織の部門化を出発点とし、組織同士の結合及び組織の分化による組織のグループ化について講義する。さらに、近年、非営利組織に対する注目度が高まっていることを踏まえ、営利を目的としない非営利組織はどのような経営戦略を策定し構造的特徴を持っているかについて、制度との関連に注目しつつ営利を目的とする企業の経営戦略や構造と比較しながら講義する。</p> <p>(14 文 智彦)</p> <p>本講義では、企業経営の根幹である経営戦略について、体系的に理論を理解し、かつ批判的視点から理論の考察をできる研究者としての高度な知識を習得することを目的とする。経営戦略とは、企業の長期的な存続・発展のための方針である。このような経営戦略の諸理論について、事例を分析しながら、その意義と課題について講義する。さらに経営戦略の策定と実行に関わる戦略的意思決定プロセスに関する諸研究を講義する。</p>	
	経営組織論特講	<p>本授業では、修士課程における研究で習得した知識を発展させ、博士論文の作成に必要な水準の理論の習得と、経営組織に関する認識を深化させることを目標とする。特に知識社会化と情報通信化の進展で、専門知識を深めながら他分野と連携できる力量や、分業を担いながら協業の全体を概観できる能力など、経営組織の現場で総合的な能力が求められていることに注目して、主としてこうした視点に立った、経営科学とその周辺分野での代表的な文献を受講生に割り当て、手分けして紹介しあいながら、新しい時代の経営組織像をめぐって講義する。</p>	
	ヘルスケアサービス・マネジメント特講	<p>本講義では、修士課程において習得した専門知識を更に発展させ、博士論文作成に必要なヘルスケアサービス・マネジメント理論の理解を深めることを目標とする。特に、ベストプラクティスに到達するためのヘルスケアサービス提供側のマネジメントの質と、ヘルスケアコンシューマーのニーズのマッチングに求められる理論について研究的視点も含めて講義する。また、病院のみではなく診療所や老人保健施設など、保健・医療・福祉を含むヘルスケアサービス提供ごとの違いや、連携やネットワークに基づくマネジメント理論について講義する。実証研究事例を取り上げ分析し、学生の研究テーマの発展につながるよう講義する。</p>	
	地域企業論特講	<p>グローバル化・少子高齢化の進展、継続的な円高による海外現地生産への加速による地域企業・経済の一層の疲弊・停滞が進んでいる。本講義では、停滞する地域企業についての活性化に向けて、まず地域企業の経済機能について講義する。次いで、これらの2つの機能を発揮し埼玉県経済発展をリードしている「地域企業」のデータの調査、先行研究等の分析を講義する。</p> <p>この地域企業の調査研究等から実践的経営理論を深化させ、最後に「地域の幸せ」と「豊かな地域文化の創造」を目指す21世紀の地域企業の組織づくりと人づくり、グローバル戦略の在り方を講義する。</p>	

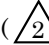
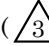
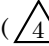

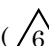
	授業科目の名称	講義等の内容	備考
経営分野	国際経営特講	日本企業は消費の低迷とグローバル化(新興国の発展)などにより、業績の不振が続いている。日本企業がこのような低迷から抜け出し国際競争力を取り戻すためには、市場のニーズを明確に把握し、将来性のあるセグメントを明確にして選択と集中を推進することである。本講義では的確な選択と集中のために必要な、将来の技術トレンドの把握、消費者の欲求の把握などが、日本企業によってどのようにおこなうべきかを、代表的な複数の企業の事例を見つづ講義する。	
	経営史特講	<p>(<u>2</u>) 大東英祐)</p> <p>本講義では、修士課程の比較経営史特論における講義内容に関する理解を発展させ、次の二点についてやや高度な内容を扱う。①シュンペーターの企業者論を中心とする経営史研究の方法論上の諸問題、②株式会社制度の発展過程について、日米の比較史的分析。</p> <p>歴史分析の枠を超えて、近年の企業統治をめぐる諸問題等に関して分析を試みる場合にも有効な視点を提供することを目標として講義する。</p> <p>(<u>12</u>) 張(野原) 英莉)</p> <p>本講義では、いわゆる「日本的経営」の形成、変遷の過程を丹念に考察し、「日本的経営」の特質を講義する。戦後の日本企業は当時のアメリカ経営の姿を「普遍的で一般にあるべき姿」として捉え、経営者の多くはアメリカの経営から貪欲に学び、その経営モデルに接近しようとした。しかし、興味深いことに、その過程に日本で出来上がった経営方式はアメリカのコピーではなく、また他国とも異なった極めて「日本的」な特徴をそなえたものであった。本講義では「日本的経営」のこれまでの研究を発展させ、戦後日本企業における「集団主義」、「集団的行動」をメインテーマとして取り上げる。また「日本的経営」との関連で、アジア、特に中国の企業経営史の特徴と問題点について、「日本的経営」との比較を念頭に併せて講義する。</p>	
	経営財務特講	修士課程の講義を発展・深化させた株式会社財務の諸問題の分析を中心に講義する。株式会社は、自らの資本を株式証券に化体し(資本の商品化)、社会的な資本を集中する。他方、その株式に議決権を付与し、その株式を証券市場で売買・分散化することにより、大株主にその会社経営の支配を集中の制度でもある。株式会社の財務は、主に株式資本金制度とその株式価値の形成、会社経営支配問題等にかかわる。平成18年施行の会社法での株式会社の資本金、準備金、剰余金の制度そして自己株式制度は旧商法とは大きく変質してきているが、それらの時代的意義を講義する。企業会計制度の国際的統一化も加速し、会社財務制度・政策も複雑化してきている。こうしたことを踏まえ、本講義では、株式会社財務に関わる諸問題について、理論・制度・政策から時代的背景を踏まえ講義する。	
	IRと企業情報特講	本講義では、修士課程における知見をさらに深耕し、博士論文の作成に向けて求められる高度な理論や制度に対する理解を獲得する。企業経営は、従来の規制上の情報開示にとどまらず、株主・投資家など市場に向けた任意の情報発信(IR)に対する取り組みによって大きく左右される時代になった。英米における情報開示の展開、規制当局や証券取引所、発行体の取り組み、グローバル投資家、証券アナリストや議決権行使助言業者の動向など証券市場で企業情報を扱う重要な参加者の役割と意義を歴史的な展開も含め、明らかにする。また、大きな課題である投資の短期主義についても、企業の経営情報の観点から検証し、講義する。さらに受講者のテーマに関連する諸論文を適宜取り上げ、講義する。	

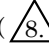
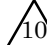
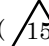
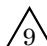

	授業科目の名称	講義等の内容	備考
経営分野	マーケティング論特講	今日の経済社会では、マーケティング活動が個々の組織にとって重要な役割を果たしているだけでなく、消費生活や社会全体にも大きな影響力を有しているとの認識のもと、本講義は、修士課程の講義を発展させ、企業の内部と社会（市場）の両面からマーケティング論を論ずる。マイクロマーケティング（マーケティングを行なう側からの戦略的視点）の枠にとどまらず、マクロマーケティング（マーケティングと社会との相互関係性の視点）の課題を主として講義する。特に企業のマーケティング活動に欠かせないものづくり（製品戦略）におけるイノベーションや、イノベーションの担い手となるアントレプレナーについて、マーケティングとの関係性についても取り上げることとし、論理的視点だけでなく企業や活動組織の事例を論理的、学究的視点から講義を行う。	
	労務管理特講	本講義では、修士の講義を深化・発展させ企業経営の重要な要素である人的資源を対象とする人事・労務管理の理念や制度を取り上げ、その高度な理論的・実践的意義を論ずる。具体的には、経営環境のダイナミックな変化やグローバル化の流れに対応して多くの企業が導入を試みてきた、成果主義をベースに据えた人事・賃金制度に焦点をあて、その特質や実態を解明する。また、事例研究を基にしてそうした制度の根幹を成す人事評価のさまざまなシステムの仕組み、狙い、効果等を吟味し、社員のモチベーション・アップや企業業績の向上をもたらせる効果的な人事・労務管理施策のあり方について検討を加える。	
会計・税務分野	財務会計特講	国際財務報告基準（IFRS）に象徴されるように、グローバル化時代の会計基準は、収益費用アプローチから資産負債アプローチへの会計観の転回として特徴づけられる。本講義では、修士課程で講義した資産負債アプローチに基づく会計諸基準の知識を踏まえて、博士論文の作成に必要な水準に理論を深化させるとともに、現実問題の実証分析に必要な技法を習得させることを目標とする。具体的には、「金融商品」、「公正価値測定」、「収益認識」など、資産負債アプローチに基づく先端的な会計基準の計算構造とその基礎をなす概念フレームワークを体系的に講義する。	
	管理会計特講	本講義では、修士課程における研究で修得した知識を発展させ、理論と現実問題に関する認識を深化させることを目標とする。特に近年になって提案されてきている管理会計の各種技法（原価企画、活動基準原価計算、バランス・スコアカード等）は、従来型の管理会計システムだけではなく、市場志向のための管理会計システムのもとで発展してきている。それぞれの技法の具体的な適用事例が多くあり、さまざまな問題を探り当てることが可能である。そこから学ぶべき企業戦略との関連での管理システムについての有用性と諸問題を講義する。	
	国際会計特講	<p>(11) 李 相和</p> <p>修士課程での国際会計特講の講義の水準を発展・進化させる講義を行う。現在、多くの国・地域で国際会計基準（IFRS）が導入されつつある。日本では、IFRSと日本基準との会計観の違いにより、理論面及び実務面において大きな影響が生じている。特に、IFRS適用には資産と負債における公正価値の評価範囲の拡大と包括利益の表示による利益概念の変化に対処することが要求される。この講義では、こうした視点にたち、財務諸表の事例分析を通して、IFRSと日本基準との理論的関連性とその導入の影響を分析するとともに、IFRS適用のあり方や日本の企業会計の国際的に対応する専門研究能力育成のための講義をする。</p>	

	授業科目の名称	講義等の内容	備考
会計・ 税務分野	国際会計特講	(11 近田典行) 財務会計における近時の動向は、投資家の意思決定に有用な会計情報の提供に関して、投資環境のグローバル化を背景として、ドメスティックな制度をもとにしたものではなく、国際的に共通したルールにもとづく、国際的な比較可能性、同一の尺度性を有する情報提供へと移行しつつある。そのような国際環境にもとづく会計基準である IFRS について各国の対応とその問題点の分析能力の育成を目指して講義する。	
	租税法特講	本講義では、修士課程で理解した租税法主義及び租税公平主義等の租税法の基本原則について、主要判例における具体的適用の確認を行うとともに、関連する学説を講義する。また、わが国租税法の歴史的経緯・制度の概要だけでなく、欧米の租税法についても講義する。さらに、経済のグローバル化の進展を受け、現在企業が直面している国際税務の分野（所得課税と消費課税）について租税法をどのように解釈すべきかを講義する。その上で、博士論文テーマの周辺領域については、特に深い知識を修得することができるよう、関係する学説及び判例を講義する。	
金融分野	貨幣論特講	本講義では、修士課程での講義を深化・発展させ、博士論文の水準に必要な高度な知識の習得を目指す。近年繰り返している通貨危機の対応策として、先行する諸理論の有効性と問題点を講義する。貨幣に関する諸理論については、貨幣システムが多様化していることを踏まえて、本質論・機能論・貨幣数量説を中心に講義する。現実の通貨危機の課題、特にアジア通貨危機とリーマン・ショック後のドル体制の不安定化の問題を踏まえて、基軸通貨のあり方と通貨量の管理の問題を講義する。さらに通貨危機の対応策としてのアジア統一通貨の可能性と国際通貨制度改革の方向性を講義する。なお、授業中、受講学生の研究テーマに対応した研究論文について適宜取り上げ講義する。	
	金融論特講	本講義では、修士課程における知識を深耕・発展させ、博士論文作成の作成に必要な高度な理論と制度に関する知識を習得する。金融の役割の増大とそのグローバルな展開の問題の深刻化に対応した独創性のある研究を行うための分析力を高めるための講義を行う。 金融仲介機能が本来果たすべき役割とそれが現在抱えている問題を講義する。国際的な金融市場安定化のためのルール作りを行ってきたバーゼル委員会の3度にわたる合意形成の意義と問題点を明らかにし、我が国への影響と国際的な金融規制の方向性を講義する。さらに、我が国のバブル崩壊後の不良債権処理とその教訓をマイクロプルーデンス政策から講義する。日本銀行によるマクロプルーデンスの役割と今後のあるべき姿を講義する。	
	国際金融論特講	(△9 相澤幸悦) 本講義では、国際金融の理論、歴史、制度に関して、博士論文作成に必要な高度な学術研究能力の習得を目標とする。現在の長期化する世界金融危機の分析と解決案の提示を中心的な問題関心として、グローバル化する国際金融市場における資金移動その偏在によるバブルの発生・崩壊の関係、ユーロの成立と欧州債務危機の分析、ポリティカル・エコノミーの観点からの日米欧で展開されている「世界通貨戦争」の実態分析・課題とその方向性を講義する。なお、講義中に受講院生の研究テーマに対応した学術研究について取り上げて講義する。	


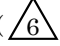


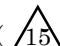
金融分野	国際金融論特講	<p>(14 本澤 実)</p> <p>本講義では、修士課程における研究を深化・発展させ、国際金融論に関する高度な学術研究能力の習得を目標とし、博士論文作成に必要な水準の理論・歴史及び制度を講義する。1980年代のアメリカの商業銀行・S&Lの不良債権問題の実態を分析し、不良債権処理と国際金融危機との関係、具体的には中南米の累積債務問題とアメリカ共和党政権の対応とその成果を講義する。この分析を踏まえ、サブプライム危機による不良債権問題とリーマン・ショックによる国際金融危機の深化とその対策を講義する。なお、講義中、学受講生の研究課題に即して適宜必要な学術論文を取り上げる。</p>	
	リスク・マネジメント特講	<p>本講では修士課程での知見を深化・発展させ、リスク管理の企業経営への適用について講義を行う。ここ数年で世界の様相は大きく変化し、日本企業が進出する各国においても自然災害リスクやカントリーリスクなど様々な形態の危機が発生している。こうしたリスクに適切に対応し、影響を極小にするための方策を金融工学の方法を用いて講義する。グローバルな企業経営において発生するビジネスリスク、マーケットリスク、クレジットリスク、オペレーショナルリスクなど多様なリスクに対応する手法を講義する。</p>	
信用リスク評価分野	格付評価特講	<p>以下の点について講義する。</p> <p>(1) 格付け理論 (信用リスクとリターンの対応関係、Credit Default Swap と格付けの関係など)、(2) 格付け制度論 (理念、各国の法制度、歴史などを含む)、(3) 格付け情報評価論 (累積デフォルト率、トランジション・マトリックス、市場利回りと格付けの関係など)、および(4) 各分野別の格付け分析手法・各分野別情報評価方法についての講義を行う。(4) の分野は、①社債、②ソブリン債 (外貨建て国債および自国通貨建て国債)、③金融機関 (金融債・預金・保険など)、④金融証券化商品 (不動産の証券化を含む)、⑤その他の特殊分野 (地方債、政府機関債、学校法人、医療法人、ファンドなど) である。</p>	
	ABS (仕組債)・金融機関格付評価特講	<p>(概要)</p> <p>金融機関の格付けの分析手法及び主要項目の概要について習得し、格付けと市場との関係を講義する。 (オムニバス方式/全16回)</p> <p>(17 江川由紀雄/8回)</p> <p>仕組みを講じた金融商品 (ストラクチャードファイナンス商品) の実例と発展過程ならびに格付会社による格付手法について講義する。講義で取り上げる論点には、(1) ストラクチャードファイナンスの実例 (典型的な事例紹介と検討)、(2) 仕組み (真正譲渡または真正売買、信用補完措置等) についての考察、(3) 内包されるリスクの種類とその評価手法、(4) 格付会社によるストラクチャードファイナンス格付け、(5) 日本における証券化取引の発展過程、(6) 証券化を巡る問題と今後の課題、(7) 先行研究の傾向と未開拓分野の発掘、(8) 今後の発展の方向性と考えられ得る政策提言を含む。</p> <p>(16 根本直子/8回)</p> <p>金融機関の格付け分析手法について、高度な専門的な内容を講義する。銀行を中心とするが、証券会社、ノンバンクも対象とする。博士論文作成に必要な格付指標となる経済、産業リスクの評価手法、各金融機関の事業リスク、財務リスクの評価、政府支援の評価、親会社の支援について、また金融機関が発行する様々な債券の格付けと資本性の評価などについて、実際的に応用できる格付け会社間での評価手法の違い、また格付けが金融市場に与える影響について講義する。</p>	

	授業科目の名称	講義等の内容	備考
信用リスク評価分野	民間企業・ソブリン格付評価特講	<p>(概要)</p> <p>本講義は、格付け・信用リスク分析の高度な専門知識とフレームワークを体系的に講義した上で、企業に対する信用評価および格付けについての実証分析ができるようにすることを目的とする。併せて、ソブリン債の格付けについての専門的な分析能力を身につけさせる講義をする。</p> <p>さらに、日本等の財政問題の実例をもとに、ソブリン債の理論を発展させ、専門的分析能力の養成を目指した講義をする。</p> <p>(オムニバス方式／全16回) (12 森田隆大／8回)</p> <p>信用リスク分析に対する心がけ、信用リスクを忠実に捉えるための分析フレームワーク、格付評価の専門的理論と実務(特に信用リスク評価の精度を大きく左右する定性分析に重点を置く)、格付会社・格付けの本質と限界について講義する。併せて、信用リスク分析を通して企業・産業・経済の実態を客観的に検証できる高度な専門的な能力を養うよう講義する。</p> <p>(18 江夏あかね／8回))</p> <p>ソブリン格付けに関する専門的な研究能力を習得することを目的とし、昨今の金融市場におけるソブリン債問題とその格付け動向等を踏まえてソブリン債格付けの本質について講義する。さらに、日本等の財政問題の実例をもとに、今日の不安定な金融市場におけるソブリン債の格付評価の研究能力を養成するよう講義をする。</p>	
研究指導	特別研究指導 I	<p>(概要)</p> <p>博士論文作成のための準備段階として、先行研究の学習、資料収集、基礎的な調査を行い、その上で、問題関心を明確にして研究テーマを絞り込む。自分の課題とその課題がアカデミズムにどのような貢献をするか、またどのような意味を持つかを考えるよう指導する。これとともに自立した研究者としての研究スタイルを確立するように指導する。</p> <p>( 1 箕輪徳二)</p> <p>博士論文作成の準備的段階として、論文テーマ設定のために広く問題関心のある関連先行研究文献を収集し、その文献報告を進める。</p> <p>そこでの先行研究文献の報告を通じて、論文作成のための問題把握とその論理の展開(方法論)を指導する。この研究指導を通じて、自らの問題関心を尊重しつつ、その明確化を図り、論文テーマの絞り込みを行う。その絞り込んだ問題提起に沿ってさらなる関連先行研究論文を収集、レビューする。年度末には1年目のまとめを報告させ指導する。</p>	






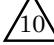
	授業科目の名称	講義等の内容	備考
研究指導	特別研究指導 I	<p>() 2. 大東英祐)</p> <p>以下の計画の下で指導していく。 <前半：論文テーマの設定> 経営史特論の受講を求める。また、論文テーマの設定は原則として本人の立てた研究計画による。 テーマが決まったら、直ちに関連資料の探索を開始すると共に、先行研究のレビューを開始するように指示する。 また、経営史学会では、大学院生を会員として受け入れているので、同学会の会員となり、年次大会、部会等への参加することを薦める。 <後半：論文テーマの確定> 先行研究と関連資料の探索結果の報告を求め、それに基づいた論点整理を進めるように指示する。 年度末までに、論文の基本構想とそれに基づいた大まかな論文の目次構成をまとめることを求める。</p> <p>() 3. 黒沢義孝)</p> <p>格付評価特講の内容に関連する公刊済み論文およびレポートを精読する。次いで博士論文作成に必要なマクロおよびミクロ経済に関するいくつかの事項についての演習（財政金融政策、国際収支、企業の最適生産など）、および格付け分析に必要な統計手法（多変量解析など）についての演習を行う。また、企業およびソブリン国家についての格付け分析モデルを使用して模擬格付けを行う。模擬格付けについては企業については有価証券報告書、ソブリンについてはIMFデータを使用しながら指導する。</p> <p>() 4. 西山賢一)</p> <p>21世紀型の経営組織についての基本文献を広く紹介して、批判的な検討を行ってもらおう。とくに多様な専門職が分業と協業を工夫するネットワーク型の経営組織に注目する。また経営組織を基礎から理解し、変革するための手がかりになる理論を、活動理論を中心にしながら、学んでいく。そうした学習を手がかりにしながら、学生が個々にオリジナルな視点を育て、テーマを確定し、論文としてまとめていく基盤作りができるよう指導する。</p> <p>() 5. 濱本道正)</p> <p>受講生が、グローバル化時代の財務会計研究に必要な「理論と実証分析」に関する知識と技法を身につけ、その成果を3年後に博士論文としてまとめることを到達目標とする。この目標に向けた行程表（ロードマップ）を、指導教員と打ち合わせながら5月末までに作成する。行程表の時間軸に沿って先行研究のレビューを進め、ほぼ隔週で報告する。その際、既存の研究成果を一定の座標軸（論点や分析視点）を設けて整理し評価を加える。実証分析で統計学的手法を用いる場合には、その技法の習得を並行して進める。12月末までには、研究のコア部分（理論モデル・仮説体系）の構築にこぎつけるよう指導する。</p> <p>() 6. 米山徹幸)</p> <p>博士論文の作成は周到な準備と過程を経る必要があり、体系的な取り組みができるよう各過程で具体的な指導を行う。まず、企業情報開示に関連する基本的な文献をテキストとして、開示制度や実態の動向を改めて把握し、基礎的な理論の復習を行う。院生は割り当てられた範囲を報告し、これについて討論する。また修士論文の課題や分析の方法に関しても検討と報告を行い、さらに博士論文の具体的なテーマ設定の問題意識の明確化を図る。学期末にこれらを加筆した報告論文を提出できるよう指導する。</p>	




	授業科目の名称	講義等の内容	備考
研究指導	特別研究指導 I	<p>(8. 奥山忠信)</p> <p>博士論文作成のために必要となる理論を習得する。その上で、先行研究を収集し先行研究の到達点と残された課題を明確にして、そのなかから自分のもっとも関心のあるテーマを選ぶように指導する。学習の範囲は広く構え、関連分野を多く学習するように指導するが、論文のテーマは明確で絞り込まれたものになるように指導する。研究テーマについて多くの人が関心を共有できるものであるために、研究テーマが学界の研究状況における意味と同時に社会的に持つ意味を常に考えて研究するように指導する。</p> <p>(10. 望月文夫)</p> <p>後期課程における研究指導は、博士論文の作成の指導を行うことがメインとなる。履修者は、早期に自己の研究テーマを租税法の広い分野の中から選定し、博士論文作成に向けた研究を開始しなければならない。テーマは修士論文を発展させるものが望ましいが、これとは別に新たに設定することも可能である。授業はゼミナール形式で行うこととし、履修者各人の個別研究発表を主体とする。受講者には各テーマに応じた基本文献や重要判決例を提示するが、自らこれまでの租税法研究者の先行研究を徹底的にリサーチすることが望まれる。この他、隣接分野の研究、さらに英語又はドイツ語の勉強を重ねることも重要である。なお、3年間で博士論文を書き上げるために、1年次において2本程度の個別研究論文を書き上げることを目標として指導する。</p> <p>(15. 一戸真子)</p> <p>ヘルスケアサービスの基本的な特徴について理解を深める。保健・医療・福祉各分野の連携および連続性によりヘルスケアサービス提供がなされていることを理解する。ヘルスケアサービスは、基本的には供給側も消費側も人間であるヒューマンサービスが基本であることを教授する。患者および患者家族と医療者関係、他職種によるチーム医療など、信頼関係やコミュニケーションが深く関わっていることについても理解を深める。他のサービスとの違いと共通点についてまとめ、ヘルスケアサービス研究の基礎力を醸成するよう指導する。</p> <p>(9. 相澤幸悦)</p> <p>博士論文を作成するための準備段階として、研究テーマを確定するために、当該テーマに関する先行研究の文献の調査・収集を行ない、高度な主要文献の報告を進める。特に、国際金融論は範囲が広いので、基本的な文献の報告と当該テーマに関する文献の報告を通じて、何が問題なのか、何を明らかにするかを明確にする。とくに、論文作成のための問題の把握と論理展開について指導する。年度末には、当該テーマの先行研究の水準をクリアするように報告させ、指導する。</p> <p>(7. 菰田文男)</p> <p>博士論文の作成のためには、1年次の時点で明確なテーマの設定とその分析のための方法論を定めて、基本的文献や資料・データを収集するための作業を開始できていること(とりわけ前者)が不可欠である。したがって、各自がどのようなテーマを選ぶのか、そのテーマの研究上の意義は何か、そのテーマを追求するための方法論としてどのような選択肢があるのか等を中心に議論し、博士論文作成のための基礎作りをおこなう。</p>	

	授業科目の名称	講義等の内容	備考
研究指導	特別研究指導Ⅱ	<p>(概要)</p> <p>本研究科での指導方針に従い、2年次に博士論文提出の前提となる学術論文を所属学会で報告できるように指導する。選択したテーマに関する学会の研究水準を認識し、これに新たな知見を付け加え、学術的に意味のある論文を作成できるように指導する。テーマの選択から研究活動の仕方、そして論文作成の仕方習得し、研究者としての自立を促すように指導する。</p> <p>(<u>1</u>.箕輪徳二)</p> <p>博士論文作成のための学術論文の報告に向けて研究指導する。このため、先行研究との論点の明確化を図り、論文テーマに沿った論理展開（論文構成）を設定する。</p> <p>その論理構成にそった、先行研究文献のさらなる収集、調査研究を行い、定期的に報告してもらい、論理展開の妥当性、合理性を考究し、実証分析を含めた博士論文の第1回目の草稿ができるよう研究指導する。その研究成果を研究会で報告し、コメント、批判してもらい、不足するところを、さらに資料等を収集・分析し、大学院紀要に掲載できるように指導する。</p> <p>(<u>2</u>.大東英祐)</p> <p>以下の計画に沿って指導する。</p> <p><前半：主要な論点に関する小論文の作成></p> <p>論文のテーマ設定と先行研究との関係が明確に理解可能な形で文章化することを求める。なお、論文の章或いは節で取り上げることになる主要な論点について、順次小論文の形にまとめることを求める。</p> <p>小論文の改善点を指摘して、完成度を高めてもらう。先行研究のレビューはこの段階で終わりとするが、史料面での欠落が認められる場合には探索活動を支援する。なお、学期末までに、より詳細な目次構成を纏めるよう指示する。</p> <p><後半：第一次稿の作成></p> <p>夏休みに第一次稿の執筆を開始するように指示し、10月末を第一次稿完成の期限とする。</p> <p>第一次稿に基づいて、何らかの方法で対外的な発表（学会報告、大学紀要への投稿等）を行って、指導教員以外の研究者や大学院生からのコメントを受ける機会を持つことを指示する。</p> <p>対外発表を通じて得られた知見に基づいて、第一次稿の改定作業に着手するように指導する。史料面での不備を指摘された場合には、さらなる探索を求める。</p> <p>(<u>3</u>.黒沢義孝)</p> <p>学会誌などへの発表論文作成のテーマを決め、先行研究の精読、理論構成の検討、実証分析方法の選択、当該テーマの新規性を検討し、博士論文につながる論文の作成を指導する。また格付会社が発信する格付け情報について、事業債およびソブリン債の評価モデルを使用して分析を行う。さらに特別研究指導Ⅰで行なった模擬格付けについて第三者的評価の方法（実際の格付けにおいては、投資家が格付け情報をどのように評価するか）の演習指導を行う。</p> <p>(<u>4</u>.西山賢一)</p> <p>学生が選んだ初期段階のテーマを大事にし、先行研究を踏まえたうえで、テーマについて深堀をしていく。研究テーマは経営組織と関わるので、具体的な事例にこだわることを大事にする。さらに可能であれば、具体的な経営組織に参与観察してみる。そのうえで、研究活動から得た成果を論文にまとめて、学術雑誌に投稿する。いずれ学位論文の参考論文として位置づけられるよう指導する。</p>	

	授業科目の名称	講義等の内容	備考
研究指導	特別研究指導Ⅱ	<p>(5.濱本道正)</p> <p>受講生は、研究の進捗状況を踏まえて、まず行程表のアップグレードを行う。現代の財務会計研究では問題発見と仮説構築の能力が問われるから、研究テーマに関連する問題の発見と定式化および仮説体系の構築が適切に行われていることを確認する。前半は理論的な考察を深めることに重点を置き、先行研究に独自の知見を加えることに努める。後半は有価証券報告書等の開示情報や株価データを素材にした統計的分析やケース・スタディなど実証分析のウエイトを増していく。また、学会やワークショップに参加し、研究成果を発信していくよう指導する。そのため、日本会計研究学会等に「院生会員」として入会する。</p> <p>(6.米山徹幸)</p> <p>院生は博士論文のテーマに関連する先行文献や資料を収集し、その整理を行い、博士論文の作成に適切かどうかを検討し、不十分な論点や新たな研究課題を見出して、博士論文の独自性を高める。さらに博士論文の骨格となる基本的な構成を作成し、博士論文の主要部分を順次、執筆する。執筆原稿の報告、それに対するコメントを受ける作業を重ね、第1稿を作成する。論文の一部を学内紀要/学術雑誌に投稿、または関連学会で発表する。学期末に、そこで得たフィードバックを反映した第2稿を提出できるよう指導する。</p> <p>(8.奥山忠信)</p> <p>学術論文の作成と発表を目標として指導を行う。この論文は博士論文の前提となる論文なので、この論文の深化・拡充したものが博士論文となることを前提として作成する。先行研究の到達点と問題点を検討し明確にする。このプロセスを経て、自分の問題関心を絞り込み、それまでの研究の進展を踏まえて論文作成可能なテーマを立て、論文を作成する。論文の構成の妥当性、推論の合理性、結論の意味を明確になるように指導する。また、論文作成上の必要なルールを身につけるように指導する。</p> <p>(10.望月文夫)</p> <p>「租税法研究指導Ⅰ」を踏まえて研究指導を行う。租税法研究指導Ⅱにおいては、自己の博士論文テーマについての問題意識を深め、また独自の論点を提示できるように研鑽することが求められる。さらに、租税法研究関連の学会やセミナー等で報告できるレベルの研究成果に対応した研究指導を行う。博士論文は、このような成果の積み重ねの結果として仕上がっていくことを認識できるよう指導する。</p> <p>なお、2年次においても2本程度の個別研究論文を書き上げることを目標に指導していく。</p> <p>(15.一戸真子)</p> <p>Iで学んだヘルスケアサービスを取り巻く市場について理解を深める。ヘルスケアコンシューマー行動に影響を及ぼす因子、満足度を規定する要因、情報の公開によるコンシューマーおよびヘルスケアサービス提供機関双方に与える影響、消費者のエンパワメントに必要な要素、意思決定支援について多面的に教授する。保険システムや診療報酬制度などのヘルスケアシステムについても理解を深め、診療機能や規模なども考慮に入れ、ベスト・プラクティスを目指すためのマネジメントについて研究指導する。</p>	

	授業科目の名称	講義等の内容	備考
研 究 指 導	特別研究指導Ⅱ	<p>(△₉ 相澤幸悦)</p> <p>博士論文の作成のために、学術論文とは何かということの研究指導する。その際、先行研究の研究水準をクリアしたうえで、何を明らかにし、それが学術研究水準をさらに高めるものであるかどうかということを重視して指導する。</p> <p>先行研究のさらなる収集・調査研究に基づいて定期的に研究報告を行なってもらい、論理展開の妥当性・合理性を指導する。博士論文の第一回草稿を作成するよう研究指導する。研究成果は研究会などで報告しコメントや批判をもらう。論文を大学院の紀要に掲載できるよう指導する。</p> <p>(△₇ 菰田文男)</p> <p>1年次に確立したテーマ設定と方法論は一般には抽象的にとどまる場合が多い。したがって2年次にはこれを具体化して博士論文にまで結びつけるための作業をおこなう。そのためには、実際に論文を書いて、他人の言葉ではなく自分の言葉で表現することが大切である。会話だけでなく、原稿をベースとした検討をおこなう。</p>	
	特別研究指導Ⅲ	<p>(概要)</p> <p>2年次に、発表した学術論文を踏まえ、これを敷衍する形で博士論文を作成するように指導する。博士論文の作成に際しては、研究の成果がアカデミズムにおいて意味をなすものであることがもっとも重要であり、このためには論文が学術的なオリジナリティを持ち、論文の成果が、既存の研究に対して持つ意味が明確になるように指導する。今後自立した研究者として問題関心を明確にして研究を行い学術的に意味のある論文が作成できるように指導する。</p> <p>(△₁ 箕輪徳二)</p> <p>2年次に発表した学術論文草稿を基礎に、先行研究の成果をさらに深く研究し、博士論文としてのオリジナリティが一層明確となるよう指導する。</p> <p>引き続き博士論文として論点の明確化と論理展開の妥当性を考究するとともに、研究者、大学院生の集まる研究会等で報告の機会を増やし、広く批判してもらい、論文のブラッシュアップを図る。最終的には関連学術学会で発表できる水準を目指し指導する。学会発表で得た知見を踏まえて、博士論文を完成させる。</p> <p>(△₂ 大東英祐)</p> <p><前半：第二次稿の修正></p> <p>対外発表した第二次稿について指摘された問題点等の修正や補強を行ってもらい、その結果の報告を求める。修正や補強の妥当性について検討し、論文の完成度を高めることを求める。</p> <p>学内の研究会などを利用して、もう一度、指導教員以外の研究者や院生からのコメントを受け取る機会を持つように計らう。</p> <p><後半：最終稿の完成></p> <p>11月末までに最終稿の執筆を終えるように指示し、12月上旬に最終稿のチェックを行い、提出期限までに論文を完成させる。</p>	

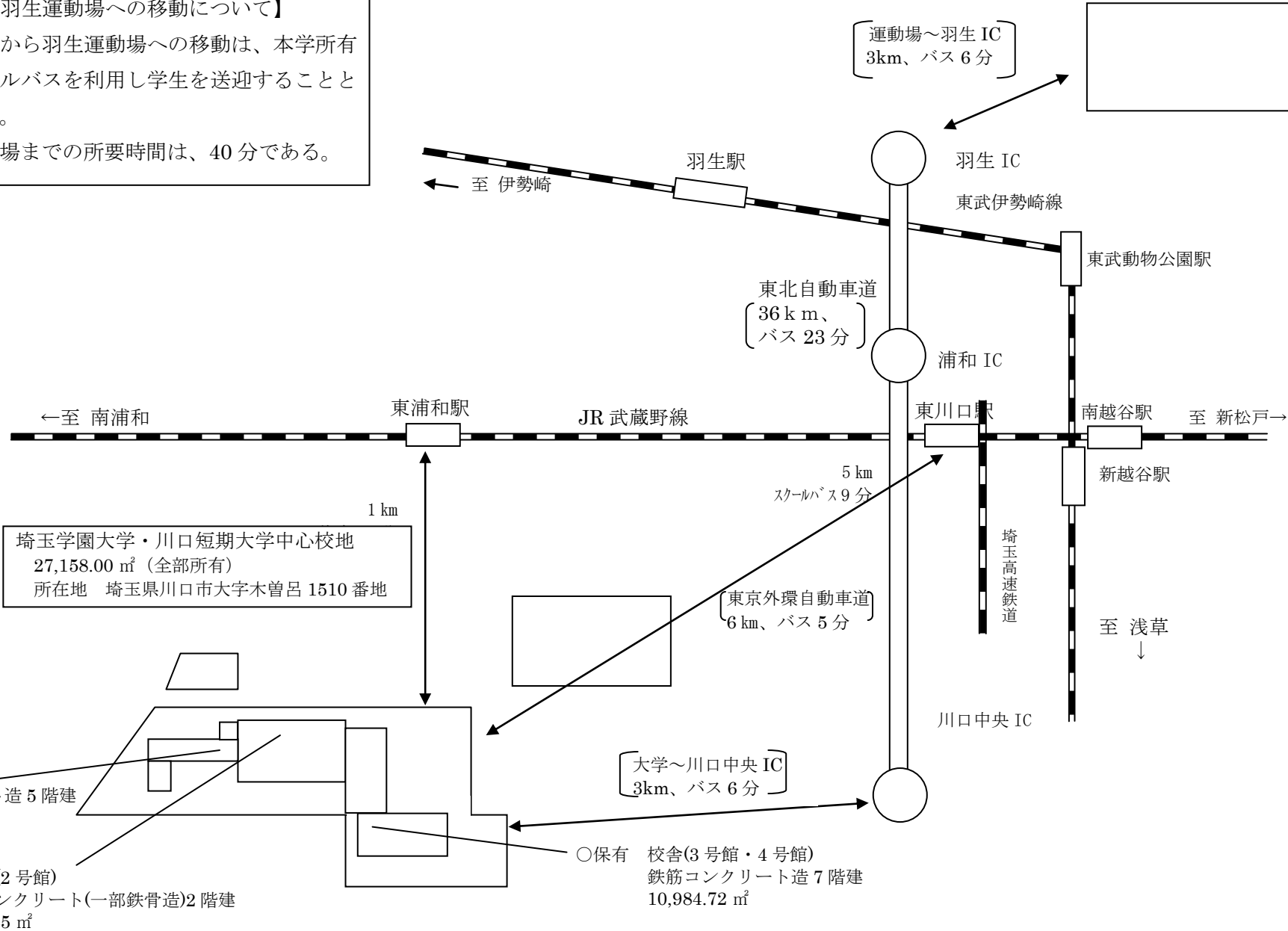
	授業科目の名称	講義等の内容	備考
研究指導	特別研究指導Ⅲ	<p>(3. 黒沢義孝)</p> <p>最初に、博士論文をまとめるための、論文テーマの設定、論文の構成、実証分析の手法、論文の新規性、および結論の出し方について十分な事前チェックを行う。以後、論文作成のタイムスケジュールを設定し、毎月一度「論文進捗の方向性」についてのチェックを行い、毎週1回「論文内容の細部」についての討議を行いながら進める。中間において博士論文のワーキング・ペーパー作成を指導し、内部・外部におけるプレゼンテーションを実施して論文内容のレベルアップを図る。また、必要に応じて指導教員による講義、外部専門家を招聘してのディスカッションなどを行う。</p> <p>(4. 西山賢一)</p> <p>テーマをさらに発展させ、深化させて、オリジナリティが主張できる成果に向かって研究を進める。中間段階の成果をまとめて研究会や学会に発表する機会を作り、批判的な検討の機会として積極的に利用する。そうした経験を踏まえて、学位論文を完成させていく。</p> <p>(5. 濱本道正)</p> <p>受講生は、行程表の「論文の構成・章建て」に沿って計画的に博士請求論文の執筆を進める。その際、論文の獨創性(分析手法・分析結果の独自性)と財務会計の理論・制度へのインプリケーション(知的貢献)を明示することに努める。進捗状況をほぼ隔週で報告し、問題があれば、指導教員と打ち合わせて速やかに軌道修正を図る。また、学会やワークショップに参加し、研究成果を逐次公表していく。会計関連学会や大学の機関誌に査読論文を少なくとも一本は掲載することを目指す。</p> <p>(6. 米山徹幸)</p> <p>院生は論文執筆の進捗状況を報告し、論文の内的整合性、構成概念の一貫性、論文の理論的貢献、社会的な意義などを考慮したコメントや討論を得て、論文の構成を精緻にし、論理展開を分かりやすくするために、原稿をさらに推敲し、論文原稿第3稿を用意する。その一部を、前年に続いて学内紀要/学術雑誌に投稿、または関連学会で発表する。そこで得たコメントをフィードバックした論文原稿を作成し、より高度な内容で独自性を明確にした学位論文を仕上げる。最終審査に向けた準備する。</p> <p>(8. 奥山忠信)</p> <p>2年次に発表した論文及び3年次に行われる2回の研究発表会を踏まえて、博士論文を作成する。理論研究においては、幅広い裾野と研究テーマに関する深い認識とが同時に求められるので、研究に際しては常に課題を深く考え抜くように指導する。特に既存の研究が暗黙の前提としている理論が正しいのかどうか立ち戻って考えるようにすることで、研究能力そのものを養成するように指導する。自分の研究の社会的な意味をわきまえた自立した研究者となるように指導する。</p> <p>(10. 望月文夫)</p> <p>「租税法研究指導Ⅰ」および「租税法研究指導Ⅱ」を踏まえて研究指導を行う。3年次においては、先行研究を踏まえて独自の論点を提示できる博士論文を完成させることを目標とする。そのためには、引き続き、年間2本程度の個別研究論文を書き上げることができるよう指導する。</p>	

	授業科目の名称	講義等の内容	備考
研 究 指 導	特別研究指導Ⅲ	<p>( 15) 一戸真子)</p> <p>Ⅱまでで学んだ知識をベースに、国際的な視野からヘルスケアサービスの質について学ぶ。ヘルスケアサービスのグローバル化が進むことによる効果、および新たに生じるリスクについても理解を深める。また医療経営に必要なマネジメント能力とはどのようなものかについても総合的に研究指導する。第三者評価などヘルスケアサービスの質保証についても理解を深め、質評価の切り口（ストラクチャープロセスアウトカム）および指標について、医療安全も含めて研究指導する。</p> <p>( 9) 相澤幸悦)</p> <p>2年次に発表した博士論文の草稿をベースにして、先行研究をさらに深く研究し、博士論文としてのオリジナリティがさらに明確になるように研究指導を行なう。博士論文として何を明らかにするかを明確化し、論理展開の妥当性を吟味する。その上で、研究者や大学院生で構成される各種研究会で報告し、批判やコメントをもらう。とくに、他大学や学術団体などが組織する研究会で「他流試合」を行なわせる。関連学会で報告できる水準を目指して指導する。研究会や学会で得た知見に基づいて博士論文を完成させる。</p> <p>( 7) 菰田文男)</p> <p>博士論文の完成のための議論を継続する。博士論文としての水準に到達するためには、テーマ設定が明確かつ有意味であり、その分析の方法論が的確であることを前提として、さらにそれを表現する上での確かな章別構成で論じることが必要である。実際に執筆すると、章別構成の見直しは修正はしばしば必要になるだけでなく、さらに遡って方法論の再検討や先行研究の再整理も必要になるのが一般的なケースである。この作業をおこなうためには教員と受講生との間の原稿をベースとした緊密なコミュニケーションが必要であるので、このコミュニケーションを重視した指導をおこなう。</p>	

私立大学等の位置及び校地の状況図

【羽生運動場への移動について】
 中心校地から羽生運動場への移動は、本学所有のスクールバスを利用し学生を送迎することとしている。
 羽生運動場までの所要時間は、40分である。

埼玉学園大学・川口短期大学運動場
 9,584.55 m² (全部所有)
 所在地 埼玉県羽生市大字弥勒字才塚 456 番地



中心校地案内図



埼玉学園大学・川口短期大学中心校地 案内図 S=1/25000



埼玉学園大学・川口短期大学運動場 案内図 S=1/25000

埼玉学園大学大学院学則

第1章 総則

(目的)

第1条 埼玉学園大学大学院(以下「大学院」という。)は、学部教育を基礎とし、より高度な専門性の高い学術理論及び応用を教授研究することにより、わが国の文化の発展へ貢献することを期する。

(博士前期課程の目的)

第1条の2 博士前期課程は、広い視野に立って精深な学識を養い、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を培うものとする。

(博士後期課程の目的)

第1条の3 博士後期課程は、専攻分野について自立して研究活動を行い、又は高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うものとする。

(自己点検、評価)

第2条 大学院は、教育研究水準の向上を図るとともに、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動の状況について点検及び評価を行い、その結果を公表する。

2 点検及び評価に関し、必要な事項は別に定める。

第2章 組織

(研究科及び学生定員)

第3条 大学院に、次の表に掲げる研究科、専攻及び課程を置く。

研究科名	専攻名	課程
経営学研究科	経営学専攻	博士(前期)
		博士(後期)

2 博士課程は、前期2年の課程(以下「博士前期課程」という。)及び後期3年の課程(以下「博士後期課程」という。)に区分し、博士前期課程は修士課程として取り扱うものとする。

3 研究科の入学定員及び収容定員は、次表のとおりとする。

研究科名	専攻名	博士前期課程		博士後期課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
経営学研究科	経営学専攻	人	人	人	人
		10	20	3	9
	計	10	20	3	9

(教育研究上の目的)

第4条 経営学研究科経営学専攻(博士前期課程)においては、論理的思考に基づく研究能力を身に付け、豊かな人間性をもち、専門性に優れ、新しい問題に対して独創的な道を切り開く人材、地域に貢献できる高度な企業経営能力を持つ人材及び国際的経営感覚を身に付けた経営能力を持つ人材の養成を教育研究上の目的とする。

2 経営学研究科経営学専攻(博士後期課程)においては、博士前期課程の目的に加え、実務と理論を融合し、新しい知を創造できる自立した研究者としての能力を身に付けた高度専門職業人の養成を教育研究上の目的とする。

(修業年限)

第5条 博士課程の標準修業年限は5年とし、博士前期課程の標準修業年限は2年、博士後期課程の標準修業年限は3年とする。

2 博士前期課程において、特に優れた研究成果をあげた場合は、研究科委員会の議を経て、1年間とすることができる。ただし、博士前期課程1年で修了したも者の博士後期課程の修業年限は、2年間以上を必要とする。

(在学年限)

第6条 博士前期課程の在学年限は4年を限度とする。ただし前条第1項の規定により修業年限が3年となった場合は6年を限度とする。

2 博士後期課程の在学年限は6年を限度とする。

第3章 学年、学期及び休業日

(学年)

第7条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第8条 学年を次の2学期に分ける。

春 期 4月1日から9月20日まで

秋 期 9月21日から翌年3月31日まで

2 学長は、必要がある場合は、研究科委員会の議を経て、前項に定める期間を変更することができる。

(休業日)

第9条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(2) 本学の創立記念日

(3) 春季休業日 3月15日から4月4日まで

(4) 夏季休業日 8月1日から9月20日まで(ただし、集中講義期間を除く)

(5) 冬季休業日 12月21日から翌年1月7日まで(ただし、集中講義期間を除く)

2 必要がある場合、学長は、前項の休業日を臨時に変更することができる。

3 第1項に定めるもののほか、学長は臨時の休業日を定めることができる。

第4章 入学、退学及び休学

(入学の時期)

第10条 入学の時期は学期の始めとする。

(博士前期課程への入学資格)

第11条 博士前期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 大学を卒業した者

(2) 大学評価・学位授与機構により学士の学位を授与された者

(3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者

(4) 外国の学校が行う通信教育を我が国において履修することにより当該国の16年の課程を修了した者

(5) 我が国において、外国の大学相当として指定した外国の学校の課程を修了した者

(6) 指定された専修学校の専門課程を修了した者

(7) 旧制学校等を修了した者

(8) 防衛大学校、海上保安大学校、気象大学校など、各省大学校を修了した者

(9) 大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年課程を修了する者で、所定の単位を優れた成績をもって修得したと本研究科が認めた者

(10) 研究科において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの

(博士後期課程への進学資格)

第11条の2 本学の博士後期課程への進学資格者は、本学の博士前期課程を修了して引き続き本学の博士後期課程に進学することを願った者とし、選考の上、研究科委員会の議を経て進学を許可する。

2 進学を志願する者は、所定の出願書類を指定の期日までに提出しなければならない。

(博士後期課程への入学資格)

第 11 条の 3 博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 修士の学位を有する者
- (2) 外国において修士の学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (5) 国際連合大学院の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、24 歳に達した者

(入学の出願)

第 12 条 本大学院に入学を志願する者は、本学所定の書類に検定料を添えて提出しなければならない。提出の時期、方法、提出すべき書類等については、別に定める。

(入学者の選考)

第 13 条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

(入学手続き及び入学許可)

第 14 条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は所定の期日までに、身元保証書その他本大学院所定の書類を提出するとともに、所定の入学料を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(再入学・転入学)

第 15 条 本大学院に再入学又は転入学を志願する者があるときは、選考の上、入学を許可することがある。

2 前項の規定により入学を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱いについては、研究科委員会の議を経て研究科長が決定する。

(退 学)

第 16 条 退学しようとする者は、保証人連署の上願い出で、学長の許可を受けなければならない。

(休 学)

第 17 条 病気その他やむを得ない事情により 3 ヶ月以上修学することのできない者は、医師の診断書又は詳細な理由を具し、保証人連署の上願い出で、学長の許可を得て休学することができる。

2 病気のため修学することが適当でない認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

(休学の期間)

第 18 条 休学の期間は 1 年を超えることはできない。ただし、特別の事由がある場合は、引続き更に 1 年まで延長することができる。

2 休学の期間は通算して 2 年を越えることができない。

3 休学の期間は第 5 条の在学年限に算入しない。

(復 学)

第 19 条 休学期間中にその理由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。

(転 学)

第 20 条 他の大学院へ転学を志願しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(留 学)

第 21 条 外国の大学院で学修することを志願する者は、学長の許可を得て留学することができる。

2 前項の許可を得て留学した期間は、第 5 条の修業年限に算入することができる。

(除 籍)

第 22 条 次の各号の一に該当する者は、研究科委員会の議を経て学長が除籍する。

- (1) 第 6 条に定める在学年限を超えた者

- (2) 第 18 条第 2 項に定める休学の期間を超えてなお修学できない者
- (3) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (4) 死亡した者又は長期にわたり行方不明の者

第 5 章 教育課程及び履修方法等

(授業及び研究指導)

第 23 条 大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)によって行うものとする。

2 研究指導は、大学院が適格と認めた教員(以下「指導教員」という。)が行うものとする。

3 研究科における専攻ごとの授業科目及び単位等は、別表第 I のとおりとする。

(授業日数)

第 24 条 1 年間の授業日数は、定期試験等の日数を含め、35 週にわたり 210 日を原則とする。

(単位の計算方法)

第 25 条 授業科目の単位の計算方法は、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準によるものとする。

(1) 講義、演習については、15 時間から 30 時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって 1 単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30 時間から 45 時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって 1 単位とする。

(履修方法)

第 25 条の 2 博士前期課程においては、別表第 I に定める履修方法により 30 単位以上を修得しなければならない。

2 博士後期課程においては、別表第 I に定める履修方法により 12 単位以上修得しなければならない。

(単位の授与)

第 26 条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。

(成績の評価)

第 27 条 授業科目の成績の評価は、A、B、C 及び D の 4 段階で表し、A、B 及び C を合格、D を不合格とする。

(他大学院における授業科目の履修等の取扱い)

第 28 条 博士前期課程において、教育上有益と認めるときは、他の大学院との協議に基づき、学生が当該他大学院において履修した授業科目について修得した単位を、研究科委員会の議に基づき、本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項により、修得したとみなす単位は、8 単位を超えないものとする。

(他大学院における研究指導等の取扱い)

第 29 条 博士前期課程において、教育上有益と認めるときは、研究科委員会の議に基づき、学生が他大学院又は研究所等(以下「他大学院等」という。)において、必要な研究指導を受けることができる。ただし、当該研究指導を受ける期間は、通算して 1 年を超えないものとする。

3 前項の規定により他大学院等で受けた研究指導は、本大学院で受けた研究指導の一部としてみなすことができる。

(入学前の既修得単位等の取扱い)

第 30 条 博士前期課程において、教育上有益と認めるときは、学生が本大学院に入学する前に本大学院又は他の大学院において修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を本大学院において修得したものとみなすことができる。

2 前項により、修得したとみなす単位は、8 単位を超えないものとする。

第6章 修了及び学位

(課程修了の要件及び認定)

- 第31条 博士前期課程を修了するためには、第5条第1項及び第2項に規定する標準修業年限以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上で、当該課程の目的に応じ、修士論文審査及び最終試験に合格した者については、研究科委員会の議を経て、学長が修了認定する。ただし、在学期間に関しては、優れた研究成果をあげたと認められる者については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。
- 2 本研究科の目的に応じて研究科委員会において適当と認められるときは、特定の課題についての研究成果の審査をもって、修士論文審査に代えることができる。
- 3 博士後期課程を修了するためには、第5条第2項に規定する標準修業年数以上（第5条第3項ただし書きに規定する者は当該年数以上）在学し、当該専攻の授業科目について所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上で、当該課程の目的に応じ、博士論文審査及び最終試験に合格した者については、研究科委員会の議を経て、学長が修了認定する。
- 4 論文審査及び最終試験については、別に定める。

(学位授与)

第32条 学長は、前条の規定により修了認定した者に対し、次の学位を授与する。

経営学研究科 経営学専攻 修士（経営学）
博士（経営学）

- 2 その他学位に関する事項は、埼玉学園大学学位規程の定めるところによる。

第7章 検定料、入学料、授業料その他の費用

(授業料等の額)

第33条 本大学院の入学検定料、入学金、授業料及びその他の費用の額は、別表第Ⅱのとおりとする。

(授業料の納入期)

第34条 授業料は次の2期に分けて納入しなければならない。ただし、特別の事情があると認められる者は、延納を認めることがある。

春期 納期 4月中
秋期 納期 9月中

(退学及び停学の場合の授業料)

第35条 学期の途中で退学し、又は除籍された者の当該期分の授業料は徴収する。

- 2 停学期間中の授業料は徴収する。

(休学の場合の授業料)

第36条 休学を許可され又は命ぜられた者については、休学した月の翌月から復学した月の前月までの授業料を免除する。

(復学の場合の授業料)

第37条 学期の中途において復学した者は、復学した月から当該末期までの授業料を、復学した月に納付しなければならない。

(学年の途中で卒業する場合の授業料)

第38条 学年の途中で卒業する見込みの者は、卒業する見込みの月までの授業料を納付するものとする。

(入学料及び授業料等の免除等)

第39条 経済的理由によって納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合又はその他特別な事情があると認める場合は、入学料、授業料及びその他の費用の全部若しくは一部を免除し、又は徴収を猶予することができる。

- 2 入学料、授業料及びその他の費用の免除等に関し必要な事項については別に定める。

(納付した授業料等)

第40条 納付した検定料、入学料、授業料及びその他の費用は原則として返付しない。

(科目等履修生等の授業料等)

第41条 科目等履修生、特別聴講学生、研究生及び委託生の検定料、入学料、授業料及びその他の費用については、別に定める。

第8章 教員組織

(研究科長)

第42条 研究科に研究科長を置く。

2 研究科長は、研究科を代表し、研究科に関する学務を統括する。

3 研究科長は、別に定めるところにより選考する。

(専攻主任)

第42条の2 専攻に、専攻主任を置くことができる。

(教員組織)

第43条 本大学院の授業及び研究指導は、本学の教授、准教授及び講師のうちから、担当する資格を有する教員が行う。

2 前項のほか、必要に応じて兼任の教員に委嘱して授業を担当させることができる。

第9章 研究科委員会等

(研究科委員会)

第44条 研究科の重要な事項を審議するため研究科委員会を置く。

(研究科委員会の構成)

第45条 研究科委員会は、学長及び研究科を担当する教授をもって組織する。ただし、学長が必要と認める場合は研究科を担当する准教授、講師及びその他の職員を出席させることができる。

2 前項の規定にかかわらず、学長が必要と認めるときは、研究科委員会に前項以外の教職員を加えることができる。

(その他)

第46条 本章に定めるもののほか、研究科委員会に関し必要な事項については、別に定める。

第10章 科目等履修生、特別聴講学生、研究生、委託生及び外国人留学生

(科目等履修生)

第47条 本大学院において特定の授業科目を科目等履修することを志願する者があるときは、本大学院の教育に支障がない限りにおいて選考の上、科目等履修生として入学を許可することがある。

2 科目等履修生に関し必要な事項については、別に定める。

(特別聴講学生)

第48条 他大学院の学生で、本大学院において授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該大学院との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することがある。

2 特別聴講学生に関し必要な事項については、別に定める。

(研究生)

第49条 本大学院において特定の事項について研究することを志願する者があるときは、本大学院の教育に支障がない限りにおいて選考の上、研究生として入学を許可することがある。

2 研究生に関し必要な事項については、別に定める。

(委託生)

第50条 本大学院において国、地方公共団体、会社その他の諸団体からの委託に基づき、研究等を志願する者があるときは、本大学院の教育に支障がない限りにおいて選考の上、委託生として入学を許可することがある。

2 委託生に関し必要な事項については、別に定める。

(外国人留学生)

- 第 51 条 外国人で、大学院において教育を受ける目的をもって入国し、本大学院に入学を志願するものがあるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。
- 2 外国人留学生に関し必要な事項については、別に定める。

第 11 章 賞 罰

(表 彰)

第 52 条 学生として表彰に値する行為があった者は、研究科委員会の議を経て学長が表彰する。

(罰 則)

- 第 54 条 本学の規定に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、研究科委員会の議を経て、学長が懲戒する。
- 2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。
- 3 前項の退学は次の各号の一に該当する学生に対して行う。
- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
 - (3) 正当な理由がなくて出席常でない者
 - (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者
- 4 停学の期間は、在学年限に算入し、修業年限に算入しない。ただし、1 月を越えないときは、研究科委員会の議を経て修業年限に算入することができる。

附 則

この大学院学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この大学院学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表第 I は、平成 24 年度入学生から適用し、平成 23 年度以前入学生については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この大学院学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表第 I は、平成 25 年度入学生から適用し、平成 24 年度以前入学生については、なお従前の例による。

別表第Ⅰ 授業科目及び単位数
経営学研究科

【経営学専攻博士前期課程】

科目 区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			備考
			必修	選択	自由	
経営 分野	経営学特論	1・2		2		必修科目 8 単位を含 め、30 単位以上を修得 し、かつ、修士論文あ るいは課題レポート を提出し、その審査及 び最終試験に合格す ること。
	経営組織論特論	1・2		2		
	医療経済特論	1・2		2		
	ヘルスケアサービス・マネジメント特論	1・2		2		
	労務管理特論	1・2		2		
	地域企業論特論	1・2		2		
	国際経営論特論	1・2		2		
	マーケティング特論	1・2		2		
	経営史特論	1・2		2		
	経営財務特論	1・2		2		
	I R と企業情報特論	1・2		2		
	アジア経済事情特論	1・2		2		
	会社法特論	1・2		2		
会計・ 税務 分野	財務会計特論	1・2		2		
	管理会計特論	1・2		2		
	国際会計特論	1・2		2		
	会計監査特論	1・2		2		
	簿記特論	1・2		2		
	租税法特論	1・2		2		
	法人税法特論	1・2		2		
所得税法特論	1・2		2			
金融 分野	金融論特論	1・2		2		
	国際金融論特論	1・2		2		
	貨幣論特論	1・2		2		
	証券市場特論	1・2		2		
	現代金融システム特論	1・2		2		
信用 リスク 評価 分野	リスク・マネジメント特論	1・2		2		
	格付評価特論	1・2		2		
研究 指導	研究指導Ⅰ	1	4			
	研究指導Ⅱ	2	4			

【経営学専攻博士後期課程】

科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			備考
			必修	選択	自由	
経営分野	経営学特講	1・2・3		2		必修科目 2 単位を含め、 12 単位以上を修得し、かつ、 博士論文を提出し、その審査及び最終試験に合格すること。
	経営組織論特講	1・2・3		2		
	ヘルスケアサービス・マネジメント特講	1・2・3		2		
	地域企業論特講	1・2・3		2		
	国際経営論特講	2・3		2		
	経営史特講	1・2・3		2		
	経営財務特講	1・2・3		2		
	I R と企業情報特講	1・2・3		2		
	マーケティング論特講	1・2・3		2		
	労務管理特講	1・2・3		2		
会計・税務分野	財務会計特講	1・2・3		2		
	管理会計特講	1・2・3		2		
	国際会計特講	1・2・3		2		
	租税法特講	1・2・3		2		
金融分野	貨幣論特講	1・2・3		2		
	金融論特講	1・2・3		2		
	国際金融論特講	1・2・3		2		
信用リスク評価分野	リスク・マネジメント特講	1・2・3		2		
	格付評価特講	1・2・3		2		
	ABS(仕組債)・金融機関格付評価特講	2・3		2		
	民間企業・ソブリン格付評価特講	1・2・3		2		
研究指導	特別研究指導Ⅰ	1	2			
	特別研究指導Ⅱ	2		2		
	特別研究指導Ⅲ	3		2		

別表第Ⅱ

科目	金額(円)	備考
入学金	300,000	入学時のみ
授業料	600,000	年額
維持管理費	100,000	年額
入学検定料	30,000	

埼玉学園大学大学院経営学研究科(博士後期課程)委員会規則

(趣 旨)

第1条 この規則は、埼玉学園大学大学院学則第46条の規定に基づき、経営学研究科(博士後期課程)委員会(以下「後期課程委員会」という。)の運営について必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 後期課程委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 博士後期課程の教育課程、試験及び単位認定に関する事項
- (2) 博士後期課程学生の入学、退学、休学、転学及び修了に関する事項
- (4) 博士後期課程学生の賞罰に関する事項
- (5) 博士後期課程学生の教育・研究指導に関する事項
- (6) その他研究科に関し、学長が必要と認めた事項

(議長等)

第3条 学長は、後期課程委員会を招集し、その議長となる。

2 学長に事故あるときは、あらかじめ学長が指名した教授がその職務を代行する。

(会 議)

第4条 後期課程委員会は、構成員の3分の2以上の出席がなければ議事を開き、議決することができない。ただし、書面をもって他の構成員に委任した者は出席とみなす。

(議 決)

第5条 後期課程委員会の議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(会議の開催)

第6条 後期課程委員会は、原則として毎月1回開くこととする。ただし、学長は必要と認めたときは臨時に開くことができる。

2 学長は、構成員の3分の1以上から後期課程委員会開催の請求があったときは、研究科委員会を招集しなければならない。

(構成員以外の出席)

第7条 学長が特に認めた場合は、構成員以外の教育職員及びその他の職員が後期課程委員会に出席し、意見を述べることができる。ただし、議決に加わることはできない。

(事 務)

第8条 後期課程委員会の事務は、事務局教務課において処理する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

大学院の研究科の専攻に係る課程の変更の趣旨

1. 大学院博士後期課程の設置の趣旨及び必要性

(1) 埼玉学園大学の沿革と建学の理念

本学は平成13年に開学、本年で創設11年目を迎える。経営学部、人間学部の2学部からなり、「自立と共生」を建学の精神として地域社会に貢献する人材の育成を行ってきた。創設時は人間学部人間文化学科、経営学部経営学科の2学部2学科体制であったが、平成17年に人間学部幼児発達学科(現「子ども発達学科」)、経営学部会計学科を開設し、2学部4学科の体制となっている。さらに、平成22年4月には、大学院経営学研究科修士課程を設置し、現在に至っている。

本学の建学の精神のひとつである自立の精神とは、本学で学ぶことによって、自らの課題を発見し、これについて考え、自分に納得の行く答えを得る能力を培うことを意味する。自立した学習の力を身につけることで、世間の風潮に流されることなく、学問を学ぶことによって得た能力を、自分の人生に活かし、人間的にも自立して、地域社会に貢献する人材の育成を目指したものである。他方、共生の精神とは、それぞれに自立して考えることのできる社会人が共に支え合って社会の課題を解決し、新しい社会を創造し、地球市民として生きる社会を目指したものである。近代において確立した個人の自立の精神が社会的な調和をもたらすためには、自立した個人が他人の考えを理解し、共に社会に貢献する精神が必要となる。大学で学ぶことを通して自立と共生の精神を培い、広く社会に貢献できる人材を養成することが本学の教育の理念である。

今日、社会情勢とこれに対応した教育は、大きな転換点を迎えている。1980年代以降、ITと金融技術の変革にリードされたグローバリゼーションが、世界経済を発展させてきたが、それに伴う大きな混乱も否定できず、とりわけ現在、内外において貧富の差の拡大と行き過ぎたマネーゲームは、大きな社会問題となっている。社会的な調和を壊すような競争至上主義が反省の時期を迎えているのである。

大学教育は、こうした社会情勢の変化に敏感にかつ柔軟に対応する必要がある。グローバリゼーションの中で加速された科学技術の発展は、より専門性の高い教育を必要とするが、他方では、同時に豊かな個性と独創性を持ち、相互に自立した個人が社会の中で共生する精神が企業人に求められてきている。本学の建学の精神が、成長と反省の時期を迎えた現代社会の中で、時代に即応した真に求められる教育理念になっている。

(2) 知識基盤型社会の到来と人材育成の新しい理念

IT(情報技術)と金融技術における急激な改革は、グローバリゼーションのうねりとなって、世界経済と経営に激変をもたらした。こうした変化は、アップルの創業者スティーブ・ジョブズ、マイクロソフトのビル・ゲイツ、ヘッジ・ファンドとして一名を馳せたジョージ・ソロスなどの個性的な経営者を生んでいる。こうした、豊かな個性や独創性は経営者にだけ求められるのではなく、社会の変化に対応できる資質として個々のビジネスマン・社会人にも求められるようになってきている。これとともに、大学教育に求められる人材育成の理念も大きく変化し、かつての大量生産型社会には勤勉さや専門性が中心であったが、現在は独創性や個性が不可欠な要素として必要になってきている。

こうした社会の変化によって、知識基盤型社会と呼ばれる時代が到来した。1980年代以降のグローバリゼーションの波は、競争のレベルを飛躍的に高め、国際社会で通用する専門性のレベルも高度なものになった。IT・金融技術の変革は、全産業における技術革新に波及し、この波は、経済と経営環境、会計制度や関連法律も含めて、社会の全体に大きな変革をもたらした。特に金融は、世界経済のリーディングセクターのひとつになると同時に、世界経済の混乱要因にもなった。アジア通貨危機(1997)に始まり、ITバブルとその崩壊(1999-2002)、リーマン・ショック(2008)から現在のギリシャなどの欧州国債危機にいたるまで、この10数年の間に、通貨金融問題が世界経済の光と影を象徴する存在となってきた。

他方、我が国は1990年のバブルの崩壊以降の長期の低迷から立ち直ることができず、深刻な不況が継続している。今、日本の企業は、国内の不況と長期に亘る円高によって、大企業と中小企業とを問わず、拠点を海外に移すことで、活路を見出している。大企業は、北米、ヨーロッパ、アジア全域へ現地生産の移転を行っているが、地場産業を支える中小企業は、主として、中国及び東南アジアへの生産拠点の移転を図りつつある。こうした動きは、日本経済の国際化ではあるが、国内産業、とりわけ地場産業の空洞化を招くものであり、経済が低迷する大きな要因のひとつとなっている。しかしながら、これは構造的な問題であり、この流れは当面変わることはないと考えられる。

大学における人材養成は、こうした時代状況を捉えたものでなければならない。そして、何よりも、今後もグローバリゼーションの流れそのものには変化はなく、専門性の高い人材間の知的な競争を不可欠とする知識基盤社会は継続して展開することを踏まえるなければならない。とはいえ、そこには大きな変化がもたらされていることも見逃すことはできない。市場における競争を基本理念とする考え方への反省が始まっているからである。特に市場主義の経済政策によって生まれた貧富の格差と金融市場の混乱は、国際的に大きな社会問題となり、政治的な不安定性をもたらすだけでなく経済成長そのものにとってもマイナスではないかという反省が生まれてきている。

(3) 大学院博士後期課程設置の背景

今、世界経済は深刻な閉塞状況にある。日本経済は20年以上に及ぶ停滞から脱却することができず、世界でも突出した財政赤字に苦しんでいる。解決のための処方箋すら描けない状態にある。そこに、平成23年3月11日の東日本大震災が起こった。この巨大な震災と津波、そして福島原子力発電事故によって、被災地の産業は崩壊し、働き先をなくした多くの住民は住みなれたふるさとを離れている。高い技術力を持った製造業者の多くが被災地を離れ、津波に洗われた被災地の主力産業であった農業の復興も目処が立たず、日本有数の漁港を抱える被災地の漁業も高齢者が多いことから崩壊の危機にある。新潟や神戸の震災とは異なり、今回の震災は、被災地の産業を根こそぎ崩壊させることによって日本経済そのものに深刻な打撃を与えている。巨額の財政赤字のなかで、膨大な国債を抱えるわが国にとって地域産業の崩壊は大きな痛手となる。

加えて世界経済は、リーマン・ショック以降の金融危機から脱却することができず、ギリシャ国債問題に象徴されるユーロ経済圏の信用不安による経済危機、アメリカの経済不況が重なっている。そのなかで、世界に突出する財政赤字を抱える日本の通貨円が

安定通貨として期待を集め、円高になるという異常なまでの状態が生じている。日本が、20 数年を経てバブル崩壊のショックから立ち直らないことに鑑みれば、世界経済の低迷は長きにわたる可能性が高いと推測される。

こうした中であって、日本経済を立て直し、地域の産業の再生に貢献するには、人材の育成こそが最も求められることである。日本では、理学部・工学部等の理系の学生の多くは大学院に進学するが、社会科学系の学生はほとんど進学していない。この点は我が国の教育が国際社会に比べて大きく立ち遅れている点である。特に、欧米社会では、経済経営系の大学院が充実し、ほとんどの学生が修士課程に進学し、さらに博士に進学して研究能力を養い、博士号を取得し、社会的ステータスを得てビジネスの世界で活躍する。欧米の高学歴者にとっては、博士号の取得が人生の目標となっているといっても過言ではない。

これに対し、我が国の社会科学の分野では、博士号は大学の研究者のものであるという固定観念が定着している。理工系において大学院進学が定着しているのに比べて、人文社会科学系の大学院進学者があまりにも少なすぎるのが現状である。今、グローバリゼーションのなかで、国際的な競争の水準は急速に上がっている。こうした中で我が国のビジネスマンが活躍するには、積極的に高い専門性を身につけ、博士の学位を取得して、国際社会に打って出る必要がある。

もとより、社会科学系におけるわが国の研究水準は世界のトップ・レベルにあり、大学院教育が社会に定着すれば、研究能力を兼ね備え、国際的に通用する企業人・社会人を育成することは可能である。中央教育審議会の答申「新時代の大学院教育」（平成 17 年 9 月 5 日）は、大学院教育に求められる課題を、知識基盤型社会への移行のための大学院の基盤強化に置いている。こうした認識を踏まえ、日本経済が深刻なダメージを受け、欧米経済もまた低迷するなかで、閉塞した現状を切り開き、国際社会で十分に活躍することのできる人材の育成が急務になっている。

以上の社会状況を踏まえ、埼玉学園大学では、平成 22 年 4 月、新しい時代の流れと人材育成の期待に応えるために大学院経営学研究科修士課程を設置した。高度な専門性と独創性と豊かな人間性を兼ね備えた社会人の育成を目指し、高度専門職業人教育を行う大学院修士課程を設置した。本研究科は、社会の先端的な実務と大学のアカデミズムとの融合を目指し、一線で活躍する多数の実業家を客員教授として招聘し、学問的な専門性と先端的な実務を兼ね備えたビジネスマン・社会人の育成を目指した大学院修士課程として設置された。

本研究科は、埼玉県川口市にある唯一の大学院であり、人口 58 万都市川口市はレベルの高い中小企業が多数存在し、その多くがグローバリゼーションの進行する中で活路を模索している。大学院教育は地域の期待を受けたものでもあった。

本研究科の入学状況は、定員 10 名に対し、合格者は常に 10 名を越えており、入学者も、東日本大震災の影響を受け留学生の受験者が激減した平成 23 年度に 8 名であったことを除けば定員の 10 名を越えており、本研究科への社会的ニーズは安定したものがある。また、平成 24 年 2 月の本研究科修士課程在学生アンケート調査では、ほとんど全員が博士課程への進学を希望している（回答数 15）。我が国では、博士号に対する信頼は高く、本研究科の在校生も博士の学位を取得することが本来の希望であると思われる。

企業・団体へのアンケート調査（回答数 59）に半数以上の企業・団体が職員の博士課程への進学に好意と理解を示しており、修了者を採用したいと回答した企業・団体も過半数になっている。地域社会の博士課程設置への期待も極めて大きいものがあると考えられる。以上が、本研究科に博士後期課程の設置を希望する社会的背景である。

参照【資料 1、P1：埼玉学園大学大学院経営学研究科博士課程設置に関するアンケート結果】

(4) 経営分野における人材育成の課題

本研究科は経営分野における高度な専門的職業人の育成を教育の目標としている。知識基盤型社会で必要とされる高度な専門性を持つ職業人は、アカデミズムの専門分野に精通し、かつ社会が必要とする実践的な実務にも精通している必要がある。グローバリゼーションによる市場主義の展開が行き詰っている現在、この閉塞状況を打開することのできる人材は、アカデミズムと実務の双方に精通し、社会人として自らが抱える問題を学問的基礎に基づいて、高度な実務的知識を駆使し問題を解決する能力を有する人材である。

このことは地域経済の活性化のためにも必要である。我が国では、中小企業が大企業にも劣らない個性的で高い技術を持っている。中小企業の技術力は、我が国の発展の基礎であったし、現在もそうである。こうした優れた中小企業の存在は、国際的には異例のことであり、今後とも地域を支える中小企業の発展なくして我が国の再生はない。しかしながら我が国の中小企業は高い技術力を持ちながらも、経営手法に関しては革新の波に乗り遅れる傾向にある。この点から見れば、グローバルな観点から経営に関する高度の専門性を持ったビジネスマンの育成は、地場産業の再生にとって急務であると言わざるをえない。このため博士後期課程では経営環境のグローバル化に対応する「国際経営特講」、中国を中心とするアジア経済・経営を中心に研究する「経営史特講」（張担当）、経営の国際的展開における税制に対応する「租税法特講」などを配置し、アジアを中心とするグローバルな経営環境に対応できる人材の育成を図っている。

次代を担うリーダーたるべきビジネスマンは、国際的にも国内的にも、そして地場産業においても、経営に関する高度な学問的基礎と実務能力とを修得し、豊かな人間性と独創性を兼ね備えた人材でなければならない。このような人材こそが、内外の混迷する経営環境の中にあって時代が求める人材である。

現在、日本経済はグローバル化の進展の負の側面として産業の空洞化を生んでいる。このことによって、地場の産業も苦境の中にある。このため地域経済の再生と活性化が、日本経済にとっての焦眉の急となっており、新しい経営感覚やアジアを中心とする地場産業の海外展開が求められている。そして今、地域社会に根ざした企業経営が企業のあり方として重要性を増すにつれ、こうした地域企業の動向を理解し、貢献できる人材が求められている。

現在、企業経営のあり方はますます専門性を強めるとともに、経営学に関わる領域はますます多様化している。企業経営のグローバルな活動とベンチャー企業の時代の到来とともに、国内外において様々なビジネスチャンスが生まれてきている。

その一方、内外の金融・資本市場の自由化の広がりの中で、金融規制、会計基準(IFRS)の標準化が図られ、企業経営活動を取り巻く規制環境は大きく変化している。こうした

経営の急速な多様化・高度化に対応できる人材の育成も経営学研究科には求められている。近年、企業が新分野や海外に進出するに伴って、会計基準の国際的な標準化が一層進むとともに、国際的な金融経済の発展に伴う金融市場リスクの増大に対応するため、金融機関・一般事業会社の信用リスク評価が求められており、日米欧の規制当局は、信用格付業者規制を導入し、金融市場の安定化を目指している。金融市場の国内の金融・信用格付業者規制導入である「金融商品取引法」改正、「会社法施行・会計規則」改正も行われた。本研究科ではこうしたリスク社会の到来に対応して、信用リスク評価の研究を中心とする「格付評価特講」、資産の証券化等デリバティブ商品のリスク評価と管理を研究する「ABS・金融機関格付評価特講」、「リスク・マネジメント論特講」などを配置して高度な専門職業人を育成する。

このような新しい経営環境の登場にともなって会計や税務の改革も大幅に進行した。国際的な経営活動、地域に根ざした企業経営を熟知し、これを支え、地域企業の発展に指導的な役割を果たすような国際会計や国際税務の専門知識を兼ね備えた人材が求められてきている。

(5) 地域経済における本研究科の必要性

埼玉県は、充実した高速道路網・鉄道網、多様な産業の集積、首都圏を抱える巨大市場や豊かな人材など産業における優位性が非常に高くなっている地域であり、人口は700万人を超える。中でも、川口市は、人口約58万人を超え、さいたま市に次ぐ人口規模にあり、産業面にあつては伝統産業である鋳物工業を始め、機械・金属などの重工業において工場数約3,200、生産額は年間約8,900億円にのぼり、県下において他を圧倒している地域である。

このような状況下、埼玉県では、時代の変化に対応した新たな社会モデルを構築し、目指すべき将来像を実現していくための新たな5か年計画（平成24年度～28年度）を策定して様々な政策を進めていくこととしている。その中の「経済・産業を支える分野」において、県内企業の成長のためには、その基礎となる人材の確保・育成が重要であるとして、雇用の拡大が見込まれる成長分野における人材やグローバル化に対応した人材を育成するとしている。

川口市においては、平成23年2月に「川口市産業振興指針」を策定し、川口市の産業が有する技術、経営ノウハウ及び人材を活用し事業継承をサポートするとしており、これまで以上に社会のグローバル化の中で中小企業が近代経営への転換に意欲を高め、先端的な経営手法に基づき、新しい未来を切り開いていくことの必要性を提起し、このための有為な人材の育成を期待している。

埼玉学園大学は、人口が多く産業の発達した川口市にあつて、唯一の4年制大学として創設され、少人数教育を中心としたきめ細かな教育によって、多くの有為な人材の輩出に努めてきた。

埼玉学園大学大学院経営学研究科は、学部教育をさらに発展させ、産学協同の可能な大学院研究科修士課程として設立された。地域的な課題に対応したものといえる。本学は大学院の設立に当たって、実務面、理論面での一線の教員を専任教員・客員教授等として招聘して、アカデミズムと実務の融合を目指した教育によって、地域の支持を得て

きた。今後、震災後の日本が置かれた厳しい状況と先行きの見えない世界経済の混迷の中で、より高度な人材の育成のために、大学院博士後期課程を設置する。とりわけ地域の活性化に必要な地域起こしに貢献するため、病院、診療所、福祉介護施設等に従事する看護師・助産師・医療ソーシャルワーカー等の、組織運営に必要な高度なマネジメント能力の育成のために「ヘルスケアサービス・マネジメント特講」、「経営組織論特講」「経営学特講」を配置している。このことは地域活性化の鍵として、地域の期待を集めるところでもある。本研究科の教育研究水準の向上によって、大学の抱える研究能力を活かし、川口市や埼玉県などととも地域企業、地域経済の抱える問題を共同で研究し、積極的な大学による地域貢献の道が開かれる。

参照【資料2：埼玉県新たな5か年計画（平成24年度～28年度）大綱（抜粋）、
川口市産業振興指針（平成23年2月18日）（抜粋）】

(6) 研究科博士後期課程設置の趣旨

(ア) 教育上の理念と目的

本研究科博士後期課程は、経営・金融・会計・税務の教育研究分野を包摂し、知識基盤型社会の到来を強く意識し、日本経済と世界経済そして地域経済の深刻な停滞という重い社会状況の中で設置するものである。こうした社会的な閉塞状況の原因の一環は、金融の混乱に象徴されるようなグローバリゼーションと金融の行き過ぎた市場主義にある。本研究科博士後期課程は、こうした社会状況を受け止め、持続可能な企業経営の在り方に資する有為な人材を育てることにある。

そのためには、第1に、本学の建学の精神に立ち返る必要がある。本学では、自立と共生を建学の精神としており、課題に対して自立した解決能力を持ち、他者と協働し社会的に共生する人材育成を目指してきた。市場主義による行き過ぎた競争社会の反省に立つならば、本学の建学の精神は、教育の現場として必要なものと考えている。本研究科博士後期課程では、博士の学位を取得して研究者として自立し、自らの課題に対して独創的解答を得、かつ社会と共生し調和することのできる人材、次代を担う地域社会のリーダーたる人材を育成する。

第2に、我が国及び世界経済の混迷の中で、この閉塞状況を切り開く人材育成として、自立した研究能力をもち、高い専門性と世界に通用する先端的な実務能力を兼ね備えた人材の育成を目指す。中央教育審議会答申「新時代の大学院教育」では、「高度専門職業人の養成に必要な教育」として「理論的知識や能力を基礎として、実務にそれらを活用する能力が身に付く体系的な教育課程が求められる」としている。本研究科では、一線で活躍する実務家を積極的に招聘し、大学のアカデミズムとの融合を図ることで、理論と実務に秀でた人材の育成を行う。

我が国においては社会科学系の大学院が社会的に定着せず、欧米先進国に対して後れを取っている。こうした状況を打開するには、社会科学系大学院に博士後期課程を設置し、地域の企業活動をリードすると同時に、国際的に通用する高度の専門的実務能力を備えた人材を育成する必要がある。

第3に、企業活動の専門性が高まり、かつ急速に多様化し、変化する時代にあっては、幅広い知識と高度な研究能力を持って時代の変化に対応し、新しい分野に積極的にチャレンジする人材が求められる。こうした内外の経営の諸課題に理論的な基礎を踏まえ果敢に失敗を恐れずチャレンジする意志力を有した人材を育成する。

(イ) 人材育成の目指す方向

本研究科博士後期課程では、高度な研究能力を持って今日の地域経済及び我が国が抱えている現実的な経営問題に対応できる人材の育成を行う。具体的には以下のようなもの。

- ① 地域の企業、病院等事業組織のインセンティブと調和した経営の高度専門的人材
- ② 経営学に関する自立した研究能力を備えた海外進出のフロントランナー
- ③ 企業経営における総合的で高度な分野や新しい分野に対応できる人材
- ④ 地域企業と共生して、企業の国際化や地場産業の発展のために貢献できる会計・財務・税法の担当者
- ⑤ 高度な専門性を持って、先端的な金融問題に対応できる金融ビジネスマン
- ⑥ 幅広い専門性を習得し官民共同の政策立案に関与できる人材などである。

(ウ) 入学志願者と卒業予定者の進路に関する分析

① アドミッションポリシーと志願者に関する分析

本研究科博士後期課程では、自立した研究能力を持ってグローバル化下での知識基盤型社会の到来に対応する独創性・専門性・人間性を兼ね備えた高度専門職業人の養成を目標としている。

入学者選抜は、一般選抜及び学内選抜、社会人選抜、留学生選抜に分けて行うものとする。一般選抜に関しては、広く意欲あふれる人材を求めるとともに、学内選抜においては、博士前期課程と後期課程の一貫教育を確立し、優れた人材育成を行うことを目標としている。

本研究科修士課程の入学状況は、定員10名に対し、平成22年度入学試験の志願者は13名、合格者11名、入学者10名、平成23年度は、東日本大震災の影響を受け、留学生の受験者が激減したこともあったが、志願者11名、合格10名、入学者8名、平成24年度入試においては、志願者13名、受験者13名、合格者13名、入学者11名であり、安定した定員確保が行われている。合格者は常に定員の10名を越えており、また、入学者も、東日本大震災のあった平成23年度入試以外は定員を超えており、本研究科は地域社会に定着したものと考えられる。

在校生へのアンケート調査（回答数15）によれば、回答者の全員が、大学院博士課程に「強く関心がある」あるいは「関心がある」、と回答している。また、86.7%が「是非入学したい」と回答し、「入学を検討したい」と回答した者をあわせて93.4%が博士課程入学を考えていることになる。我が国では、大学院修士課程が必ずしも社会的に認知されていないのに対し、博士号に対する信頼は高く、本研究科の在校生も博士課程に入学して博士の学位を取得することが本来の希望であると思われる。こうした現状を考えれば

ば、博士課程を備えた大学院に対する社会的ニーズは潜在的にも高いといえる。

地域社会もまた、川口市に拠点を持つ唯一の4年制大学である埼玉学園大学に修士課程に続いて博士課程が設置されることを強く望んでいる。企業・団体へのアンケート調査（回答数59）によれば、本研究科博士課程設置に関して「強く関心がある」及び「関心がある」という回答が、ほぼ90%に及んだ。また、社会人大学院生として本研究科博士課程に入学を「是非勧めたい」する回答が27.1%、職員が入学することについて「望ましいことである」とする回答とあわせると、57.6%になる。企業・団体においても、社会人大学院生に関する理解は深まりつつあるものと考えられる。

また、アンケートによれば、企業・団体は、博士課程修了者に対して、会社で指導的な立場に立って活躍することや、高い専門性、国際感覚を期待している。また、所属する職員の進学とは別に、博士課程修了者の採用についても、「是非採用したい」という回答が27.6%、「採用したい」という回答が27.6%であった。修了者に対する社会的ニーズも十分にあるものと考えられる。

以上のように、アンケート調査の結果から、在校生のほとんどが博士課程への入学を希望しており、また、企業・団体の多くが職員の博士課程への進学に好意的な評価をもっていることがわかる。このことから定員3名に対する志願者は十分に確保できるものとする。

② 修了者の進路に関する分析

本研究科の修了生の進路としては、人材育成の目指す方向に照らして先端的経営の担い手、国際ビジネスのフロントランナー、財務・会計の専門家、金融のエキスパート、総合的な政策立案者等であり、本研究科に入学する大学院学生は、本研究科の人材育成の方向を踏まえた学生である。本研究科の設置に関しては、前項「①アドミッションポリシーと志願者に関する分析」にもあるように企業・団体の期待は非常に高いものがある。アンケート調査によれば、博士課程修了者の採用について、「是非採用したい」という回答が27.6%、「採用したい」という回答が27.6%あり、修了後の進路は十分に期待できる。

また、本研究科修士課程在学学生の実態からすると、社会人及び留学生が多い。博士課程においても、社会人に関しては多くの学生が所属企業にとどまり、修了後は博士号を活かし、所属企業において、より一層の貢献が期待できる。また、留学生に関しては、博士の学位を取得して、本国で活躍することが期待される。

参照【資料1、P5：埼玉学園大学大学院経営学研究科博士課程設置に関するアンケート結果】

2. 研究科、専攻等の名称及び学位の名称

本研究科は、本学の経済経営学部（経済経営学科）を基礎に設立する。大学院経営学研究科経営学専攻の1研究科1専攻とする。

英語表記

経営学研究科：Graduate School of Business Administration

経営学専攻：Course of Business Administration

学位は

博士（経営学）：Doctor's Degree (Business Administration)

3. 教育課程編成の考え方及び特色

本研究科の教育カリキュラムの編成は、大学のアカデミズムと先端的な実務との融合、自ら独創的な解答を得る自立した研究能力の育成、幅広い視野からの研究活動の実践という本研究科の教育理念に照らし、理論的な科目と実務的な科目のバランス、研究に直結する科目を選択できるような多彩な専門科目の設定に配慮してある。人材育成の目的に沿った教育課程の編成と具体的な教育内容・授業科目との関係は以下のとおりである。

① 地域の企業、病院等事業組織のインセンティブと調和した経営の高度専門的人材

教育課程の編成方針	本学の地域的特性として、技術水準の高い中小企業が多く、長期の経済不況の中で経営技術の改革や新しい事業の展開に対応できる人材育成のための教育課程。
教育内容	地域企業の問題を把握し、実務と理論の両面での高度な経営学の教育。
授業科目	「経営学特講」、「経営組織論特講」、「地域企業論特講」 「経営史特講」、「ヘルスケアサービス・マネジメント特講」 「租税法特講」、「マーケティング論特講」

② 経営学に関する自立した研究能力を備えた海外進出のフロントランナー

教育課程の編成方針	グローバル化の進行の中で、アカデミズムにおける研究能力を兼ね備え、海外で活躍できるビジネスマン育成のための教育課程。
教育内容	地域企業の海外展開を支えるために必要な能力の習得するための教育。
授業科目	「経営学特講」、「地域企業論特講」、「貨幣論特講」、「国際経営特講」、「労務管理特講」、「マーケティング論特講」、「租税法特講」 「経営組織論特講」、「国際金融論特講」、「国際会計特講」 「格付評価特講」、

③ 企業経営における総合的で高度な分野や新しい分野に対応できる人材

教育課程の編成方針	日本経済の長期不況と世界的な金融経済の混迷に対応できるような総合的で独創性を兼ね備えた人材育成のための教育課程。
教育内容	経営学の新しい知見を習得し自ら経営改革を行うための教育。
授業科目	「経営組織論特講」、「IRと企業情報特講」、「労務管理特講」、「マーケティング論特講」、「国際金融論特講」、「リスク・マネジメント特講」、「経営財務特講」、「管理会計特講」

④ 地域企業と共生して、企業の国際化や地場産業の発展のために貢献できる会計・財務・税法の担当者

教育課程の編成方針	今日の地域企業が求める税法改正や国際会計基準の導入に対応できる専門的な人材育成のための教育課程。
教育内容	財務や税法の変化や国際化に対応できる人材育成のための教育。
授業科目	「財務会計特講」、「国際会計特講」、「管理会計特講」 「租税法特講」、「経営財務特講」、「格付評価特講」、 「労務管理特講」、「マーケティング論特講」

⑤ 高度な専門性を持って、先端的な金融問題に対応できる金融ビジネスマン

教育課程の編成方針	金融のグローバル化の急展開に対応できる人材育成のための教育課程。
教育内容	国際的な金融の高度化に対応できる人材育成のための教育。
授業科目	「貨幣論特講」、「金融論特講」、「国際金融論特講」 「リスク・マネジメント特講」、「格付評価特講」、「財務会計特講」 「経営財務特講」、「ABS(仕組債)・金融機関格付評価特講」 「民間企業・ソブリン格付評価特講」

⑥ 幅広い専門性を習得し官民共同の政策立案に関与できる人材

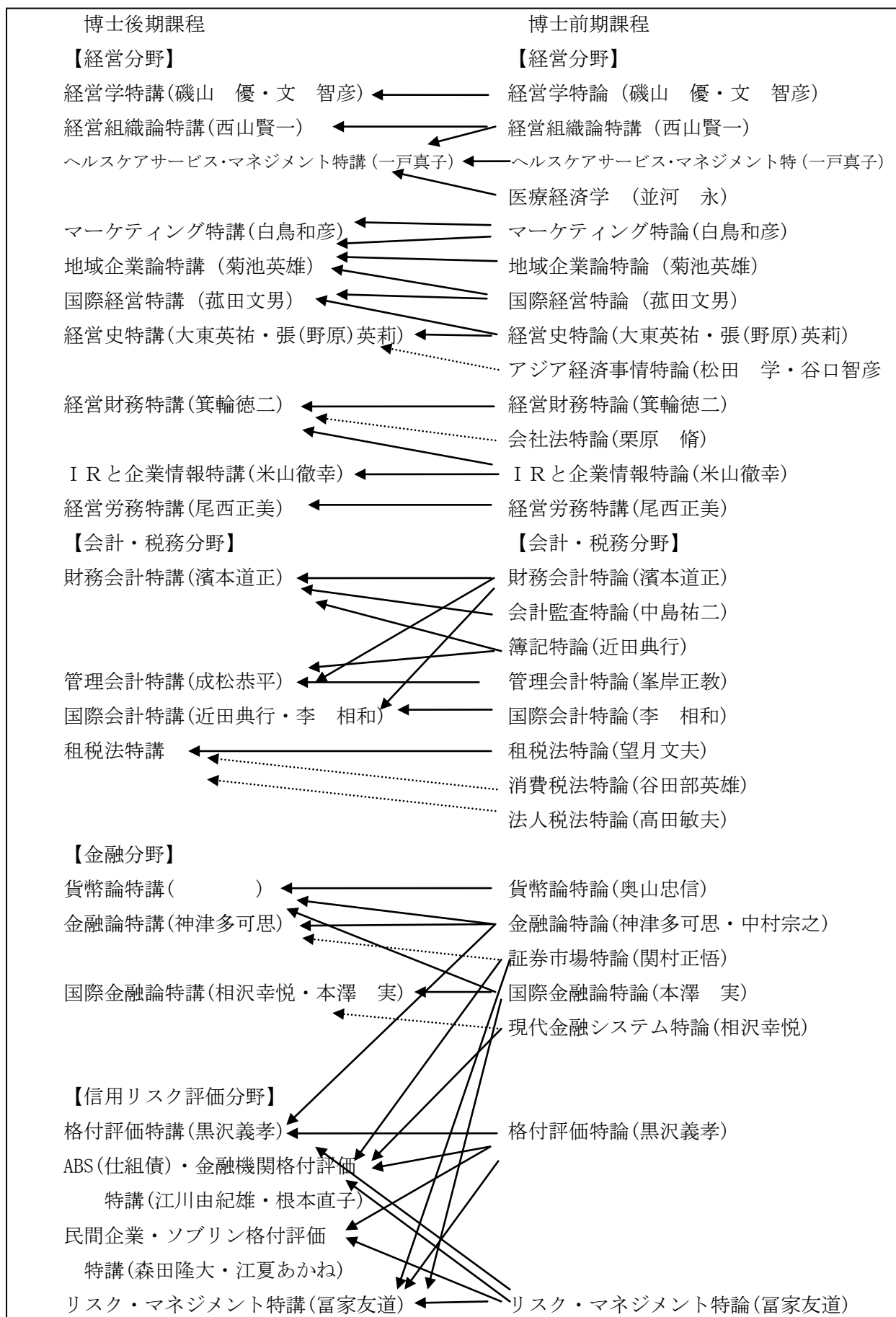
教育課程の編成方針	地域の活性化のための政策づくりに貢献できる人材育成のための教育課程。
教育内容	地域の政策立案を評価し、提言する人材育成のための教育。
授業科目	「経営組織論特講」、「地域企業論特講」、「IR と企業情報特講」、 「ヘルスケアサービス・マネジメント特講」「格付評価特講」 「リスク・マネジメント特講」、「租税法特講」

また、授業科目と担当教員の概要については、次のとおりである。

授業科目	教員名	備 考
経営学特講	磯山 優 文 智彦	修士(経営学)、修士 [◎] 博士(経営学)
経営組織論特講	西山賢一	理学博士、博士 [◎] 、修士 [◎]
ヘルスケアサービス・ マネジメント特講	一戸真子	博士(保健学)
地域企業論特講	菊池英雄	元中小企業金融公庫調査部長
国際経営特講	菰田文男	経済学博士 博士 [◎] 、修士 [◎]
経営史特講	大東英祐 張(野原)英莉	経営学修士、博士 [◎] 、修士 [◎] 博士(経営学)
経営財務特講	箕輪徳二	経営学博士、博士 [◎] 、修士 [◎]
IR と企業情報特講	米山徹幸	文学修士、修士 [◎]
マーケティング論特講	白鳥和彦(客員)	博士(経済学)
労務管理特講	尾西正美(客員)	埼玉大学大学院経済科学研究科教授
財務会計特講	濱本正道	経済学修士、博士 [◎] 、修士 [◎]
管理会計特講	成松恭平(客員)	淑徳大学経営学部教授 博士(経営学)
国際会計特講	李 相和 近田典行	博士(経済学)、 埼玉大学大学院経済科学研究科教授
貨幣論特講		
金融論特講	神津多可思(客員)	博士(経済学)
国際金融論特講	相澤幸悦 本澤 実(客員)	経済学博士、博士 [◎] 、修士 [◎] 博士(経済学)
租税法特講	望月文夫	博士(経営学)、修士 [◎]

リスク・マネジメント特講	富家友道(客員)	博士 [◎]
格付評価特講	黒沢義孝	経済学博士
ABS(仕組債)・金融機関格付評価特講	江川由紀雄(客員) 根本直子(客員)	新生銀行調査部長 S & P 金融機関評価アナリスト
民間企業・ソブリン格付評価特講	森田隆大(客員) 江夏あかね(客員)	立命館大学シニアフェロー バークレイズキャピタル主任
特別研究指導Ⅰ	専任教員	
特別研究指導Ⅱ	専任教員	
特別研究指導Ⅲ	専任教員	

博士後期課程と前期課程の授業科目関連図



※点線は関連科目を示す。

4. 教員組織の編成の考え方及び特色

教員組織の編成にあたっては、今日の地域経済及び我が国が抱えている現実的な経営問題に対応できる人材の育成を目指すことから、経営学研究科の教育研究に相応しい分野別の教員配置を行う。また、教育研究水準の継続性と向上・活性化を確保するため、専任教員16人のうち6人は40・50代（完成年度）の専任教員を置く。分野ごとの教員数及び年齢構成は下表のとおりである。

分 野	教 員 数			専任教員の年齢構成 (完成年度時)	
	専任教員	客員教授	計		
経 営	9人	3人	12人	40～49歳	2人
				50～59歳	2人
				65～69歳	3人
				70歳以上	2人
会 計・ 税 務	3人	2人	5人	50～59歳	2人
				65～69歳	1人
金 融	2人	2人	4人	65～69歳	2人
信 用 リ ス ク 評 価	1人	5人	6人	70歳以上	1人
計	15人	12人	27人	40～49歳	2人
				50～59歳	4人
				65～69歳	6人
				70歳以上	3人

また、本研究科の特色としてアカデミズムと先端的な実務の融合を教育研究の柱としていることから実務経験者を専任及び客員教授として配置している。担当科目、主要な略歴は以下のとおりである。

【実務経験者の専任教員】

氏 名	授業科目名	主要な略歴
黒沢義孝	各付評価特講	日本開発銀行、日本格付研究所
米山徹幸	IRと企業情報特講	大和証券、大和インベスターズ・リレーションシップ
望月文夫	租税法特講	東京国税局

【実務経験者の客員教授】

氏 名	授業科目名	主要な略歴
神津多可思	金融論特講	日本銀行
本澤 実	国際金融論特講	日本未来キャピタル
富家友道	リスク・マネジメント特講	金融庁、みずほ証券
菊池英雄	地域企業論特講	元中小企業金融公庫調査部長

なお、本研究科は、金融の安定したシステムにとって近年重要な役割を果たすようになった金融商品の格付問題を重視しており、専任教員（「格付評価特講」黒沢 義孝）を配置するとともにこのために金融商品投資・分析の先端の実務家 4 名を客員教授で招聘している。担当科目、主要な略歴は以下のとおりである。

氏名	授業科目名	主要な略歴
江川由紀雄	ABS(仕組債)・金融機関格付評価特講	Moody's、日本銀行、新生銀行
根本直子	ABS(仕組債)・金融機関格付評価特講	日本銀行、S&P マネージング ディレクター
森田隆大	民間企業・ソブリン格付評価特講	Moody's
江夏あかね	民間企業・ソブリン格付評価特講	メリルリンチ、 パークレイズキャピタル

5. 履修指導、研究指導の方法及び修了要件

(1) 履修指導、研究指導の基本的な考え方

研究者として自立した研究能力を有した社会人の育成という観点から、自らの研究課題の完成を中心に履修指導、研究指導を行う。

(2) 博士後期課程の修了要件

原則として 3 年以上在学し、所定の単位 12 単位を取得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文を提出して、その審査及び最終試験に合格すること。

<修了要件>

授業科目：12 単位

専門科目（選択科目）6 単位

特別研究指導（必修科目）6 単位

博士論文：学会での報告とレフリー制の確立した学会誌への投稿論文（2 本以上）の掲載及び受理を提出の条件とする。

最終試験

<特別研究指導Ⅰ（第 1 年目）>

博士論文のテーマを絞り、研究計画書を作成する。さらに、自分のテーマに関連した文献・資料・データ等を収集すると同時に、特に自分の研究上重要と思われる先行研究についてサーベイし、その結果をレポートとしてまとめる。

<特別研究指導Ⅱ（第 2 年目）>

博士論文の骨格となる部分を作成し、それを中間報告書としてまとめる。それを中間報告会で発表すると同時に学会で報告する。

<特別研究指導Ⅲ（第 3 年目）>

博士論文のドラフトを完成させ、これをもとに予備審査を受ける。予備審査後、正式の博士論文を作成し、これを提出して本審査を受ける。併せて、レフリー制のある学会誌へ投稿論文（2 本以上）の掲載及び受理を前提にする。

所定の単位を取得し、博士論文の本審査及び最終試験に合格した者については、博士後期課程修了者として、博士（経営学）の学位が授与される。

(3) 履修指導

- ① 研究指導に際しては、主指導教員 1 名、副指導教員 1 名、計 2 名による複数指導体制を取る。
- ② 研究課題の設定と主指導教員の決定に関しては、慎重を期して一定期間内に同時並行的に行い、様々な教員とのディスカッションを通して学生と教員の双方が納得のいく形で決定するよう指導する。場合によっては教務関係の委員が学生の相談にのることとする。
- ③ 主指導教員は、専任教授が当たることとする。
- ④ 副指導教員 1 名に関しては、主指導教員と相談の上で決定する。副指導教員は、専任の教員及び客員の教員が当たることとする。
- ⑤ 専門科目の履修に関しては、主指導教員・副指導教員と相談の上、学生の自主的な判断で決定することとする。指導教員は学生のこれまでの研究状況、研究テーマ等を考慮して、研究課題及びこれと関連する分野の履修科目選択の相談に応じることとする。社会人学生の履修希望を考慮し、授業時間帯は相談しながら柔軟に対応することとする。
- ⑥ 専門科目及び特別研究指導Ⅰ・Ⅱ・Ⅲに関する評価は、A、B、C、D の 4 段階評価とし、D 評価は不可とする。

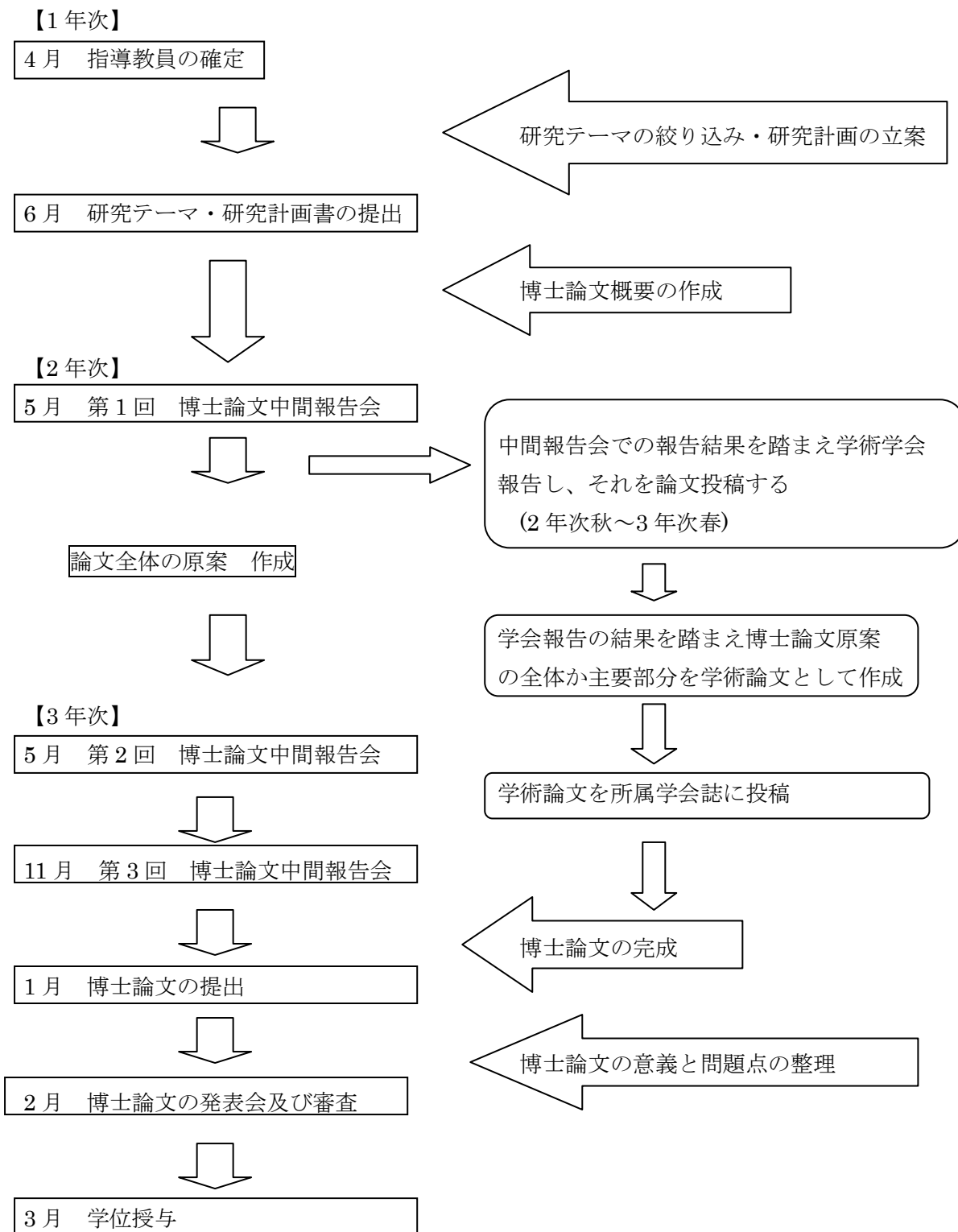
(3) 研究指導と博士論文の作成

(ア) 博士論文の到達目標

当該テーマに関する研究論文が、学界の水準を踏まえ、問題の解決に際して、研究者の独自の論理、知見、発想が見られ、学界に新しい貢献をなすことが明らかであり、このことによって自立した研究者として認められること。

(イ) 博士論文作成スケジュール

(次頁参照)



(ウ) 博士論文の審査

博士論文の審査に関しては、大学院研究科委員会が4名の委員を任命する。内2名は主指導教員と副指導教員とする。また、必要に応じて外部の専門家を審査委員とすることができる。評価に関しては審査委員が合議の上、可否を決定する。

(エ) 履修モデル

本博士後期課程修了後の進路に沿った標準履修モデルを示す。

【モデル 1：人材育成の目標①「地域の企業・病院等事業組織のインセンティブと調和した経営の高度専門的人材」】

1 年次		2 年次		3 年次	
春期	秋期	春期	秋期	春期	秋期
経営学特講(2) 経営組織論特講 (2)	地域企業論 特講(2)	ヘルスケアサービ ス・マネジメント 特講(2) 経営史特講(2)	マーケティング 特講(2)	租税法特講(2)	
特別研究指導Ⅰ(2)		特別研究指導Ⅱ(2)		特別研究指導Ⅲ(2)、博士論文	

【モデル 2：人材育成目標②「経営学に関する自立した研究能力を備えた海外進出のフロントランナー」】

1 年次		2 年次		3 年次	
春期	秋期	春期	秋期	春期	秋期
貨幣論特講(2) 経営学特講(2)	国際金融論特講 (2) 労務管理特講(2)	国際会計特講 (2) 租税法特講(2)	地域企業論特講 (2) 国際経営特講 (2)	格付評価特講(2) 経営組織論特講 (2)	マーケティング 論特講(2)
特別研究指導Ⅰ(2)		特別研究指導Ⅱ(2)		特別研究指導Ⅲ(2)、博士論文	

【モデル 3：人材育成の目標③「企業経営における総合的で高度な分野や新しい分野に対応できる人材」】

1 年次		2 年次		3 年次	
春期	秋期	春期	秋期	春期	秋期
経営組織論特講 (2)	国際金融論特講 (2) 管理会計特講(2)	経営財務特講(2)	マーケティング 論特講(2)	労務管理特講(2)	IRと企業情報 特講(2) リスク・マネジ メント特講(2)
特別研究指導Ⅰ(2)		特別研究指導Ⅱ(2)		特別研究指導Ⅲ(2)、博士論文	

【モデル 4：人材育成の目標④「地域企業と共生して、企業の国際化や地場産業の発展のために貢献できる会計・財務・税法の担当者」】

1 年次		2 年次		3 年次	
春期	秋期	春期	秋期	春期	秋期
財務会計特講(2) 国際会計特講(2)	管理会計特講(2)	経営財務特講(2) 租税法特講(2) 労務管理特講(2)	マーケティング 論特講(2)	格付評価特講(2)	
特別研究指導Ⅰ(2)		特別研究指導Ⅱ(2)		特別研究指導Ⅲ(2)、博士論文	

【モデル 5：人材育成の目標⑤「高度な専門性を持って、先端的な金融問題に対応できる金融ビジネスマン」】

1 年次		2 年次		3 年次	
春期	秋期	春期	秋期	春期	秋期
貨幣論特講(2) 財務会計特講(2)	金融論特講(2)	格付評価特講(2)	国際金融論特講 (2) リスク・マネジ メント論特講 (2)	経営財務特講(2)	ABS(仕組債)・金 融機関格付評価 特講(2) 民間企業・ソブ リン格付評価特 講(2)
特別研究指導Ⅰ(2)		特別研究指導Ⅱ(2)		特別研究指導Ⅲ(2)、博士論文	

【モデル6:人材育成目標⑥「幅広い専門性を習得し官民共同の政策立案に関与できる人材」】

1年次		2年次		3年次	
春期	秋期	春期	秋期	春期	秋期
経営組織論特講 (2)	地域企業論特講 (2)	ヘルスケアサー ビス・マネジメン ト特講(2)	IRと企業情報 特講(2)	格付評価特講(2)	リスク・マネジ メント特講(2)
租税法特講(2)					
特別研究指導Ⅰ(2)		特別研究指導Ⅱ(2)		特別研究指導Ⅲ(2)、博士論文	

6. 施設・設備等の整備計画

(1) 大学院学生の研究室〈自習室〉の整備

本研究科博士課程の学生が研究・自習する研究室を確保するため、現在学生の交流スペースとなっているホールホワイエを、博士課程前期・後期の収容定員 29 名分の研究室 (73.8 m²) として整備する。

併せて、LAN配線を行いパソコンによる資料収集と資料作成ができる環境を整備する。なお、パソコンは博士前期課程(修士課程)の学生のために既に5台のパソコンを整備しており、これを利用に供する。

(2) 講義室等の整備

博士前期課程と併せて専用の講義室として1室(301教室、73.80 m²)、専用の演習室として2室(309・310室、各室36.90 m²)を使用する。

【資料3「埼玉学園大学大学院経営学研究科(博士後期課程) 時間割表(予定)及び教室の使用予定】

(3) 図書等の資料の整備

平成13年(2001)年に人文系・社会系の大学として開設し、大学の教育・研究に必要な図書、逐次刊行物、視聴覚資料及びコンピュータ可読資料等、毎年約2,400冊の図書を整備している。平成23年度末で図書86,477冊、学術雑誌141種、視聴覚資料1,631点となっている。

図書資料の収集にあたっては、利用状況を常に把握しつつ、体系的に資料を収集するため、教員とメディアセンター職員が協力して蔵書構成上の適否などを検討し収集するなど図書資料の充実を目指しているが、博士後期課程の整備に伴い、必要とされる図書資料も新たに整備する。

(4) デジタルデータベース、電子ジャーナル等の整備

情報媒体の変化により、オンラインデータベースの提供は大学図書館としては不可欠なものであるという認識のもと、教育・研究上有用なデータベースを吟味し、提供している。

特に、教育上必要不可欠と思われる二次情報データベースとして「CiNii」「EconLit」を、一次情報データベースとして「日経テレコン21」、「朝日新聞 聞蔵Ⅱビジュアル」、「ヨミダス」、「Japan Knowledge」などを学内ネットワークを通じて全学へ提供してきた。

さらに、平成 21 年度からは、「日経 BP 記事検索」の提供も開始し、学生のニーズにあった情報提供を実施している。

また、電子ジャーナルについては、洋雑誌の print 版契約に付随する数点の購読にとどまっているが、大学院の教育研究の充実を図るため、新たに「Academic Search Premier」、「Business Source Premier」を整備する。

(5) 情報メディアセンターの閲覧等について

本学情報メディアセンターは、約 925 m²のスペースに約 8 万 5 千冊の図書と座席数 174 席を備えた開架部分と、188 m²のスペースに約 14 万冊収蔵可能な閉架部門の 2 区画で構成されている。閉架部分は書庫のみ（閉架書庫）であり、重複図書や過年度年鑑類のみが所蔵されている。

蔵書検索については、オンラインコンピュータ目録 OPAC を提供し、学内に限らずインターネット環境がある場所のどこからでも検索が可能になっており、利用者の便を図っている。閉架書庫は情報メディアセンター職員のみでの立入りに制限されているが、書庫の資料も OPAC 検索対象であり、利用者の要望により資料提供を行っている。

また、教育・研究促進のため、学生を対象としたガイダンスを実施し、図書や雑誌の印刷媒体はもとより、デジタルデータベースも含めた資料利用の促進を図っている。

(6) 他大学図書館等との協力について

本学情報メディアセンターでは、私立大学図書館協会に加盟するとともに、地域の私立大学との連携を重視し、埼玉県大学・短期大学図書館協議会（通称 SALA）に加盟し、埼玉県内の加盟大学と協定を結び、相互協力活動を行っている。

また、独立行政法人国立情報学研究所の NACSIS-CAT システムに加盟し、本学所蔵の総合目録データベースへの登録を積極的に進め、情報の共有化を図っている。さらに NACSIS-ILL へも加盟し、他大学図書館等との相互利用環境を維持、活用している。平成 23（2011）年度の相互利用実績は、次のとおりである。

複写依頼	複写受付	貸借依頼	貸借受付	閲覧依頼	閲覧受付
164 件	1 件	35 件	2 件	2 件	0 件

7. 修士課程と博士後期課程との関係

- ① 修士課程においては、アカデミズムと先端的な実務を融合した教育・研究を行うことを教育の理念としており、博士後期課程ではその理念を踏襲し、その内容をさらに高度化、専門化することとし、修士課程から一貫した人材養成を行う。
- ② 前述のとおり、博士前期課程から博士後期課程への一貫した教育・研究を行うことから、博士前期課程（修士課程）における経営・金融・会計・税務の 4 分野をそのまま博士後期課程においても継承することとする。
- ③ 授業科目、カリキュラム等は博士前期課程における科目の専門性を高めつつ内容の高度化を図ることとする。

なお、博士後期課程の授業において、学部及び修士課程の授業内容をより深化させたものとし、その関連は以下のとおりである。

【経営学特講】

博士後期課程	<ul style="list-style-type: none"> ・前期課程で習得した分析手法を踏まえて、組織の部門化、結合、グループ化の問題について、営利を目的とする企業と非営利組織とを比較しつつ講義する。 ・経営組織論と経営戦略論の問題点を踏まえて、経営学の歴史について講義し、現在の経営学の問題点と今後の方向性を講義する。
博士前期課程	「経営学特論」においてコンティンジェンシー理論に基づいた組織構造の設計方法について、また経営戦略論の分野では、競争戦略と多角化戦略を中心に、その策定手法である PPM や SWOT 分析などについて講義する。
学部	「経営学総論」、「経営学」、「経営組織論」「経営戦略論」において高度な経営学を学ぶための経営組織論と経営戦略論を中心に基礎的な専門知識を講義する。また、「経営学史」において主要な研究者について経営学の歴史を講義する。

【経営組織論特講】

博士後期課程	前期課程を踏まえ、専門を深めながら他の専門と連携できる能力を養いつつ、認知科学と経営科学を関連させ、「認知と組織」の問題の視点から新しい時代に必要な経営学を講義する。
博士前期課程	「経営組織論特論」においてデジタル化・グローバル化の社会にあつて、組織における個と全体の問題を中心に現代の経営学が抱える問題を講義する。
学部	「経営組織論」のなかで個と組織、組織と組織の関係、リーダーシップ論などを中心に基本的な専門知識を講義する。

【ヘルスケアサービス・マネジメント特講】

博士後期課程	ベストプラクティスに到達するためのヘルスケアサービス提供側のマネジメントの質とヘルスケアコンシューマーのニーズのマッチングに求められる理論について講義する。
博士前期課程	「ヘルスケアサービス・マネジメント特論」において、ヘルスケアサービスの定義と類型を踏まえ、病院経営を中心としたヘルスケアサービスの現状を医療政策や制度改革との関係で講義する。
学部	ヘルスケアサービスの特徴を学び、質の高いヘルスケアサービスに必要なマネジメントについて理解を深めるための講義を行う。

【地域企業論特講】

博士後期課程	高度な独自の技術を持つ日本の中小企業の特徴と中小企業が地域産業の特性となっている川口市の実情を踏まえて、より実践的な将来の地域企業の活性化のあり方を講義する。
博士前期課程	「ニュービジネス特論」において地域経済の今後の活性化に貢献するような持続的なニュービジネスのあり方やニュービジネスの経営戦略を講義する。
学部	「中小企業論」において日本経済における中小企業役割、「ベンチャー企業論」において企業の活性化の問題を講義する。

【国際経営特講】

博士後期課程	日本企業の再活性化が求められているがそのためには選択と集中や国際的な技術協力など新しい戦略が必要になる。本講義では、この主題に必要な内外の先行研究や学説を論じ、かつ将来の技術トレンドの把握、消費者の欲求の把握などについて代表的な複数の企業を事例にその実態分析を講義する。
博士前期課程	日本企業は消費の低迷とグローバル化（新興国の発展）などにより業績の不振が続いている。日本企業がこの低迷から抜け出し国際競争力を取り戻すには、市場のニーズを明確に把握し選択と集中を推進するとともに、国際間で相互利益になるような国際企業提携や技術協力の関係を確立することが必要となる。本講義ではこの選択と集中のために必要な将来の技術トレンドの把握などが日本企業によってどのように行うべきか、そのために必要な国際的な技術協力について論じる。
学部	国際経営の条件、国際経営者として活躍する経営理念とその事業遂行能力、グローバル・トップ・ブランドの必要条件などを、ケースを交えて講義する

【経営史特講】

博士後期課程	<ul style="list-style-type: none"> ・前期課程の講義を踏まえ、経営史学の方法上の問題と株式会社制度の発展に関する日米比較、近年の企業統治の分析視点について講義する。 ・前期課程の講義を踏まえ、日本型経営の特質を特に集団主義・集团的行動を中心に明らかにしつつ、アジア、特に中国の企業経営との比較分析を行う。
博士前期課程	「経営史特論」において、比較経営史の観点から歴史分析と国際比較を通して、企業経営の発展の論理と多様性を生み出す要因の分析を行い、これを通して企業経営の現状とその将来について講義する。
学部	「経営史」において欧米の企業経営の実態と特質を講義する。

【経営財務特講】

博士後期課程	前期課程の講義を前提に、株式会社の財務の問題を株式資本金制度と株式価値の形成、会社経営支配問題を中心に、企業会計の国際化の問題を踏まえて講義する。
博士前期課程	「経営財務特論」において財務制度の歴史的変遷と株式会社制度の特質、特に株式会社の経済機能、剰余金の分配と配当政策、会社価値を高めるための財務政策などを講義する。
学部	「経営財務論Ⅰ」において大規模株式会社の財務の諸問題、「経営財務論Ⅱ」においては大規模株式会社の財務行動の変遷と特質を講義する。

【IR と企業情報特講】

博士後期課程	英米における IR 活動とその展開の歴史、そこにおける規制当局・機関投資家・証券アナリストなどの証券市場参加者の役割を具体的に示して、企業情報開示の現状と問題を講義する。
博士前期課程	「IR と企業情報特論」において、金融市場の発展と企業の情報開示の重要性を企業情報開示のスキャンダル等の事例などをみながら明らかにし IR の意義と現状について講義する。
学部	「IR と企業情報」において現在の企業情報が直面する市場対応の課題を具体的に講義する。

【マーケティング論特講】

博士後期課程	修士課程の講義を深化させ、マーケティングの新分野であるグリーンマーケティングにおけるマクロ的社会環境と、そこにおける製品戦略・チャネル戦略・プロモーション戦略及び社会的責任投資と責任ある消費について講義する。
博士前期課程	「マーケティング特論」において、企業を取り巻く諸環境（市場、競争、流通）や変容する社会（サービス社会、情報社会、グローバル社会）にマーケティング戦略がいかに対応してきたかについて講義する。
学部	「マーケティング」において競争優位獲得手段として展開されるマーケティングの「思想」と「技法」の両面からアプローチし、マーケティングがもたらす社会的、経済的インパクトについて講義する。

【労務管理特講】

博士後期課程	本講義では、修士課程での学習内容を深化・発展させ、経営環境のダイナミックな変化やグローバル化の流れに対応して多くの企業が導入を試みてきた成果主義をベースに据えた人事・賃金制度に焦点をあて、問題点を論及し、事例研究をもとにその特質や実態をも論じる。
博士前期課程	非正規雇用が増大する中、企業の人事管理の現状と問題点を分析し、従業員が働く意欲を持って仕事に取り組み将来の自己実現に結びつける働き方はどうあるべきかについてケーススタディに基づいて講義する。
学部	「人的資源管理」において、経営戦略の一環として人事戦略を位置づけ、人的資源に関する基本的な理論に基づく従業員の労働意欲を促進するためのあり方を中心に講義する。

【財務会計特講】

博士後期課程	国際財務報告基準(IFRS)に導かれたグローバル化を受けて、金融商品、公正価値、収益認識など、資産負債アプローチに基づく先端的な会計理論について講義する。
博士前期課程	「財務会計特論」において、国際化の下、企業会計基準委員会から出されている概念フレームワークを取り上げ、資産負債アプローチと収益費用アプローチの視点から資産負債の本質観を講義し、最終的に財務会計の有用性を講義していく。
学部	「財務諸表論Ⅰ」及び「財務諸表論Ⅱ」において企業会計の基礎理論と財務諸表の概要を講義する。

【管理会計特講】

博士後期課程	前期課程を受けて、原価企画、活動基準原価計算、バランスト・スコアカード等、近年提案されてきている管理会計の技法の事例と問題点を扱いつつ、企業経営の中で重要性を増している管理システムとしての管理会計の役割を講義する。
博士前期課程	「管理会計特論」において、財務情報分析(財務諸表分析)に関わる諸問題、レバンス・コストの主張後の管理会計技法(活動基準原価計算、バランスト・スコアカード等)、非営利組織(特に学校法人)に関わる諸問題について講義する。
学部	「管理会計論Ⅰ」、「管理会計論Ⅱ」において意思決定会計と業績評価会計の基本的な仕組みを講義し、「原価計算論Ⅰ」、「原価計算論Ⅱ」において原価計算の考え方と方法について講義する。

【国際会計特講】

博士後期課程	<ul style="list-style-type: none"> ・国際財務報告基準(IFRS)の日本への導入に際しての主要な問題に関し理論面・実務面での問題点を講義する。 ・今日の主要問題の一つとなっている国際的な共通ルールによる投資家に対する会計情報の開示の問題を講義する。
博士前期課程	「国際会計特論」において、会計基準のコンバージェンス/アドプシヨンの観点から、国際会計基準(IAS)及び国際財務報告基準(IFRS)の歴史的背景とその内容を体系的に講義する。
学部	「国際会計論」において、会計基準の国際統合の基本的な仕組を講義する。

【租税法特講】

博士後期課程	最近の国際税務に関する主要判例と関連学説を中心に講義する。その上で、日本と欧米の租税法適用の差異を確認し、さらに、現在企業が直面している国際税務問題に関する租税法の解釈論だけでなく立法論・制度論から講義する。
博士前期課程	租税の役割と意義についての学説を検討し、租税の制度及び理論を歴史的経緯や諸外国の制度を踏まえた講義を行う。特に、租税法の基本原則である租税法律主義及び租税公平主義と、経済社会情勢の変化に伴う民商法に基づく取引との関係を租税回避事例に基づいて講義する。
学部	「租税法Ⅰ」及び「租税法Ⅱ」において、憲法上の規定と基礎理論、所得申告の仕方等を講義する。

【貨幣論特講】

博士後期課程	現代の主流学説であるマネタリズムの基幹理論である貨幣数量説の形成過程及び理論的政策的な意義と問題点を講義し、現在行われている国債買い取りによる金融緩和策を貨幣数量説との関係で講義する。
博士前期課程	「貨幣論特論」において、貨幣論の本質論・機能論についてその理論生成と発展の制度の歴史を講義し、これを受けてブレトンウッズ体制とニクソン・ショックによる国際通貨システムの変化、アジア通貨危機など貨幣システムの危機に関する今日的な問題を講義する。
学部	「経済学」の講義の一環として貨幣理論を含む経済学の形成と発展を講義する。

【金融論特講】

博士後期課程	1990年代以降の金融技術革新とグローバリゼーションと2000年以降のリーマン・ショックや欧州国債危機の関連を講義し、金融仲介がマクロ経済に果たしてきた意義と問題点を講義する。
博士前期課程	「金融論特論」において、日本銀行の役割を中心とした金融システム分析、バブル崩壊以降の長期の不況と不良債権処理の過程を経た我が国の金融システムの変容と経験に基づいて今日の日本経済における金融仲介の役割を講義する。
学部	「金融論」において金融の仕組みと金融政策の変遷について基本的な特質を講義する。

【国際金融論特講】

博士後期課程	<ul style="list-style-type: none"> ・前期課程を踏まえてリーマン・ショック、欧州債務危機以降の国際金融問題に関する理論的実証的研究の双方に関して歴史的・地域的特性、通貨の特性、市場の特性を踏まえて、その現状と問題点を講義する。 ・ニクソン・ショックにおける通貨・金融システムの変化と今日の債務危機、通貨・金融危機との関連を講義し、これを踏まえて今後の国際通貨金融システムのあり方を講義する。
博士前期課程	「国際金融論特論」において、ブレトンウッズ体制後の国際金融システムの変遷を踏まえた、金融グローバリゼーションとリーマン・ショックからユーロ国債危機へとつながる国際金融危機を踏まえて今日の国際金融システムの特質と問題点を講義する。
学部	「国際金融論」において、外国為替の仕組み、国際収支の仕組み、国際金融システムの構造と変化等の基本的な知識を講義する。

【リスク・マネジメント特講】

博士後期課程	博士前期課程での講義を踏まえ、金融リスク管理の知見を企業経営に適用するための講義を行う。リスクの認識・評価の理論と現実、リスク管理の方策と管理体制、さらにリスクカルチャーに関して、理論と先端的な実務面の両面から現状と問題点を講義する。
博士前期課程	金融機関のリスク管理について歴史的経緯、リスク管理手法の発展、当局による規制の各側面から講義する。リスクの概念とリスク管理の目的に関する専門知識を踏まえ、デリバティブ、証券化等の金融商品の発展とそれに伴うリスクの変化と管理手法の発展を講義する。最後に、BIS規制などの健全性規制を説明し、経営の失敗を防止する方策について講義する。
学部	「リスク・マネジメント」の基本概念から始めて、情報セキュリティ、コンプライアンス、事業継続、内部統制、経済、環境、品質などの具体的な個別対象分野で、どのようにリスク・マネジメントを行うべきかを最新の事例を交えて講義する。

【格付評価特講】

博士後期課程	信用リスクとリターンなどの格付理論、格付の理念・制度・歴史、累積デフォルト率などの格付情報評価論、社債・ソブリン債・金融機関・金融証券化商品などの格付の分析手法・情報評価手法について講義する。
博士前期課程	「格付評価特論」において、格付けの役割・理念・歴史・制度及び信用リスク（格付）とその対価であるリターン（リスク・プレミアム）の理論的關係について講義する。
学部	格付評価論の関連科目である「リスク・マネジメント論」において、リスク・マネジメントの基本概念と企業経営上のリスクに対処する科学的方法を講義する。

【ABS(仕組債)・金融機関格付評価特講】

博士後期課程	前期課程を踏まえ、ストラクチャードファイナンス商品の事例と発展過程と格付会社による格付手法について講義する。また、銀行、証券、ノンバンクなどに対する事例に基づいて格付会社間での評価手法の違い、格付が金融市場に与える影響を講義する。
博士前期課程	格付問題の包括的な授業科目である「格付評価特論」において、格付けの役割・理念・歴史・制度及び信用リスク（格付）とその対価であるリターン（リスク・プレミアム）の理論的關係について講義する。
学部	関連科目である「リスク・マネジメント論」において、リスク・マネジメントの基本概念と企業経営上のリスクに対処する科学的方法を講義する。

【民間企業・ソブリン格付評価特講】

博士後期課程	前期課程を踏まえ、企業に対する信用評価及び格付の実証分析が可能となるような専門的な知識を講義する。ソブリン格付に対する高度な知識を日本の財政問題等の事例によって講義する。
博士前期課程	格付問題の包括的な授業科目である「格付評価特論」において、格付けの役割・理念・歴史・制度及び信用リスク（格付）とその対価であるリターン（リスク・プレミアム）の理論的關係について講義する。
学部	関連科目である「リスク・マネジメント論」において、リスク・マネジメントの基本概念と企業経営上のリスクに対処する科学的方法を講義する。

8. 入学者選抜の方法

本研究科博士後期課程では原則として既に修士号を取得した社会人・一般学生・留学生を対象としている。選抜は研究計画書、研究業績（修士論文を含む）及び面接により行う。選抜試験では、問題意識の深さ、研究能力及び博士論文作成のポテンシャルが重視される。

<出願資格>

次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 修士の学位を有する者及び平成 25 年 3 月までに取得見込みの者
- (2) 外国において修士の学位に相当する学位を授与された者及び平成 25 年 3 月までに授与される見込みの者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士に相当する学位を授与された者及び平成 25 年 3 月に取得見込みの者
- (4) 文部大臣の指定した者
- (5) 本研究科において個別の資格審査により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、平成 25 年 4 月 1 日現在において 24 歳に達する者

<選抜方法>

研究計画書、研究業績（修士論文を含む）、自己推薦書及び面接の総合審査によって実施する。

これまでの修士課程の入試状況から見て、志願者の多くは社会人であることが予想される。こうした状況を踏まえ社会人の異なる経歴を評価するために自己推薦書を課すこととする。

9. 大学院設置基準第2条の2項又は第14条による教育方法の実施

社会人学生のニーズが高いこと、学部卒の学生においても働きながら学びたい希望があることから、本研究科において働きながら学べる機会を確保するために、大学院設置基準第14条による教育方法の特例を実施し、昼夜開講制及び土曜日の開講、夏期（8月下旬～9月上旬）や冬期（12月下旬）などの長期休暇中における集中講義を行う。

① 修業年限

社会人学生の修業年限は、一般学生と同様の3年とし、特に優れた業績をあげた者については1年以上在籍すれば良いものとする。また、社会人学生の学習意欲を維持するために、学生個々人の学習環境や勤務環境等を考慮し、所定の手続きにより博士3年の課程を4年で修了することを可能とする長期履修制度を創設し入学時に選択させる。この際、学費は課程を3年で修了する者と同額とする。

② 履修指導及び研究指導の方法

特に社会人学生に対しては、主指導教員及び副指導教員が研究テーマの設定と履修計画などについてきめ細かに指導する。

③ 授業の実施方法

大学院設置基準第14条による教育方法の特例によって昼夜開講制を採用し、授業や演習、研究指導等はその一部又は全部について、平日の夕方から夜間（18：30～21：40）、土曜日（10：40～19：40）に開講し、さらに夏期休暇、冬期休暇等に集中講義を実施することがある。学生は「いつでも」「どこからでも」本学ネットワークにアクセスできるようにする。

④ 教員の負担への対応

平日の夕方や夜間、土曜日の昼間に授業を実施するため、これらの授業を担当する教員は当日の昼間の授業を軽減するなどの配慮をする。また、学部の授業を担当する場合も、学部・大学院併せて、原則標準担当コマ6コマとし、教育力向上や調査研究の指導に力を注げる体制を構築する。また、教員の負担が過度にならないよう、教員の教育研究活動の実状を個別に把握し、きめ細やかに対応する。

⑤ 図書館・情報処理施設等の必要な職員の配置

図書館は現在の開館時間（月～金曜日9：00～21：00、土曜日9：00～17：00）以外に、社会人学生が利用を希望する時間帯を考慮して利用可能時間帯を設定することとし、学習を支援する体制を整える。図書の貸し出しにあたっては、すでにインターネットを通じて遠隔のパソコンから所蔵図書の検索ができるようになっており、容易に図書貸し出しができるよう利便性に配慮している。情報処理施設については、学内のすべてのパソコンは授業で使用されない限り自由に利用することができ、学生数に対して十分な台数が確保されている。

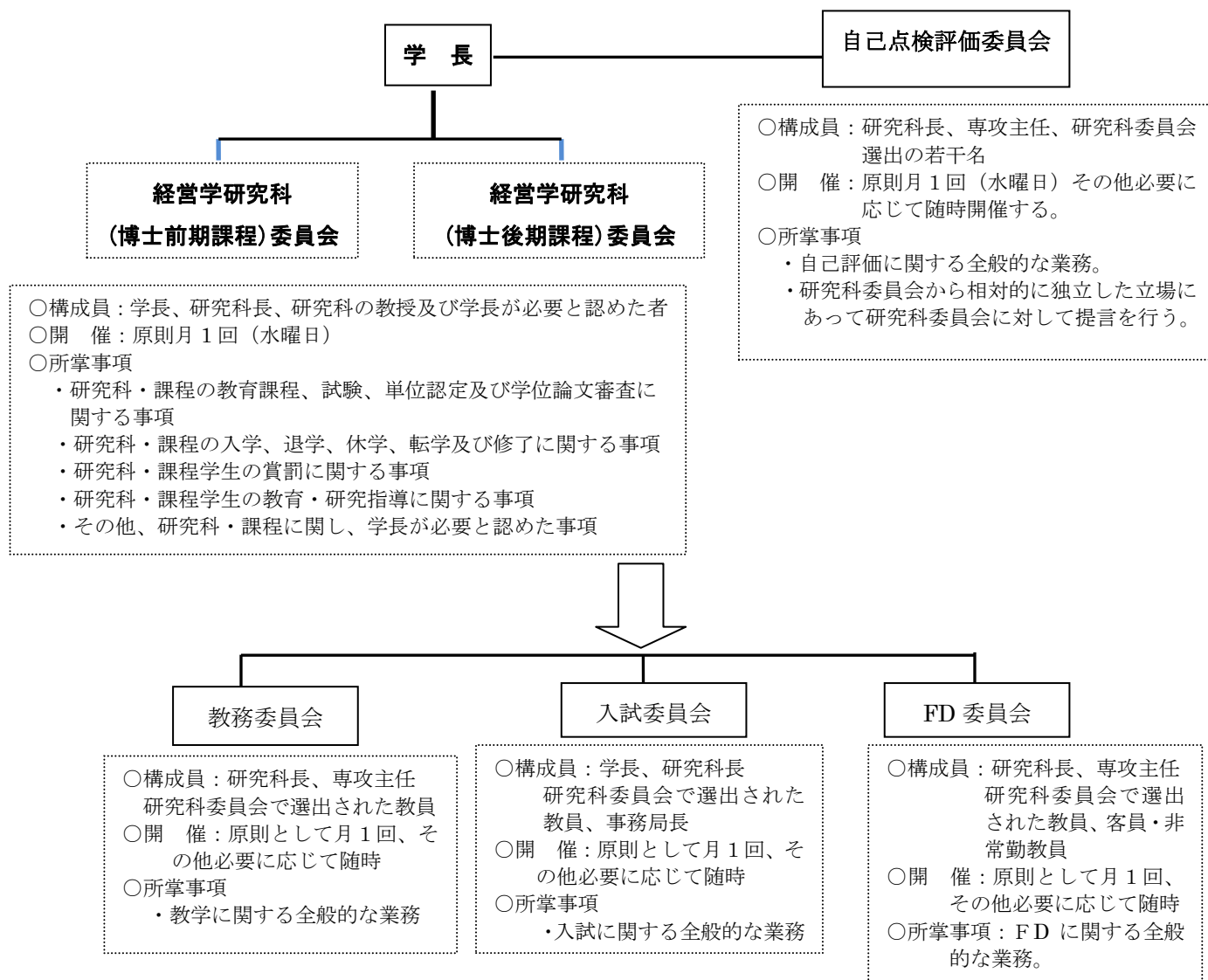
また、授業が開講されている夕方や夜間、土曜日の時間帯にも事務職員を配置し、事務を円滑に進め、各種手続きの処理を迅速に行う。

参照【資料4「埼玉学園大学・川口短期大学情報メディアセンター利用規程」】

10. 管理運営体制

大学院全体の調整機関として大学院運営会議を設置する。研究科には、課程ごとに人間科学研究科（修士課程）委員会、経営学研究科（博士前期課程）委員会、経営学研究科（博士後期課程）委員会を設置する。また、教務委員会、入試委員会、自己点検評価委員会、FD委員会を設置する。具体的な管理運営体制は次項のとおりである。なお、学生指導については、主指導教員及び副指導教員が学生の指導にあたるものとし、学生指導担当の委員会は設けない。

＜管理運営体制＞



1.1. 自己点検・評価

既存の経営学研究科においては、教育研究の水準の向上を図り、本学の教育理念・目的及び社会的使命を達成するため、本学の現状について自ら点検・評価を行う「自己点検評価委員会」を設置しており、本研究科においても同委員会が中心となって実施することとなる。

その際、学校教育法に基づく大学院に係る認証評価機関の評価にも対応できる自己点検を行うことを基本とする。

自己点検・評価は、大学院としての教育研究組織、教育課程（教育内容、学習量、教育評価など）、教育研究活動（FD等組織的な取り組み、教員の教育研究活動を活性化するための評価体制、学生による授業評価など）、管理運営（自己点検評価の結果を大学院運営の改善・向上につなげるシステム、情報公開など）、教育研究環境（施設設備の適正化、図書の整備など）を中心に行うこととなるが、本研究科の教員組織構成上の特色を活かして、以下のように行う。

- ① 多くの客員教授・非常勤講師を招聘し、かつ、その多くが各界の経験豊かな人材であることから定期的な意見交換を持ち、教育研究内容と管理運営に関する評価を仰ぐ。

- ② 学生の中には社会人として経験を積んだ学生が含まれることが予想されるため、学生との意見交換の場を設け、教育研究に関する評価を受ける。
- ③ 教員の個々の自己評価、学生からの教員に対する記述式のアンケートによる評価を行う。
- ④ 上記①～③の事業を遂行するために、相対的に孤立した立場から自己評価に基づいて教育研究、管理運営に関して提言を行う機関を設ける。
- ⑤ 教員の研究教育活動報告書を研究業績、教育業績、社会貢献（国際交流を含む）にまとめ毎年報告書を作成する。
- ⑥ 大学院教員による研究会を年2回開催し、相互の研究交流を行うとともに、毎年報告書をまとめる。
- ⑦ 埼玉学園大学叢書を刊行し、教員の研究を公表し、社会に大学の成果を還元するとともに社会的評価を仰ぐ。

参照【資料5「埼玉学園大学研究叢書刊行に関する規則」】

【資料6「埼玉学園大学研究叢書刊行委員会規程」】

【資料7「埼玉学園大学研究叢書刊行に関する規程」】

(2) 評価結果の活用

学長及び研究科長は、評価結果を大学院の運営や授業実施上の問題点等の改善、大学院生の研究能力向上に向けた取組みや各教員の授業の質の改善及び今後の研究活動を支援し促進するための措置を講ずるための参考とする。

(3) 評価結果の公表

評価については毎年報告書にまとめ、ホームページ等を通じて公表する。

1.2. 認証評価

認証評価については、本学はこれまで財団法人日本高等教育評価機構の認証評価を仰いだ経緯に照らし、大学院においても同機構の認証評価を受けることとしている。

1.3. 情報の提供

本学における情報提供の方法としては、大学のホームページ、埼玉学園大学学報、学内掲示、研究紀要等の印刷資料の配布などにより学内外に広く提供しており、研究科設置後においても同様に情報メディアセンターが中心となって情報の提供を行う。

内容は、研究科設置後の理念・目的・研究科の概要、カリキュラム、シラバス、専任教員のプロフィール・研究成果・教育活動、自己点検報告、財務状況、施設設備、入試情報・入学案内、就職情報、取得できる資格・免許、設置認可に係る情報を提供する。また、企業・団体向けの大学院説明会資料を作成・配付し、本大学のアドミッションポリシーを明確に示していくこととする。

1.4. 授業内容・方法の改善を図るための組織的な取り組み

(1) FDに関する基本方針

本学においては、授業内容・方法の改善を図るため、FD 委員会を設置し、①授業の工夫・改善に関する交流会（教員全員からの報告を受け、出された意見や提案を基に課題として取り上げ検討する）、授業アンケート（春期と秋期に学生アンケートを実施し、報告書を作成。併せて学生との座談会を実施）、新任教員ガイダンス、FD セミナー研修（他の機関・団体が実施する FD 講座等への参加を含む）を行っており、研究科設置認可後においても基本的には同様の視点からアプローチするが、本研究科独自に、以下の視点から授業内容・方法の改善を図ることとする。

本研究科では、外部から多数の教員を客員教授等として招聘していることから、研究教育のあり方について各界の経験者との交流を通して、双方の教授能力を高めていく。

このため、

- ① 大学院にFD委員会を設置する。
- ② FD 委員会は、教育に関する研修を組織・運営するとともに、報告書をまとめ、必要な改善策について研究科委員会に提起する。
- ③ 専任教員と客員教授・非常勤講師との交流会を設け、授業及び研究指導のあり方についての懇談会を実施する。
- ④ 教員間の会議とは別に、教員の教授能力の向上のために教員と学生の間での意見交換会を実施する。
- ⑤ 各教員は、毎学期ごとに担当科目ごとの指導に関する報告をまとめる。
- ⑥ 客員教授及び非常勤講師の教員に対し本研究科の教育指導に関するアンケートを行う。
- ⑦ 学生による授業評価を行う。

(2) FD委員会の組織

- ・FD委員会委員長
- ・委員（各専攻の専任教員1名、客員教授・非常勤講師2名）
- ・オブザーバー（将来） 若干名

(注) 客員教授、非常勤講師等研究科構成員でない教員を参加させることにより、研究科委員会から独立させるとともに、講義全体の改善を網羅し、FD活動を活性化させる。また、外部有識者のオブザーバー依頼も考察に入れている。

(3) F D委員会の年間運営スケジュールと内容

4月 第1回F D委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・委員長の選出 ・本年度F D方針の決定
5月 第2回F D委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・評価作業の策定
<p><客員教授・非常勤講師へのF D方針説明></p> <p><6月前期 学生授業アンケートの実施></p>	
6月 第3回F D委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・学生授業アンケートの分析
7月 全研究科F D会議の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・学生授業アンケートの分析結果報告と改善の提案
8月 第4回F D委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・全研究科F D会議の結果 ・中間報告書の作成
9月 学生との意見交換会の開催	
10月 第5回F D委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・前期活動の総括と今後の活動計画の策定
11月 第6回F D委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・評価作業の策定
<p><12月 前期 学生授業アンケートの実施></p>	
12月 第7回F D委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・学生授業アンケートの分析
1月 全研究科F D会議の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・学生授業アンケートの分析結果報告と教員の対応の分析
<p>2月</p> <ul style="list-style-type: none"> ・F D委員会主催による学生との意見交換会の開催 ・客員教授・非常勤講師とのF D活動についての懇談会 	
<p>3月</p> <ul style="list-style-type: none"> ・F D委員会主催によるシラバス作成のためのF D教員集会 	
3月 第8回 F D委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・来年度へ向けての授業改善方法の模索 ・最終報告書（外部報告）の作成 ・研究科委員会への答申事項の整理及び答申

参 考 资 料

埼玉学園大学大学院経営学研究科博士課程設置に関するアンケート結果
(在学生対象 平成 23 年 11 月実施)

○対 象

人 数 : 本大学院生 15 名 (1 年次生 7 名、2 年次生 8 名)

性 別 : 男 10 名、女 5 名

年齢構成 : 20 代 8 名、30 代 4 名、40 代 1 名、50 代 1 名、60 代 1 名

○集計結果

【設問 1】

本研究科は、経営・金融・会計・税務の領域に関する教育と研究を担う大学院博士課程として設置される予定です。専門性の高い理論と高度な実務を習得し、自立した研究能力を備えた人材を育成し地域社会に送り出し、活性化に貢献することを目標としております。

こうした大学院の構想について、ご意見をお聞かせください。(該当する項目を○で囲んでください)。

① 強く関心がある	13 名	86.7%
② 関心がある	2 名	13.3%
③ 特に関心はない	0 名	
④ 全く関心がない	0 名	

【設問 2】

本学研究科博士課程への入学にどの程度関心がありますか。
(該当する項目を○で囲んでください)。

① 是非入学したい	13 名	86.7%
② 入学を検討したい	1 名	6.7%
③ 特に関心はない	1 名	6.7%
④ 全く関心がない	0 名	

【設問 3】

設問 2 で①、②、と回答した方は、下記の質問に回答してください。

<入学を希望する理由>

・修士論文で完全に解明できなかった課題を、更に研究し解明していきたいと思っている。
・修士課程で習得した知識を更に深め、当該学問に関するプロフェッショナルになるべく学問修得の場を得たいため。
・今の研究課題に深い興味があり、修士課程の知識では満足できないため。
・今後も研究を続けたいため。
・研究を継続して事務上のズレを修正したい。
・修士課程 2 年間やってきたことを継続していきたい。
・経営史分野の研究者である大東英祐先生がいらっしゃる為、他にはない高度な研究が行われると考えるからです。
・税務の領域について、もっと深く研究したい。
・将来の選択肢の一つとして考えています。
・より専門性の高い理論と実習を習得できる機会があれば是非入学したいと思います。良い理論と実習を身につけて社会に役立ちたいと思います。
・さらに、経済、税について知りたいと思うので関心があります。

<入学後の研究課題>

・中国における外資企業の現地市場浸透
・我が国の租税の現状と課題の追求と究明に関して
・修士課程の研究に基づいて中国の保険業のループホールを見つけて深く研究したい。
・アダムスミスの貨幣論
・世界経済動向及びアジア経営方式
・国際通貨問題
・修士課程での研究に沿った研究課題を考えています。
・私のライフワーク研究であります毛織物の研究を行いたいと思います。少なくとも関東(東日本)地域で毛織物について、或いは日本中でも経営史分野で私を指導できる研究者は大東先生以外存在しない。
・国際税務に関して、租税回避対策税制について研究したい。
・国際課税分野でのテーマを設定したいと考えています。
・財政学における税についての研究

埼玉学園大学大学院経営学研究科博士課程設置に関するアンケート

1. 本研究科は、経営・金融・会計・税務の領域に関する教育と研究を担う大学院博士課程として設置される予定です。専門性の高い理論と高度な実務を習得し、自立した研究能力を備えた人材を育成し地域社会に送り出し、活性化に貢献することを目標としております。

こうした大学院の構想について、ご意見をお聞かせください。(該当する項目を○で囲んでください)。

- ① 強く関心がある ② 関心がある ③ 特に関心はない ④ 全く関心がない

2. 本学研究科博士課程への入学にどの程度関心がありますか。(該当する項目を○で囲んでください)。

- ① 是非入学したい ② 入学を検討したい ③ 特に関心はない ④ 全く関心がない

3. 2. で①、②、と回答した方は、下記の質問に回答してください。
入学を希望する理由

入学後の研究課題

ご協力ありがとうございました。下欄の質問に○をつけて下さい。

学年 [1年・2年]

分類 [一般学生・社会人・留学生]

性別 [男・女]

年齢 [20代、30代、40代、50代、60代]

埼玉学園大学大学院経営学研究科博士課程設置に関するアンケート結果
(企業・団体対象：平成23年11月実施)

- 実施機関 平成23年11月
- 対象企業・団体数 59
- 集計結果

【設問1】

本研究科は、経営・金融・会計・税務の領域に関する教育と研究を担う大学院博士課程として設置される予定です。専門性の高い理論と高度な実務を習得し、自立した研究能力を備えた人材を育成し地域社会に送り出し、活性化に貢献することを目標としております。

こうした大学院の構想について、ご意見をお聞かせください。(該当する項目を○で囲んでください)。

① 強く関心がある	23	39.0%
② 関心がある	30	50.9%
③ 特に関心はない	6	10.2%
④ 全く関心がない	0	0

【設問2-1】

貴社及び貴団体の職員が本研究科に入学することをどのように考えますか。(該当する項目を○で囲んでください)。

① 是非勧めたい	16	27.1%
② 望ましいことである	18	30.5%
③ どちらとも言えない	23	39.0%
④ 認められない	2	3.4%

【設問2-2】

設問2で①及び②と回答した方にお伺いいたします。

本研究科で学ぶ職員にどのようなことを期待しますか。(該当する項目を○で囲んでください。複数回答可)

① 会社において指導的な役割を果たす経営能力	20
② 海外進出や海外との取引に際して役に立つ国際感覚と能力	17
③ 職場で必要な金融・経営・会計・税務分野での高度な専門能力	24
④ 企業や団体の研究部門に必要な能力	7
⑤ その他 (具体的な要望があればお応えください)	0

【設問3】

本研究科の修了生を採用したいと考えますか。(該当する項目を○で囲んでください)。

① 是非採用したい	16	27.6%
② 採用したい	16	27.6%
③ どちらとも言えない	24	41.4%
④ 考えていない	2	3.5%

【その他意見】

本研究科へのご要望をお聞かせ下さい。

・是非、専門性が高く、アクセスが便利で国際感覚が豊かな大学院博士課程をご設置いただきたく存じます。
・書物の充実をお願いします。
・卒業生をどのような人材に仕立てるのかについてビジョンを明確にすべき。
・経営学はともすると発散してしまう、本学の卒業生であることが一目でわかるようなユニークさを確立できると競争力が出ると思う。
・当社でもなかなか採用につながらない職種が本社管理部門になり、中でも経理関係を希望する学生が皆無ですので、御校の研究科に期待するところは大きいです。
・研究のみに専念されている方でなく、実務者としての経験がある方が必要です。

<ul style="list-style-type: none"> ・本科問わず様々なジャンルの人材を育てていただきたいと思いますと考えております。JPNホールディングスとして、多くの人材と縁ができれば幸いです。
<ul style="list-style-type: none"> ・専門知識の習得も大切ですが、やはり自主性、意欲、リーダーシップといった所を重視しています。
<ul style="list-style-type: none"> ・徹底した少人数での教育を望みます。
<ul style="list-style-type: none"> ・グローバルな視点を持ちながらも、ローカルで活躍できる人材の育成を期待しております。
<ul style="list-style-type: none"> ・実務と即戦力となる院生の教育をしていただきたい。
<ul style="list-style-type: none"> ・机上論ではなく現場にて幅広い対応力のある人を送り出していただくことが望まれます。
<ul style="list-style-type: none"> ・現在、経営学部の学生がキャリア教育面において、県内企業と連携して進めているので、大学院生の教育においても同様の企業連携が進むと良いと思います。
<ul style="list-style-type: none"> ・アカデミックな領域にとどまらない実務的な知識、技能を持った人材を輩出いただけることを期待申し上げます。
<ul style="list-style-type: none"> ・日本企業のIRを含めた情報開示、ガバナンスなど、また未来に向けた日本の経営者のあるべき姿等を、海外との比較から考察研究すること。
<ul style="list-style-type: none"> ・国際分野で活躍できる足腰の強い人材育成。
<ul style="list-style-type: none"> ・「教育研究」と「経済産業」との接続が大変重要であると実感しています。そのような中では、民間企業ご出身の教授陣方々もご活躍が従来以上に必要となると捉えております。
<ul style="list-style-type: none"> ・現状、中途採用のみですので、今後経営拡大に向けて検討していきたい。
<ul style="list-style-type: none"> ・貴校で高度な知識・スキルを身につけられ、それをお互い引き出し合い、まとめるコミュニケーション力も習得された人材なら採用させていただきます。
<ul style="list-style-type: none"> ・貴校に博士課程で学ぶ方々に、現在の世界経済の混乱及び日本経済への影響を理解する上での新たな枠組みの構築を期待したいと思います。
<ul style="list-style-type: none"> ・企業倫理やガバナンス関連についてもカバーしていただくとよろしいと思います。
<ul style="list-style-type: none"> ・弊社は8名（日本法人）という小所帯のため、残念ながら新卒生を雇用する予定はございません。が、現在勤務する中の社員が業務時間外に金融、経営、IR等の専門知識を得るための就学を希望するのであれば、勤務に差し支えない限り応援したいと考えております。
<ul style="list-style-type: none"> ・経営の専門知識について、グローバルな視点を併せ持った人材が望まれる。
<ul style="list-style-type: none"> ・国際的に生き残るためには海外進出、海外取引の拡大は不可欠です。それを担う中核人材の育成・採用は重要課題の一つです。即戦力までとは言わないまでも、海外でリーダーシップを発揮できる人材の教育を期待します。

埼玉学園大学大学院経営学研究科博士課程設置に関するアンケート

1. 本研究科は、経営・金融・会計・税務の領域に関する教育と研究を担う大学院博士課程として設置される予定です。専門性の高い理論と高度な実務を習得し、自立した研究能力を備えた人材を育成し地域社会に送り出し、活性化に貢献することを目標としております。

こうした大学院の構想について、ご意見をお聞かせください。(該当する項目を○で囲んでください)。

- ① 強く関心がある ② 関心がある ③ 特に関心はない ④ 全く関心がない

2. 貴社及び貴団体の職員が本研究科に入学することをどのように考えますか。

- (1) ① 是非勧めたい ② 望ましいことである ③ どちらとも言えない
④ 認められない

- (2) (1) で ①及び②と回答した方にお伺いいたします。

本研究科で学ぶ職員にどのようなことを期待しますか。(該当する項目を○で囲んでください。複数回答可)。

- ① 会社において指導的な役割を果たす経営能力
② 海外進出や海外との取引に際して役に立つ国際感覚と能力
③ 職場に必要な金融・経営・会計・税務分野での高度な専門能力
④ 企業や団体の研究部門に必要な能力
⑤ その他 (具体的な要望があればお応えください)

3. 本研究科の修了生を採用したいと考えますか。

- ① 是非採用したい ② 採用したい ③ どちらとも言えない ④ 考えていない

ご協力ありがとうございました。下欄をご記入ください。

企業名 []

ご芳名 [] 役職名 []

埼玉県新たな5か年計画（平成24年度～28年度）大綱（抜粋）

○経済・産業を支える分野

（基本目標8）埼玉の成長を生み出す産業を振興する

5 産業人材の確保・育成（施策内容）

県内企業が時代の変化に対応し成長していくためには、その基礎となる人材の確保・育成が重要です。そのため、製造業の人材を引き続き育成するとともに、雇用の拡大が見込まれる成長分野における人材やグローバル化に対応した人材を育成します。

【主な取組】

- ・大学と連携した産業人材の育成

川口市産業振興指針（平成23年2月18日）（抜粋）

○第3章 産業振興施策の策定に向けて

3 本市の施策と新たな施策検討の視点

施策5 事業継承に関する事項

<施策の方向性>

本市産業が有する技術・経営ノウハウ及び人材を活用し事業継承をサポートします。

<具体的な施策案>

- ①埼玉県、川口商工会議所及び大学等と連携した経営ビジョン策定支援

5 施策推進に向けて

(2) 施策推進に向けての体制

産業クラスターの研究、構築促進及び普及啓発、人材の育成、経営の支援、経済交流の促進等による事業者への総合的な支援を通じて、ものづくりをはじめとする地域産業の振興と新たな産業の創出・育成を図る体制を構築するよう努めるものとします。

埼玉学園大学大学院経営学研究科(博士後期課程) 時間割表 (予定) 及び教室の使用予定

○使用教室：講義室(301)：50人収容、演習室(309・310)：20人収容

○授業時間帯：社会人の受講生があった場合は、担当教員と相談のうえ時間帯を変更する場合がある。

○その他：水曜日は各種会議開催日として専任教員の授業は設定しない。

受講者の状況によっては変更する場合がある。

【春期】

時限	曜日	月	火	水	木	金	土
1 9:00 ~ 10:30		・国際会計特講 (幸)<301>	・特別研究指導 I (箕輪)<309>		・経営財務特講 (箕輪)<301>	・特別研究指導 I (奥山)<310> ・特別研究指導 I (一戸)<309>	
2 10:40 ~ 12:10		・特別研究指導 I (米山)<310> ・特別研究指導 I (相沢)<309>	・経営組織論特講 (西山)<301> ・特別研究指導 II (箕輪)<309>		・特別研究指導 I (黒沢)<310> ・特別研究指導 I (大東)<309>	・特別研究指導 II (奥山)<310> ・特別研究指導 II (一戸)<309>	・特別研究指導 I (望月)<310> ・特別研究指導 I (濱本)<309>
3 13:00 ~ 14:30		・特別研究指導 II (米山)<310> ・特別研究指導 II (相沢)<309>	・特別研究指導 I (西山)<310> ・特別研究指導 III (箕輪)<309>		・特別研究指導 II (黒沢)<310> ・特別研究指導 II (大東)<309>	・特別研究指導 III (奥山)<310> ・特別研究指導 III (一戸)<309>	・特別研究指導 II (望月)<310> ・特別研究指導 II (濱本)<309>
4 14:40 ~ 16:10		・特別研究指導 III (米山)<310> ・特別研究指導 III (相沢)<309>	・特別研究指導 II (西山)<310>		・特別研究指導 III (黒沢)<310> ・特別研究指導 III (大東)<309>	・特別研究指導 I (菟田)<310>	・特別研究指導 III (望月)<310> ・特別研究指導 III (濱本)<309>
5 16:20 ~ 17:50		・労務管理特講 (尾西)<301>	・特別研究指導 III (西山)<310> ・格付評価特講義 (黒澤)<301>		・経営学特講 (文)<301>	・特別研究指導 II (菟田)<310>	
6 18:10 ~ 19:40		・ヘルスケアサービ スマネジメント特講 (一戸)<301>			・貨幣論特講 (奥山)<301>	・特別研究指導 III (菟田)<310>	
7 19:45 ~ 21:15			・財務会計特講 (濱本)<301>	・国際会計特講 (近田)<301>	・経営学特講 (磯山)<301>	・租税法特別講 (望月)<301>	

【秋期】

時限	曜日	月	火	水	木	金	土
1 9:00 ~ 10:30			・特別研究指導 I (箕輪)<309>			・特別研究指導 I (奥山)<310> ・特別研究指導 I (一戸)<309>	
2 10:40 ~ 12:10		・特別研究指導 I (米山)<310> ・特別研究指導 I (相沢)<309>	・特別研究指導 II (箕輪)<309> ・経営史特講義 (大東)<301>	・地域企業論特講 (菊池)<301>	・特別研究指導 I (黒沢)<310> ・特別研究指導 I (大東)<309>	・特別研究指導 II (奥山)<310> ・特別研究指導 II (一戸)<309>	・特別研究指導 I (望月)<310> ・特別研究指導 I (濱本)<309>
3 13:00 ~ 14:30		・特別研究指導 II (米山)<310> ・特別研究指導 II (相沢)<309>	・特別研究指導 I (西山)<310> ・特別研究指導 III (箕輪)<309>		・特別研究指導 II (黒沢)<310> ・特別研究指導 II (大東)<309>	・特別研究指導 III (奥山)<310> ・特別研究指導 III (一戸)<309>	・特別研究指導 II (望月)<310> ・特別研究指導 II (濱本)<309>
4 14:40 ~ 16:10		・特別研究指導 III (米山)<310> ・特別研究指導 III (相沢)<309>	・特別研究指導 II (西山)<310>		・特別研究指導 III (黒沢)<310> ・特別研究指導 III (大東)<309>	・IRと企業情報特講 (米山)<301> ・特別研究指導 I (菟田)<310>	・特別研究指導 III (望月)<310> ・特別研究指導 III (濱本)<309>
5 16:20 ~ 17:50		・国際経営特講 (菟田)<301>	・特別研究指導 III (西山)<310>		・国際金融論特講 (相沢)<301>	・特別研究指導 II (菟田)<310> ・マーケティング特講 (白鳥)<301>	
6 18:10 ~ 19:40		・国際金融論特講 (本澤)<301>	・経営史特講義 (張)<301>			・特別研究指導 III (菟田)<310> ・金融論特講 (神津)<301>	
7 19:45 ~ 21:15			・ABS(仕組債)・金融機 関格付評価特講 (江川・根元)<301>	・管理会計特講 (成松)<301>	・民間企業・ソブリン 格付評価特講 (森田・江夏)<301>		

埼玉学園大学・川口短期大学情報メディアセンター利用規程

平成 17 年 2 月 18 日制定

平成 22 年 1 月 20 日改定

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、埼玉学園大学・川口短期大学情報メディアセンター規則第 7 条の規定に基づき、埼玉学園大学・川口短期大学情報メディアセンター（以下「情報メディアセンター」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用者)

第 2 条 情報メディアセンターを利用できる者（以下「利用者」という。）は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 埼玉学園大学及び川口短期大学の学生（科目等履修生及び聴講生を含む。以下「学生」という。）
- (2) 埼玉学園大学及び川口短期大学の教職員（非常勤を含む。以下「教職員」という。）
- (3) その他情報メディアセンター長が許可した者（以下「学外者」という。）

(開館時間)

第 3 条 開館時間は、次のとおりとする。

月曜日から金曜日 9 時 00 分から 21 時 00 分まで

土曜日 9 時 00 分から 17 時 00 分まで

2 前項の規定にかかわらず、センター長が必要と認めるときは、開館時間を変更することができる。

(休館日)

第 4 条 休館日は、次のとおりとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)の定める休日
- (2) 創立記念日(11 月 5 日)
- (3) 年末年始(12 月 29 日から翌年 1 月 4 日まで)

2 前項の規定にかかわらず、センター長が必要と認めるときは臨時に開館又は閉館することができる。

(閲 覧)

第 5 条 利用者は、閲覧室に備付けの図書、雑誌その他の資料（以下「資料」という。）又は機器・備品等をセンター内で閲覧又は利用することができる。

2 利用者は、資料の閲覧又は機器・備品等の利用後は、これを元の位置に戻さなければならない。

(持出の禁止)

第 6 条 利用者は、資料又は機器・備品等を無断で持出してはならない。

(貸 出)

第 7 条 資料の貸出を受けようとするときは、学生は学生証、教職員は職員身分証明書を、学外者はあらかじめ利用登録申請書に所定の事項を記入の上、利用者カードの交付を受けて、その都度これを提示しなければならない。

2 資料の貸出期間及びその冊数は次の表のとおりとする。

資料区分		教職員	大学院生	学生・学外者
図 書	貸出期間	30 日	30 日	14 日
	冊 数	10 冊	10 冊	5 冊

3 前項の規定にかかわらず、センター長が必要と認めるときは、貸出期間及び冊数を変更することができる。なお、大学院生の修士論文作成にあたっては、別途考慮するものとする。

(転貸の禁止)

第 8 条 貸出資料は、貸出を受けた者が保管の責任を負い、これを転貸してはならない。

(貸出等の予約)

第9条 利用者は、利用を希望する資料が他の利用者に貸出されている場合は、所定の手続きを経て、次の閲覧又は貸出を予約することができる。

(返却)

- 第10条 利用者は、貸出を受けた資料を所定の貸出期間内に返却しなければならない。
- 2 利用者は、次の各号の一つに該当する場合には貸出を受けた資料を直ちに返却しなければならない。
- (1) 学生及び教職員がその身分を失ったとき
 - (2) 学生が休学するとき又は停学に処されたとき
- 3 センター長が必要と認めたときは、貸出した資料の点検又は返却を求めることができる。

(督促及び貸出の禁止)

- 第11条 センター長は、所定の貸出期間を過ぎても資料を返却しない利用者に対し、督促をすることができる。
- 2 前項の利用者については、資料が返却されるまでの間、新規の貸出を停止するものとする。

(禁帯出の資料)

第12条 センター長が指定した資料の貸出は行わない。

(文献複写)

- 第13条 利用者は、教育研究又は学習の用に供する目的とする場合に限り、資料の複写をすることができる。
- 2 複写に要する費用は、利用者の負担とする。
- 3 複写により当該資料に関し、著作権法上問題が生じた場合は、すべて複写した者がその責任を負うものとする。

(相互利用)

- 第14条 学生及び教職員が、教育研究又は学習のため、他大学図書館等の図書館資料の利用を希望するときは、その斡旋をセンター長に依頼することができる。
- 2 他大学の図書館等から情報メディアセンターの資料の利用について依頼があったときは、センター長が埼玉学園大学及び川口短期大学の教育研究又は学習の支障がないと認めた範囲内で、これに応えることができるものとする。

(参考調査)

第15条 利用者は、教育研究又は学習のため、参考となる情報の提供及び関係資料の調査を依頼することができる。

(弁償責任)

第16条 利用者は、資料又は物品を故意又は重大な過失により汚損、破損又は亡失した場合は、その損害を弁償しなければならない。

(規程等の遵守)

- 第17条 利用者は、この規程及び情報メディアセンターの掲示事項に従わなければならない。
- 2 前項の規定に違反した者には、情報メディアセンターの利用を制限し、又は一定期間その利用を停止することができる。

(雑則)

第18条 この規程に定めるもののほか、情報メディアセンターの運営及び利用に関し必要な事項はセンター長が別に定める。

- 附 則 1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 埼玉学園大学情報メディアセンター利用規程（平成14年2月23日制定）は廃止する。

- 附 則 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

埼玉学園大学研究叢書刊行に関する規則

平成 20 年 10 月 15 日制定

(趣 旨)

第 1 条 この規則は、埼玉学園大学（以下「本学」という。）の専任教員による研究成果の発表を促進し、学術の振興に寄与するため、本学教員の学術研究成果を研究叢書（以下「叢書」という。）として刊行することに関し、必要な事項を定める。

(叢書の内容)

第 2 条 叢書として刊行する内容は次のとおりとする。

- (1) 本学専任教員の博士論文
- (2) 本学専任教員が学術雑誌等に発表した論文を体系的に集成したもの
- (3) 学長が叢書刊行の趣旨に相応しいと認めたもの

(委員会)

第 3 条 叢書を刊行するために、埼玉学園大学研究叢書刊行委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会について必要な事項は、別に定める。

(制作・刊行)

第 4 条 叢書の制作・刊行については、著作者が希望する出版社を基に委員会が決定し、委託するものとする。

(経 費)

第 5 条 叢書の制作・刊行の経費については、出版社から提示された額を委員会において査定するものとする。

2 刊行に係る経費は、予算の範囲内で本学が負担するものとする。

(その他)

第 6 条 本規則の施行にあたり必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

埼玉学園大学研究叢書刊行委員会規程

平成20年10月15日制定

(趣 旨)

第1条 この規程は、埼玉学園大学研究叢書刊行に関する規則第3条第2項の規程に基づき、埼玉学園大学研究叢書刊行委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、学長の諮問に応じ次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 刊行対象著作物の選定に関する事。
- (2) 刊行対象著作者との調整に関する事。
- (3) 刊行に関する出版社の選定に関する事。
- (4) 刊行に関する経費の査定に関する事。
- (5) その他前4号に関連する重要な事項に関する事。

(組 織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 情報メディアセンター長
- (2) 各学部長
- (3) 各学科長
- (4) 運営会議において選任した者 若干名

(任 期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 刊行委員会に、委員長を置く。

- 2 委員長は、情報メディアセンター長をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。委員長が事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(会 議)

第6条 会議は、過半数の委員の出席がなければ議事を開き、議決することができない。

- 2 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の出席)

第7条 委員会は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(事 務)

第8条 委員会の事務は、事務局情報サービス課において処理する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

埼玉学園大学研究叢書刊行に関する規程

平成20年10月15日制定

(目的)

第1条 本規程は、埼玉学園大学研究叢書刊行規則第6条に基づき、叢書刊行の円滑な施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(名称及び発行)

第2条 叢書の名称は、「埼玉学園大学研究叢書」とする。

2 発行は原則として年1回とし、発行時期を2月末日までとする。

3 発行の都度、第1巻より巻次を追うものとする。

4 部数は、1冊あたり300部を原則とする。

(採択件数等)

第3条 叢書刊行の採択件数は、原則として各年度2点を上限とする。

2 採択の対象となる学術研究成果は、本学の専任教員の学術的価値の高い著作で、かつ、市販性の少ないものとする。

3 出版物は、原則として単著とする。ただし、本学専任教員による共著に限り採択の対象とする。

(手続)

第4条 申請しようとする者は、毎年4月1日から5月31日までに、所定の申請書(完成原稿を添付)を所属学部の学部長を経由して、学長に提出する。

2 当該学部長は、申請書に順位を付して、学長に提出する。

(選定及び取消)

第5条 学長は、前条の申請に基づき刊行対象著作物の選定を埼玉学園大学研究叢書刊行委員会(以下「委員会」という。)に諮るものとする。

2 委員会は、選定結果を7月末日までに学長に報告する。

3 申請内容に虚偽・違反等があった場合は選定を取り消すことがある。

(申請者への通知)

第6条 学長は、前条第2項の報告を受けたときは、速やかに採否の結果を当該学部長を経て、申請者に通知する。

(経費)

第7条 本学が負担する経費は、叢書の初版の発行に係る経費(組版代、印刷代、製本代)の全部又は一部とし、附帯経費(会合費、広告費、販売手数料、校正料等)を含まない。

2 叢書の初版の発行に係る経費は、印刷会社若しくは出版会社に対して大学から直接支払うものとする。

3 第二版以降の出版(増刷及び二次利用の著作物を含む。)に関しては、著作者が負担する。

(企画・編集権)

第8条 選定された著作物の企画・編集権は、本学が有する。

(著作権)

第9条 叢書の著作権は、著作者に帰属する。

(著作権使用料)

第10条 叢書の初版に係る著作権使用料は、本学に帰属する。

2 第二版以降の出版(増刷及び二次利用の著作物を含む。)に係る著作権使用料は、著作者に帰属する。

(内容の保証)

第11条 著者は、選定された著作物が第三者の著作権、肖像権その他いかなる権利をも侵害せず、かつ、合法的なものであることを保証しなければならない。

2 選定された著作物により権利侵害などの問題を生じ、その結果第三者に対して損害を与えた場合は、著者がその責任と負担においてこれを処理しなければならない。

(装丁・奥付等)

第12条 装丁・奥付等は「埼玉学園大学研究叢書」としての標準を定める。

(管理運営)

第13条 叢書の管理運営は、委員会が取り扱うものとする。

(その他)

第14条 本規程で定める事項以外の事案が生じた場合は、委員会の議を経て学長が決定するものとする。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

埼玉学園大学就業規則

平成13年4月1日制定

平成18年2月22日改正

平成20年2月20日改正

平成22年2月23日改正

平成22年7月28日改正

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、学校法人峯徳学園埼玉学園大学（以下「本学」という。）の職員の服務・規律及び待遇に関する基準その他必要な事項を定める。

(適用範囲)

第2条 この規則は、常勤の職員に適用する。

2 非常勤として勤務する職員については、別に定める「埼玉学園大学非常勤講師就業規則」及び「学校法人峯徳学園パートタイマー就業規則」による。

(所属長・管理職員)

第3条 理事長の下に所属長を置き、所属長は、本学においては学長を、事務局においては事務局長をいう。

2 理事長の下に管理職を置く。管理職とは、本学の学長、副学長、研究科長、学部長及び学科長を、事務局においては事務局長、事務局次長及び課長をいう。

(職員の義務)

第4条 職員は、職務に精励し、法令を遵守し、この規則及びこれに付属する諸規定に従い、職場秩序を保持し、互いに協力してその職務に専念し、本学の教育目的を達成するよう努力しなければならない。

(職員の種別)

第5条 職員を分けて、教育職員・事務職員・雇員及び傭員とする。

(教育職員)

第6条 教育職員とは、教授、准教授、講師（常時勤務する者に限る。）、助教及び助手をいう。

2 教育職員は、本学の定める教育方針に従い、所属長の指導の下に、直接学生の指導に当たるとともに、校務を分掌する。

(事務職員)

第7条 事務職員とは、事務員及び嘱託をいう。

2 事務職員は、本学の定める教育方針に基づく教育を円滑に行うことができるよう、所属長の管理・監督の下に、命ぜられた本学事務を分掌する。

(雇員)

第8条 雇員とは、事務助手、実習助手、技術員及び寮務員をいう。

2 雇員は、事務職員あるいは教育職員に付属し、命ぜられた業務を処理する。

(傭員)

第9条 傭員とは、作業員、用務員及び守衛をいう。

2 傭員は、事務局長の指示を受けて、単純な作業あるいは労務に従事し、または警備に当たる。

(均等待遇)

第10条 職員は、その国籍・信条または社会的身分を理由として、給与・労働時間その他の労働条件について差別的取扱いを受けることはない。

第2章 人事

(任用)

第11条 理事長は、職員の採用にあたっては、本学があらかじめ提示する条件を満たした者の中

から、選考を経て、所定の手続を終えた者を職員として採用する。

2 職員の採用、異動、解雇及びその他の人事に関し、重要事項については、理事会の決議を経て理事長が行う。

—(試用期間)

第12条 新たに職員を任用するときは、90日以内の期間を決めて試用する。試用期間の職員は仮任用とする。

2 理事長は、試用中の職員が本学の職員として適当と認められないときは、試用期間内においても任用を取消すことがある。

3 試用期間を終えて本任用された職員の試用期間は、その者の在職年数に算入する。

(雇用期間の特例)

第13条 次に掲げる職員の雇用期間は1年以内とする。

(1) 非常勤講師

(2) 嘱託

(提出書類)

第14条 新たに任用された職員は、次の書類を提出しなければならない。

(1) 身上調書

(2) 自己誓約書

(3) 最近3カ月以内の住民票記載事項証明書

(4) 免許を要する職務に任用された者は免許状の写

(5) その他理事長が必要と認めた書類

2 前項各号の書類の記載事項に異動があったときは、その都度15日以内に届出なければならない。

(昇任)

第15条 職員の昇任は、職務の特性に応じた総合的な能力の評価による。

(降任)

第16条 職員が次の各号の一に該当する場合には降任することができる。

(1) 勤務実績が悪い者

(2) 心身の故障のため、業務の遂行に支障があり又はこれに堪えない場合

(3) その他業務に必要な適格性を欠く場合

(異動その他)

第17条 理事長は、業務の都合により必要があるときは、学年度の途中においても異動・長期出張・

自宅研修または職務の変更を命じ、あるいは他の業務の兼務または応援を命ずることがある。

次年度の人事方針作成のため年度中に異動調査を行うことがある。

(休職)

第18条 理事長は、職員が次の各号の一に該当するときは休職を命ずることができる。

(1) 業務外の傷病により引続き30日以上欠勤するとき

(2) 業務上の負傷若しくは疾病及び通勤による負傷若しくは疾病により勤務できない日が引続き90日を超える場合

(3) 理事長の許可を得て、学校、研究所等の施設において、その職員の職務に関連があると認められる学術に関する調査、研究等の業務に従事する場合

(4) 刑事事件に関し起訴された場合

(5) 水難、火災その他の災害により、生死不明又は所在不明となった場合

(6) その他特別の事由により休職とすることが適当と認められる場合

2 試用期間中の職員については、前項の規定を適用しない。

3 休職の期間は在職年数に算入しない。

(休職の期間)

第19条 前条の規定により休職を命ぜられた者の休職の期間は、次のとおりとする。

(1) 前条第1号による休職

ア. 勤続1年未満の者 6カ月以内

イ. 勤続1年以上の者 12カ月以内

- (2) 前条第2号及び第3号による休職 2年以内
- (3) 前条第4号による休職 その事件が裁判所に係属する期間
- (4) 前条第5号及び第6号による休職 2年を超えない範囲内において、その都度理事長が決定する。
(復職)

第20条 理事長は、休職を命ぜられた職員の休職の事由が消滅したと認めるときは復職させる。
2 復職は、原職復帰を原則とする。ただし、業務の都合により異なる職務に服させることがある。
(休職中の身分)

第21条 休職者は、職員としての身分は保有するが、職務に従事しない。
(育児休業)

第22条 職員が、生後満1歳（職員及び職員の配偶者がともに育児休業を取得する場合は、満1歳2か月）に達しない子を養育する場合は、申し出により、育児休業を利用することができる。
2 育児休業に関する細目は、育児休業規程として別に定める。
(介護休業)

第23条 職員が要介護状態にある家族を介護する場合は、申し出により、介護休業を利用することができる。
2 介護休業に関する細目は、介護休業規程として別に定める。
(解雇)

第24条 理事長は、職員が次の各号の一に該当するときは解雇する。

- (1) 心身衰弱その他の事由により業務に堪えられないと認めるとき
- (2) 勤務又は能率が著しく不良なとき
- (3) 休職期間が満了してなお休職事由が消滅しないとき
- (4) 職員としての適確性を欠くと認められたとき
- (5) やむを得ない業務の都合により勤務を必要としなくなったとき
- (6) 第53条の規定により懲戒解雇されたとき
- (7) 成年被後見人又は被保佐人となったとき
- (8) 禁錮以上の刑（執行猶予が付された場合を除く。）に処せられたとき

(解雇の手續)

第25条 前条の規定による解雇は、その事由を記して本人に対し文書により通告してこれを行う。
2 理事長が、職員を解雇しようとするときは、30日前に予告するか若しくは予告せず30日分の平均給料を支給して行う。ただし、教育職員については、教授会に報告して行うものとする。
(退職)

第26条 職員は、次の各号の一に該当するときは退職する。

- (1) 死亡したとき
- (2) 定年に達したとき
- (3) 雇用期間に定めがあつてその期間が満了したとき
- (4) 退職を願い出て承認されたとき

(退職の願出)

第27条 職員は、自己の都合により退職しようとするときは、14日前までに退職を願出て許可を得なければならない。ただし、やむを得ないときはこの限りではない。

(退職金の支給)

第28条 職員が退職するときは、別に定める「埼玉学園大学退職金規程」により支給する。
(定年)

第29条 職員の定年は次のとおりとし、定年に達した日以後における最初の3月31日に退職するものとする。

- (1) 教育職員 65歳
 - (2) その他の職員 60歳
- 2 教育研究及び大学運営上特別の事情があると認められる場合は、前項によらず別段の取扱いをすることができる。
- 3 定年に達し退職した職員が、引き続き勤務を希望するときは、次の条件で再雇用する。

(1) 雇用期間は1年ごとの更新とし、65歳までとする。ただし職務の特殊性等から必要がある場合は、65歳を超えて任用を更新することができる。

~~(2) 給与は給料表によらず別途の契約による。~~

(3) 定年を超える期間については退職給与金は支給しない。

(貸与金品の返還)

第30条 職員は、解雇されまたは退職するときは、身分証明書・私立学校教職員共済加入証および本学から貸与された金品を遅滞なく返還しなければならない。

第3章 規律

(服務規律)

第31条 職員は、次の各号を守らなければならない。

(1) 本学の名誉を重んずること。

(2) 職制を守り職務上の命令に従うこと。

(3) 職員としての品位を保ち、学生・保護者の信頼を損なうことのないよう言動を慎むこと。

(4) 職務上の機密または職務上知り得た他人の秘密を他に洩らさないこと。

(5) 勤務中は職務に専念し、所属長の指示または承認を得ないで担当業務以外のことをしないこと。

(6) 正当な理由なく遅刻・早退または欠勤をしないこと。

(7) 所属長の許可を得ないで勤務中に外出しないこと。

(8) 本学の土地・建物・施設・備品・機械・器具及びその他の物品を本学の用途以外のために利用し、または利用させないこと。

(9) 勤務中は本学の用務と直接関係のない面会または集会をしないこと。

(10) 設備・備品などの取扱いを丁寧にし、消耗品などの節約につとめること。

(11) 文書・金銭の取扱いに留意し、所属長の承認を得ないで学生・保護者などから金品を集めないこと。

(12) 所属長の許可を得ないでみだりに本学の名称を用いないこと。

(兼業の制限)

第32条 職員は、他の職務に従事し、または報酬を得て他の業務に服するときは、理事長に届出なければならない。理事長は、業務上の支障があるときは兼業を禁ずることがある。

(欠勤)

第33条 職員は、傷病その他の事由で欠勤しようとするときは、あらかじめ届出て所属長の承認を得なければならない。ただし、やむを得ない事情によってその暇のないときは、事後速やかに届出るものとする。

2 傷病のため1週間以上欠勤しようとするときは、休養に必要な期間を記載した医師の診断書を提出しなければならない。

(私事旅行)

第34条 職員は、私事のため旅行しようとするときは、あらかじめその旅行先・連絡先・所要日数を明確にして届出て、所属長の許可を得なければならない。

第4章 服務

(就業時間)

第35条 職員の勤務時間は、1ヶ月を平均して1週間の労働時間を40時間以内とする。

(始業・終業の時刻及び休憩時間)

第36条 職員の始業・終業時刻及び休憩時間は、原則として次のとおりとする。

始業 午前8時30分

終業 午後5時30分

休憩時間 1時間

ただし、夜間に勤務する場合は、次の通りとする

始業 午後1時30分

終業 午後 9 時 30 分

休憩時間 1 時間

2 前項に規定する始業・終業の時刻及び休憩時間は、季節または業務の都合により変更することがある。

3 教育職員は、第 1 項の始業・終業の時刻にかかわらず、業務に支障ない限り、所属長の許可を得て、自宅研修に服することができる。

(時間外及び休日勤務)

第 37 条 理事長は、業務の都合でやむを得ないときは、労働基準法第 36 条の規定による手続を経て、第 35 条に規定する時間を超えて職員を勤務させ、または休日に勤務させることがある。

(休日)

第 38 条 休日は、次の各号に定める日とする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日
- (3) 年末年始(12月29日から翌年1月3日まで)
- (4) 創立記念日(11月5日)
- (5) 理事長が別に指定する日

(休日の振替)

第 39 条 理事長は、業務の都合により必要があるときは、前条に規定する休日を振替え勤務させることがある。

2 前項の規定により休日を振替えるときは、原則としてあらかじめ振替休日を定めて行うものとする。

(年次休暇)

第 40 条 理事長は、採用後 6 ヶ月を継続勤務し、80%以上の勤務日数があった職員に対し 10 日間の年次休暇を付与する。休暇の単位は、1 日又は半日(0.5 日)とする。

また、1 年を超えて継続勤務の職員に対しては、下表の通り付与する

継続勤務年数	0.5	1.5	2.5	3.5	4.5	5.5	6.5
付与日数	10	11	12	14	16	18	20

ただし、総日数は 20 日までとする。

2 前項の年次有給休暇を使用しようとする職員は、あらかじめ届出て承認を求めなければならない。ただし、請求された時期に年次有給休暇を与えることが本学業務の正常な運営を妨げるときは、本学は分割または他の時期にこれを与えることがある。

(特別休暇)

第 41 条 理事長は、職員から次の各号に掲げる事由により請求があった場合には、当該各号に掲げる期間の特別有給休暇を与える。

- (1) 職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 結婚の日の 5 日前の日から結婚の日後 1 月を経過する日までとし、連続する 5 日の範囲内の期間
- (2) 職員が妻(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合 職員の妻の出産に係る入院等の日から当該出産の日後 2 週間を経過する日までの 2 日の範囲内の期間
- (3) 職員の親族(次表の親族欄に掲げる親族に限る。)が死亡した場合 親族に応じ次表の日数欄に掲げる連続する日数(葬儀のため遠隔の地に赴く場合にあつては、往復に要する日数を加えた日数)の範囲内の期間

親 族	日 数
配偶者、父母、子	7 日
祖父母、配偶者の父母、兄弟姉妹、孫	5 日

- (4) 職員の父母の追悼のための法要祭祀（父母の死亡後15年以内に行われるものに限る。）の場合 1日
- (5) 地震、水害、火災その他の災害により職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、職員が当該住居の復旧作業等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 7日の範囲内の期間
- (6) 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合 必要と認められる期間
- (7) 地震、水害、火災その他の災害時において、職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要とする期間
- (8) 6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産予定の女子職員が申し出た場合 出産の日までの期間
- (9) 女子職員が出産（妊娠満12週以後の分娩をいう）した場合 出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間
- (10) 職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間
- (11) 職員が証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間
- (12) 生後満1年に達しない生児を育てる女子職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合 1日2回それぞれ30分以内の期間
- (13) 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、負傷し、疾病にかかったその子の世話、又はその子の疾病予防のための予防接種、健康診断のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度（4月1日から翌年3月31日まで）において5日（小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上ある場合にあっては、10日）の範囲内の期間
- (14) 要介護状態にある対象家族の介護を行う職員が、当該介護等を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度（4月1日から翌年3月31日まで）において5日（要介護状態にある対象家族が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内の期間
- 2 特別休暇の単位は、1日とする。ただし、特に必要があると認められるときは、1時間（前項第12号にあっては1分）を単位とする。

（育児勤務）

- 第42条 職員が生後満3歳に達しない子を養育する場合は、申し出により、1日に付き2時間の範囲内で勤務時間を短縮することができる。
- 2 生後満3歳に達しない子を養育する職員が当該子を養育するために早出遅出勤務の請求を行った場合には、業務の運営に支障があるときを除き、始業又は終業時刻を繰り上げ又は繰り下げることができる。
- 3 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が当該子を養育するために深夜勤務（午後10時から午前5時まで。以下同様。）の請求を行った場合には、業務の運営に支障があるときを除き、深夜勤務をさせない。
- 4 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が当該子を養育するために請求した場合には、1月に24時間、1年に150時間を超えて時間外勤務をさせない。
- 5 生後満3歳に達しない子を養育する職員が当該子を養育するために請求した場合には、業務の運営に支障があるときを除き、所定労働時間を超えて勤務させない。
- 6 育児勤務に関する細目は、育児勤務規程として別に定める。

（介護勤務）

- 第43条 職員が要介護状態にある家族を介護する場合は、申し出により、1日に付き4時間の範囲内で勤務時間を短縮することができる。
- 2 要介護状態にある対象家族を介護する職員が当該要介護者を介護するために早出遅出勤務の

請求を行った場合には、業務の運営に支障があるときを除き、始業又は終業時刻を繰り上げ又は繰り下げることができる。

- 3 要介護状態にある対象家族を介護する職員が当該要介護者を介護するため深夜勤務の請求を行った場合には、業務の運営に支障があるときを除き、深夜勤務をさせない。
- 4 要介護状態にある対象家族を介護する職員が当該要介護者を介護するために請求した場合には、1月に24時間、1年に150時間を超えて時間外勤務をさせない。
- 5 介護勤務に関する細目は、介護勤務規程として別に定める。

(適用の除外)

第44条 次の各号の一に該当する者については、この章に定める規定と異なる取り扱いをすることがある。

- (1) 管理・監督の地位にある者
- (2) 行政官庁の許可を得て断続勤務に服する者
- 2 非常勤者に対しては、この章に定める規定は適用しない。

(法令等との関係)

第45条 職員の労働時間、休憩、休日及び休暇等に関して、この規則に定めのない場合は、労働基準法その他の法令に定めるところによる。

第5章 給与

(給与)

第46条 職員の給与については、別に定める「埼玉学園大学職員給与規則」による。

第6章 表彰及び懲戒

(表彰の基準)

第47条 理事長は、次の各号の一に該当する職員に対しては、審議の上表彰する。

- (1) 本学の発展に特に功績のあった者
- (2) 職務に精励し職員の模範と認められる者
- (3) 非常災害に際し特に功労のあった者
- (4) 教育上特に功績のあった者
- (5) その他特に表彰の価値ありと認められた者

(表彰の方法)

第48条 職員の表彰は、賞状・賞金または賞品を授与し、あるいは奨励金を与えて行う。

2 表彰は理事長が行う。

(懲戒の基準)

第49条 理事長は、次の各号の一に該当する職員に対しては、審議の上懲戒に処する。

- (1) 本学の教育方針に違背する行為のあった者
- (2) 本学の秩序を乱し、または正当な理由なく所属長あるいは管理監督の地位にある者の指示に従わなかった者
- (3) 職員としての任務を怠り、勤務に精励しない者
- (4) 服務規律に違反した者
- (5) 故意または過失により不正または不都合な行為を行った者
- (6) その他前各号に準ずる者

(懲戒の種類・方法)

第50条 懲戒処分は、譴責・停職及び懲戒解雇とし、次の各号によって行う。

- (1) 譴責は、本人に始末書を提出させ将来を戒める。
- (2) 停職は、90日以内の期間を定めて本人の出勤を停止し、給料を支払わない。
- (3) 懲戒解雇は、その責に期すべき事由を本人に対して文書により通告して解雇する。ただし、行政官庁の認定を受けた場合には、第25条第2項の規定の適用を除外するものとする。
- (4) 前号による解雇者には、退職金は支払わない。

2 懲戒処分は理事長が行う。

(譴責)

第51条 次の各号の1に該当するときは、譴責に処する。

- (1) 勤務状態が不良と認められたとき
- (2) 正当な理由がなく無届欠勤が30日間に3日以上に及んだとき
- (3) 勤務に関する手続その他の届出を怠り、または届出を偽ったとき
- (4) 職務上の命令に従わないとき
- (5) 正当な理由を申出ず命ぜられた勤務に服しないとき
- (6) その他服務規律に違反したとき

2 前項各号に掲げる行為があったときといえども、情状により譴責に処されないことがある。

(停職)

第52条 次に該当するときは、停職に処する。

前条各号に掲げる行為が再度に及んだとき、または情状の重いとき

(懲戒解雇)

第53条 次の各号の一に該当するときは、懲戒解雇に処する。

- (1) 本学の教育方針を公然と批判し、あるいは教育方針に違背する行為を行いまたは行わしめたとき
- (2) 故意または過失により本学に重大な損害を与えたとき
- (3) 業務上または管理上の指示・命令に反抗し本学の秩序を乱したとき
- (4) 職務に関し不正に金品その他の利益を収受したとき
- (5) 重大な反社会的行為があったとき
- (6) 経歴を偽りまたは詐術を用いて雇用されたとき
- (7) 正当な理由がなく無届欠勤が14日に及んだとき
- (8) 前条の規定による懲戒を受けてもなお反省の事実の認められないとき
- (9) その他前各号に準ずる不都合な行為のあったとき

(処分決定前の措置)

第54条 所属長は、懲戒に該当する行為をした職員に対しては、必要に応じ、処分決定前においても就業を差し止めることができる。

第7章 安全及び衛生

(危険防止)

第55条 職員は、常にその職務に関する危険防止につとめ、本学内外の整理整頓に注意し、災害の防止及び予防につとめなければならない。

(非常災害)

第56条 職員は、火災その他の災害を発見しまたは予知したときは、関係者または付近の者に通報し、自らも臨機の処置をとらなければならない。

(職務上の傷病)

第57条 本学は、職員が職務上の事由で疾病にかかり、または負傷したときは、法の定めるところにより、必要な費用を補償する。

2 職員が職務上の事由で死亡したときは、法の定めるところにより、その職員の死亡当時その収入によって生計を維持した者に対して遺族補償を行う。

(保健・衛生)

第58条 職員は、常に保健衛生に留意し、これに関する本学の指示を守り、定期的に健康診断を受けなければならない。

(就業の停止)

第59条 職員は、医師の診断により次の各号の一に該当すると認められたときは、業務につくことはできない。

- (1) 精神病者

- (2) 開放性結核患者
- (3) 法定伝染病患者および疑似者・保菌者
- (4) 勤務により疾病が悪化するおそれのある者
- (5) その他勤務することが適当でないと認められた者

附 則

- 1 臨時の契約により本学に勤務する者に対しては、この規則は適用しない。
- 2 この規則によって支給される諸給与金・補償金などにつき、日本私立学校振興・共済事業団の給付を得られるものについては、支給すべき金額からその給付額を減じて支給する。
- 3 この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第6条の改正規定は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年2月20日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年7月28日から施行する。

教 員 名 簿

学 長 の 氏 名 等						
調書 番号	役職名	氏 名 フリガナ <就任(予定)年月>	年齢	保有 学位等	月額基本給 (千円)	現 職 (就任年月)
一	学 長	ミネギシ ススム 峯岸 進 <平成 25 年 4 月>		経済 学士		学校法人 峯徳学園 理事長 (昭 47. 4) 川口短期大学 学長 (平 3. 4) 埼玉学園大学経営学部教授 (平 13. 4) 埼玉学園大学 学長 (平 13. 4)

教員の氏名等

調書番号	専任等区分	職位	フリガナ氏名 (就任(予定)年月日)	年齢	保有学位等	月額基本給 (千円)	担当授業科目の名称	配当年次	担当単位数	年間開講数	現職 (就任年月日)	申請に係る大学等の職務に従事する当たりの平均日数
①	専	教授 (研究科長)	ミノワトクジ 箕輪徳二 (平成25年4月)		経営学博士		経営財務特講 特別研究指導Ⅰ 特別研究指導Ⅱ 特別研究指導Ⅲ	1・2・3前 1通 2通 3通	2 2 2 2	1 1 1 1	埼玉大学 経済学部教授 (H4.4)	5日
②	専	教授	ダイトウエイスケ 大東英佑 (平成25年4月)		経営学 修士※		経営史特講 特別研究指導Ⅰ 特別研究指導Ⅱ 特別研究指導Ⅲ	1・2・3後 1通 2通 3通	2 2 2 2	1 1 1 1	埼玉学園大学 経営学部教授 (H22.4)	5日
③	専	教授	クロサワヨシタカ 黒沢義孝 (平成25年4月)		経済学博士		格付評価特講 特別研究指導Ⅰ 特別研究指導Ⅱ 特別研究指導Ⅲ	1・2・3前 1通 2通 3通	2 2 2 2	1 1 1 1	日本大学 経済学部教授 (H3.4)	5日
④	専	教授	ニシヤマケンイチ 西山賢一 (平成25年4月)		理学博士		経営組織論特講 特別研究指導Ⅰ 特別研究指導Ⅱ 特別研究指導Ⅲ	1・2・3前 1通 2通 3通	2 2 2 2	1 1 1 1	埼玉学園大学 経営学部教授 (H22.4)	5日
⑤	専	教授	ハマモトミチマサ 濱本道正 (平成25年4月)		経済学 修士※		財務会計特講 特別研究指導Ⅰ 特別研究指導Ⅱ 特別研究指導Ⅲ	1・2・3前 1通 2通 3通	2 2 2 2	1 1 1 1	埼玉学園大学 経営学部教授 (H24.4)	5日
⑥	専	教授	ヨネヤマテツユキ 米山徹幸 (平成25年4月)		文学修士		IRと企業情報特講 特別研究指導Ⅰ 特別研究指導Ⅱ 特別研究指導Ⅲ	1・2・3後 1通 2通 3通	2 2 2 2	1 1 1 1	埼玉学園大学 経営学部教授 (H22.4)	5日
⑦	専	教授	ユモダフミオ 菰田文男 (平成26年4月)		経済学博士		国際経営特講 特別研究指導Ⅰ 特別研究指導Ⅱ 特別研究指導Ⅲ	2・3後 1通 2通 3通	2 2 2 2	1 1 1 1	埼玉大学 経済学部教授 (H5.4)	5日
⑧	専	教授	オクヤマタダノブ 奥山忠信 (平成25年4月)		経済学博士		特別研究指導Ⅰ 特別研究指導Ⅱ 特別研究指導Ⅲ	1通 2通 3通	2 2 2	1 1 1	埼玉学園大学 経営学部教授 (H20.10)	5日
⑨	専	教授	アイザワコウエツ 相澤幸悦 (平成25年4月)		経済学博士		国際金融論特講 特別研究指導Ⅰ 特別研究指導Ⅱ 特別研究指導Ⅲ	1・2・3後 1通 2通 3通	2 2 2 2	1 1 1 1	埼玉大学 経済学部教授 (H13.4)	5日
⑩	専	教授	モチヅキフミオ 望月文夫 (平成25年4月)		博士 (経営学)		租税法特講 特別研究指導Ⅰ 特別研究指導Ⅱ 特別研究指導Ⅲ	1・2・3前 1通 2通 3通	2 2 2 2	1 1 1 1	埼玉学園大学 経営学部教授 (H22.4)	5日
⑪	専	教授	イサンボウ 李相和 (平成25年4月)		博士 (経済学)		国際会計特講	1・2・3前	2	1	埼玉学園大学 経営学部教授 (H17.4)	5日
⑫	専	教授	チョウノハラエイリ 張(野原)英莉 (平成25年4月)		博士 (経済学)		経営史特講	1・2・3後	2	1	埼玉学園大学 経営学部教授 (H15.4)	5日
⑬	専	教授	イソヤママサル 磯山 優 (平成25年4月)		経営学修士 ※		経営学特講	1・2・3前	2	1	埼玉学園大学 経営学部教授 (H17.4)	5日
⑭	専	教授	フントモヒコ 文智彦 (平成25年4月)		博士 (経営学)		経営学特講	1・2・3前	2	1	埼玉学園大学 経営学部教授 (H22.4)	5日
⑮	専	教授	イチノシンゴ 一戸真子 (平成25年4月)		博士 (保健学)		ヘルスケアサービ ス・マネジメント特講 特別研究指導Ⅰ 特別研究指導Ⅱ 特別研究指導Ⅲ	1・2・3前 1通 2通 3通	2 2 2 2	1 1 1 1	上武大学 看護学部教授 (H16.4)	5日
⑯	兼任	講師	キクチヒロユキ 菊池英雄 (平成25年4月)		経済学学士		地域企業論特講	1・2・3後	2	1	西武文理大学 名誉教授 (H20.4)	1日
10	兼任	講師	ナリマツキョウヘイ 成松恭平 (平成25年4月)		博士 (経営学)		管理会計特講	1・2・3後	2	1	淑徳大学 経営学部 経営学科長 (H24.4)	1日
11	兼任	講師	チカダノリユキ 近田典行 (平成25年4月)		修士 (経営学)		国際会計特講	1・2・3前	2	1	埼玉大学 経済学部教授 (H16.4)	1日
12	兼任	講師	モリタタカヒロ 森田隆大 (平成25年4月)		Master of Business Administration (米国)		民間企業・ソプリ ン格付評価特講 ※	1・2・3 前	1	1	ワールド・ゴ ールド・カウ ンシル 日本代表 (H23.10)	1日
13	兼任	講師	コウツツカシ 神津多可思 (平成25年4月)		博士 (経済学)		金融論特講	1・2・3後	2	1	リコー経済社 会研究所 主席研究員 (H22.8)	1日

教員の氏名等

調書番号	専任等区分	職位	フリガナ氏名 (就任(予定)年月日)	年齢	保有学位等	月額基本給 (千円)	担当授業科目の名称	配当年次	担当単位数	年間開講数	現職 (就任年月日)	申請に係る大学等の職務に従事する週当たりの平均日数
14	兼任	講師	ホンザワ ミノル 本澤 実 (平成25年4月)		博士 (経済学)		国際金融論特講	1・2・3後	2	1	共生投資顧問株式会社 代表取締役社長 (H23.5)	1日
15	兼任	講師	トミイユキミチ 富家友道 (平成25年4月)		教養学士		リスクマネジメント特講	1・2・3後	2	1	PROTIVITI LLC Executive principal (H24.4)	1日
16	兼任	講師	ネモトナオコ 根本直子 (平成26年4月)		Master of Business Administration (米国)		ABS(仕組債)・金融機関格付評価特講 ※	2・3後	1	1	スタンダード&ブローザ・レーティング・ジャパン 金融関係グループ、 金融・事業法人及び公的部門格付部 マネジングディレクタ (H24.4)	1日
17	兼任	講師	エガワユキキ 江川由紀雄 (平成26年4月)		学士 (比較文化)		ABS(仕組債)・金融機関格付評価特講 ※	2・3後	1	1	新生証券株式会社 調査部長 (H23.7)	1日
18	兼任	講師	エナツ 江夏あかね (平成25年4月)		MBA (英国)		民間企業・ソブリン格付評価特講 ※	1・2・3前	1	1	パークレイズ・キャピタル証券ディレクター (H22.6)	1日
△16	兼任	講師	シラトリカズヒコ 白鳥和彦 (平成25年4月)		博士 (経済学)		マーケティング論特講	1・2・3後	2	1	積水化学工業CSR企画グループ長 (H19.4)	1日
△17	兼任	講師	オニシマサミ 尾西正美 (平成25年4月)		修士 (経営学)		経営労務特講	1・2・3前	2	1	埼玉大学経済学部教授 (H7.4)	1日

専任教員の年齢構成・学位保有状況

職位	学位	29歳以下	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65～69歳	70歳以上	合計	備考
教授	博士	人	人	2人	3人	人	4人	2人	11人	
	修士	人	人	人	1人	人	2人	1人	4人	
	学士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短期 大学士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	その他	人	人	人	人	人	人	人	人	
准教授	博士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	修士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	学士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短期 大学士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	その他	人	人	人	人	人	人	人	人	
講師	博士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	修士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	学士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短期 大学士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	その他	人	人	人	人	人	人	人	人	
助教	博士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	修士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	学士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短期 大学士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	その他	人	人	人	人	人	人	人	人	
合計	博士	人	人	2人	3人	人	4人	2人	11人	
	修士	人	人	人	1人	人	2人	1人	4人	
	学士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短期 大学士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	その他	人	人	人	人	人	人	人	人	